

平内左衛門討死

承久軍物かたり 卷第四

三

宇都宮四郎頼業勢多に著陣

衛門がくびをばとつてけり。よしみの十郎ふしもつゝひてたゝかひけるが。まそく小次郎かいだておひけるをかたに引かけて、川ばたまでのびたりけるが、かたきうしろより、てしげくいけるほどに、こらへかねて小次郎をば川へなげすて、吾身もともにとび入けり。十郎はひごろすいれんのたつしやなりければ、川底にて物ぐぬぎすて、をよぎかへつてたすかりけり。いまはくめの左近一人のこりしを、あたから兵うたすなとて、ならのきち四郎平五郎、かれこれ四五人はしげたをわたつてくめをのりこえ、おもてに立てぞたゝかひける。こゝにうつのみや四郎頼業よひなり。ちゝの入道を待て、大せいに三日さがりたりけるが、こんにもせに付てみれば、はしうへのいくさの最中なり。まかれどもはしより一町ばかりうちのぼりて、河のきしにちんをとりるカ。あひまたがふ人々は、くまがへ二郎兵衛なをいへたかだむしや所以下五十よきとぞ見えし。京せいこのよしを見て、さしつめひきつめさんぐにゐる、や雨のあしのごとし。うつのみや四郎以下、河ばたにうちたつておのゝゝ矢をゐる所に、くまがへはいまだゆみをひかず。いかにやをはなち給はぬぞといは

福地十郎俊政宇都宮四郎頼業矢を射かはず

れければ、たのゝ存じのごとく、一のたにのかせんにゆんでのこがひなをいさせ候により、とをやを仕ることあひかなひ候はずとて、ざつしきとねりどもを引つれて、てきのいすてたる矢をひろひあつめさせ、みかたのまへにくばりていさせける。かゝりける所に、うつのみや四郎よりなりが、かぶとのはちをいけづりて、はちつけのいたにまたゝかに、矢一すち立たり。よりなりやすからず思ひて、ひきかなぐりてみれば、まらのに山鳥羽にてはひだりけるが、十三ぞく三ぶせぞ候ける。くすまきぎはにうるしをもて、まなの、國の住人ふく地の十郎としまさとやまゐるしをまたり。うつのみやこのやをうちすて、おなじく十三ぞく二ぶせありけるくろはのやのをぬき出し、うつのみや四郎よりなりと矢まゐるしを。よつひひつきて兵とはなつ。川のおもて三町あまりをいわたして、川のはたに山田の次郎まげたが、からかさゝせ、いくさのげちして立たりけるよろひの袖に、うらくかく計にいづけたり。重忠あやうくや思ひけん。からかさをとらせて、だんのうへ、あがりけり。みをかさをかためたるみのゝりつしやくはんげん、このよしをみるより

承久軍物かたり 卷第四

三

も、やすからぬ事に思ひて、小船にこぎのり河中にをし出し、さしつめ引つめさんざんにいる。うつのみやよりなり、又例の中ざしとてつがひ、かなぐりはなちにいければ、まさきにすゝんだる兵のくびのはねにいてられ、やにはにたふれてまににけり。

繪所、せたのはしかせん、山法師
共もあり、ふし共も有。

その次に、くろかはおどしのよろひきたる法しむしや、舟ばりにつ立あがり、さんざんにいける所を、うつのみや、二のやをつがひていければ、引合をのぶかにいさせて、河中へたふれ入にけり。せたのいくさは、一日二日にことゆくべきとも見えざれば、大將軍さがみのかみ時ふさ、ぎやうぶ兵衛をめて、まばらくいくさをやめよとげちせられければ、おのゝゆみやをとめ、まばしやすみゐたり。こゝにぐごのせへは、城入道がうけ給はてむかひけるが、上の山よりめじか一ツおちきたれり。兵共、あれやゝとさはぐ所に、かひの國の住人平井の太郎たかゆき、くつきやうの弓の上手なりければ、上やのかぶらうちつがひ、三だんばかりにつめよせ

時房戦を
中止せしむ

三浦泰村
宇治にと
ままり泰
時の軍に
屬す

て、おもふまらげのもとを兵といければ、まかはのけにたふれてまに、けり。むさしのかみやすときは、その夜はいははしにぢんをとり、明ければうちへむかはる。むさしの前司よしうちするがのかみよしむらは、大わたりへむかふなれば、おののいとま申てうちとをる所に、よしむらが二なんするがの二郎は、うちにとまらんとす。ちゝ、このよしをみていかにとへば、するがのかみやすむら御とも仕べう候へども、くはんとうにて、むさしどのゝ御とも仕候はんと申て候へば、いまさらへんがいはいかと存候へば、やすむらはむさしのかみ殿の御手につきて、いくさ仕候べし。ちゝの御手も、見すて申がたく候へども、御ともに三郎みつむらも候へば、心やすく存候ほどに、とままり侍る也といへば、ちゝよしむら、さてはちからおよばずとて、やすむらをかたはらにまねきよせ、わかきものなれば、かまへていくさにあやまちすな。河にのぞんでは、とこそふるまへ。てきにあふてはかくこそたゝかへと、心しづかにけうくんして、むねとのらうどうさの、與一・めのとの小河太郎・小河五郎・あその太郎・同三郎・山ざき三郎・なはの藤八以下五十きすぐりて、やすむらにつけて

泰村宇治
橋の邊に
て戦ふ

とゆめをき、わが身も五十きのせいを引ぐし、大わたりへとてうちとをる。やすむらは五十きのせいをあひしたがへ、うちばしのへんにをしよせ、いくさもよひせられけり。時しも雨、しやちくのごとくにふりければ、馬よりおり物のぐぬぎかへ、はしづめにつたちあがり、大をんじやうにて名のるやう、これはくはんむ天わうより、十三代のべうゑい、さがみのくにの住人みうらするがの次郎やすむら生年十八と名乗て、かぶとをばぬひで郎等にもたせ、さしつめ引つめさんぐに在る。むかふのきしには、かいのさいしやう中將、くまの法しなら法しをあひともなひ、こんがらせいたかを、かさざるしにつけたるはたどもをうちたて、風にひるがへる所へ、やすむらてまげくいわたしければ、色めきてぞ見えける。するがの二郎がらうどうに、小河の太郎と申ものは、せい兵のてきなるが、まうと立ならんで、かなぐりはなしにひたとはなつ。むかふのきしへは、ふつうのやはとくべしとも見えざる所に、まくのうちへ雨のふるごとくにいこみければ、大しやうさいしやう中將こらへかねて、うへのだうの内へ引給ふ。

繪所、うちばしのきはにたてをつかせ、ひがしのほうにむしや二き
立て弓いる所、にしの川ばたにまくはりて、兵ども弓いる所

武藏守泰
時出陣

その日もくれければ、するがの二郎はいくさにつかれて、たのくはしづめを引まりぞき、びやうどう院にちんをとる。去ほどに、やすむらうちばしのかせんに、いしらまされて引まりぞくよしきこえければ、大しやうぐんむさしのかみ、大きにおどろき給ひ、こはいかに、いくさは明日のさうてんとこそさだめけるに、はやかせんはじまりけるか。つとけ兵とのたまへば、平三兵衛もりつな、このよしをうけ給はて、大しやうぐんの仰也。いそぎはしのでにむかひ給へとのゝまりけれども、比は六月もなか、ごくねつし、大雨しやちくをふらし、物のぐをとをし、馬上たきをながしければ、馬人立かね、めもみあげざりけり。こはそもいやしき土民の身として、十せんばんせうの君にむかひ奉り、ゆみを引矢をはなてば、かねて天ばつもかうぶるかとおちをのゝき、大しやうの御出にこそ御ともを申。うちぞにをもすべけれど、あへてうつ立ものもなかりければ、むさしのかみ聞もあへず、さらばうち立。兵どもとてかぶとのをゝまめ、馬にうちのりかけ出給へば、す千ぎのぐん兵、一き

泰村の軍
にあらば
更けられ
りに入れ
て合戦す

波多野五
郎信政眼
を入らる

ものこらすあひたがふ。はしづめにせめよせ給へば、するがの二郎、まことにた
たかひけるよとうち見えて、やの二すぢ三すぢをりかけぬ兵もなく、いたでうす
で、一か所二か所おはぬ兵もなかりければ、あらてを入かえ、はしのゆきげたにつ
きてた、かふ所に、一ばんにさうまの五郎兵衛どひの二郎さゑもんなゆた平兵衛・
うち田四郎・吉川小次郎をしよせて、まばした、かふ所に、せうくしてをふて引えり
ぞく。二ばんにまにかい兵衛・まの、次郎・ながぬま小四郎、はしげたをわたつ
て、かいたてのきはまで、せめよせてた、かひける所を、かたきあまたよせ合て、三
人一所にてうちとりけり。三ばんにかちの小次郎・いはせの七郎、これもはしげた
をわたりて、さんぐにた、かひ、うすであまたおふて引えりぞく。四ばんにはた
の、五郎のぶまさと名乗て、ゆきげたをわたり、かいたてのきはにせめつけたり。
こののぶまさは、去ぬる六月くいせ川のいくさに、やゑりもなきやにて、ひたひを
また、かにゐられたるが、うすだかにはれあがりて、むかひをみるにもはれやかにみえざれ
ば、ふりあふのきて、きのかたを見んとしける所に、かたきのいるや、雨のあしのご

とくなれば、右のまなこにいこまれて、すでに川へおち入らんとしけるが、心をま
づめはしげたにとり付て、まばしはた、すみけれども、さきへむかはんもまなこは
みえず。引かへさんも、てきにうしろを見せじと思ひければ、まなたいこ、にきは
まれり。こゝにのぶまさがらうどう三郎のり久といふもの、はしげたをするく、
とわたり、まをかたに引かけ、みかたのちんへかへりつ、まのうへにうちふさ
せて、二人たちより、ひざをもつてまころをさへ、矢をぬきければ、ちのながれ出
る事、たきのごとし。よろひはくれなるにぞへんじける。五ばんにむさしの國の
住人まほのやさゑもんいへうちまそく六郎さゑもんいへとも、をしよせてた、か
ひけるが、かたきのいるやにまつかういられて、ち、のいへうじのけにたをれけれ
ば、まそく六郎、ち、をのりこえた、かひけるが、これもあまたてをひければ、ち、
をかたに引かけてぞのきにける。その次に、みや寺三郎すぐるむまのせういひだ
か小二郎・たかたむしや所・大たか小太郎・をきつ左衛もん・たかはし九郎・まゆくや
次郎・たか井小次郎以下、われおとらじとをしよせてた、かひけるが、京がたよりな

鹽谷父子
の奮闘

奈良法師
土護覺心
圓音の奮

泰時令し
て宇治橋
の戦を止
めしむ

ら法しとごのかくゑんゑんをん二人出きたり、よ人ははうはう渡りけるはしげた
をおどりはね、なぎなたうちふつて、きよくをふるまふてた、かひければ、東ごく
せい、にくき法しのふるまひかなとて、さしつめ引つめさんぐに在るほどに、え
んをんがあしの大ゆびをはしげたにいつけたりければ、はたらくべきようなかり
けり。あとにつひたるかくゑん、このよしをみるよりも、たちをぬひて、いつけ
たりけるゆびをふつときりすて、かたにかけてぞのきにける。むさしのかみやす
時、はしのいくさのていを見給ふに、はかくしくせうぶあるべしともみえざれば、
平三もりつなをめして、まばらくいくさをとむべきよし、げぢせられければ、も
りつなごそくにたちばかりはきて、まろきほろをさつとかけ、うちばしのきはに
すゝんで、大しやうぐんよりの仰也。おのゝまばらくいくさをやめられ候へゝ
とのゝじりければ、兵どもまばしはきかぬよしにて、いさみのゝじりた、かひけ
れども、いくさしたらんものは、御かんだうあるべきよし、たびゝに申ければ、これ
をきく人一人二人、ゆみやをばづしかへるほどこそあれ。終にはしのいくさはや

みにけり。

繪所、うぢのはしの
うへのかせん。

泰時宇治
渡川を評
定す

むさしのかみやす時、まばたきち六をめして、いかにかねよしうけ給はれ。はしの
うへのいくさ計にては、みかたのうたるゝばかりにて、終にはかくしからじとお
ぼゆれば、いまは川をわたさんより外はなし。まかるに、きのふけふの大雨にみか
さまさりてみゆれば、ことの外なんぎのわたりなるべし。いづくにかあさせやあ
る。なんぢせぶみ仕れかしのたまへば、うけ給はると申て御まへを立けるが、又
とつて返し、けんじやを後はるべうや候らんと申ければ、もつともと仰られ、すな
はちなんでう七郎をぞ付られける。二き馬にうちのり、まきのしまのかたへ下り
ざまにうちけるが、^まむかひの方より、はくはつなるおきな一人出きたれり。まばた、
このおきなにむかつて、この川はみかさおびたゞしうまされば、いづくをせともま
りがたし。なんぢはたう所のあないしやとみえたり。あさせのとをりを、たし
かに申せとありければ、おきな、さん候。ふしみのつこそあさせにて候へば、御わ

芝田橋六
兼能宇治
川の瀬踏
を行ふ

たり候べしとをしへければ、かねよし大きによろこび、川ばたにとびおり、はだかになりて、かたなをくちにくはへておよぎわたる。なんでう七郎がみるゆへに、あさき所もふかきやうにもてなし、はやき所はのどかなるやうにふるまひて、中島にをよぎつく。むかひをみれば、かたき大せいにてひかへたれば、これよりむかふまで、もさこそあるらめとみわたして、やがてとつて返し、大將の御まへに参り、せぶみこそ仕りて候へと申ければ、折ふし御まへに、さゝ木四郎さゑもんのぶつなをこころしたりけるが、えばたがことばをき、もあへず、あたる所をつい立て、馬にひたとうちのり、くだんの川せにはせて行。えばたこれを見て、あなくちおしや。すでにささ木にさきをせられんよと思ひて、おなじくはせて行ほどに、さゝ木はさきに立て、えば田殿、せはこゝ候かといへば、いまだはるかのさきにて候ぞといひもあへず、さきにせぶみしたる所へ馬のはなを引むけ、がばとおとし入れれば、このほどの大雨にて、川おもてにえらなみひるがへるにおどろきて、はな風ふきてとつてかへす。このひまにさゝ木の四郎さゑもん、がばとうち入たり。さゝ木が馬は、くろくりげ

佐々木四郎信綱
田橋治兼
能字川
争の先陣を

なる馬の八寸ばかりもあるらんとおぼしくて、えたをえろかりけるが、なをばおつぼねと申て、右京大夫ひざうしてかひ給ふ名馬也。こんどのいくさに、かうみやうせよとて給はつたる也。えばたがうまは、かげなるむまのふとくたくましが、立波と申てこれもきこふる名馬なれども、いまだのり入ざるによて、物におびゆるなり。しかるにさゝ木がむまのおつるを見て、えばたがむまも同うち入つゝゐたり。河中までは、さゝ木が馬のあぶみにはなをすらせけるが、えだいにさかりて、二たんばかりぞをくれける。さゝきはいまだむかふのきしへもつかずして、馬のうへにつつ立あがり、あふみのくにの住人さゝ木の四郎さゑもんの尉のぶつな。けふのうち川のせんちんぞやと、たからかに名のりければ、同じくつゝひたるえばたも、あふしうの住人えばた吉六かねよし、けふのうち川のせんちんぞやとたからかに名のりける。

繪所

さゝ木の四郎は、むかひの中島にうち上りたれば、えそくさゑもん太郎、生年十五

佐々木四郎信綱
治川の先陣

佐々木四

耶信綱が
息左衛門
太郎宇治
川を往還
す

になりけるが、まろきかたびらをきてたちをくびにかけ、父がむまのまろがいにとり付てあがりければ、^(のぶ)たかつなきつとみかへりて、むかひの川ばたまではみえつれども、これまでわたるべきとは思はざりつるに、さすが吾子也。いくら兄弟ありとも、をのれにまさるはよもあらじ。この、ちいか成あひしをまうくるとも、なんぢに思ひかゆることあるべからず。いしうもこれまで参りたり。いまは是よりとくとくをよぎかへりて、むさしのかみどのへ、せぶみをこそ仕て候へと申せといひふくむ。これはすはだなるものを、てきの矢にあてんことがいたはしければ、すかし返さんため也。さるもん太郎これをき、いやしく、まげつなもいづくまでも御供申さんといへば、のぶつな、やはらかにいはし、よもかへらじと思ひて、いかに汝はさては親のめいをそむくか。いそぎかへりて、このよしを申せといはれて、ちからおよばすをよぎ返り、むさしのかみ殿に参りて、此よしかくと申て、又とつて返し、ちのあとを尋て、をよぎわたりけるが、こうすいのみなぎりおつるを、ゆきかへり三度までわたりければ、さすが身もつかれて、おち入らんとする事たび／＼なれば、くびにかけたるぢうだいのたち、あまりにをもちりけるほどに、おしくはおもへども、河へなげ入たすかりて、むかひのきしへをよぎつく。さゝきが河をわたしけるをみて、つゞひてわたしけるともがらは、中山五郎二郎・さの、興一・うらの、太郎・よこみぞ五郎・まら井の小太郎・たごのそう内ら也。あきばの三郎もつゞひてわたしけれども、後にさゝ木に御尋ありける時、いかゞ思ひけん。のぶつなはみ申さず候と申けり。その次に、をがさ原四郎・うつみ九郎・かうの、九郎四郎・むまのせうてしがはら小三郎・ながえの興一平六、い上七きつらなつてわたしけり。その次には、わかさの兵衛入道・せきのさるもん・をのでら中つかさのせう・さつしま四郎・四騎うちつれてわたしけるが、わかきむしやの馬もつよかりけるは、まさいもなふしてわたりつく所に、せきのさるもんはらうむしやにて、馬はよはし。をしおとされければ、さつしま四郎は、はるかかさきにわたしけるが、まうとのせんどをみすてがたさに、むまのたづなをとつて返し、せきさるもんが馬にをしならべんとしけるが、さかまく水をし入れ、二人ともにまづみてうせにけり。このさつしま兵

東國諸士
渡川

關左衛門
左島四郎
流没す

承久軍物かたり 卷第四

安東兵衛
等十四騎
流没す

阿保實光
鹽谷家經
流没す

衛くにを立ける時、つまの女ばう申けるは、吾ちゝはたのもしき子一人ももち給はねば、さこそ力なくおはしまさん。日比われに御なさけをかけ給ふなれば、みづからがこと葉のすゑたがへ給はず、あひかまへて吾ちゝを見はなし給ふなと、いくさに出るあしたまで、かきくどき申ければ、その詞をや思ひ出しけん。おなじ水の底にまづみけるこそあはれなり。後にこきやうにつたへ聞て、かくいはざりせば、二人にはをくれまじ物をとて、なげきかなしめどもかひぞなき。あんど兵衛同藤内さゑもん、十四きうちつれて、大せいわたりし所より、ふかき所にかばと入、大せいよりもさきにわたさんとはげむ所に、うはてのふかき所にてはあり、一きも見えずまづみて失にけり。むさしのくにの住人あぶのぎやうぶのせうさねみつゑほのやみんぶのせういへつね、とうごくのものなるが、まよりやうもさかひをならべて、あさ夕申むつびければ、今日もいひ合せ、一所にわたさんとして、河ばたにのぞみける所に、二人が子どもも同じくわたさんとして、跡につゞきたり。ちゝこれを見て、わかきものどもをうしなはん事を、ふびんにや思ひけん。むさしのかみどのへ、御つ

馬筏を組
みて宇治
川を渡れ
る諸士

かひに参らせければ、二人の子ども心えて、とかく御ともにこそ候はめと申せば、ちゝ大きにいかり、こざかしきやつばらかな。たゞとく参れ。われらゆみとりの、八玄ゆんにさへあまりておしからぬいのち、やまひにてしなんはくちをし。人なみにかく御大じにあふて、まなんはほんまうならずやとて、二人うちつれがばとおとしけるが、川中までもわたしえすしてまづみけり。其後、馬いかだをくみてわたしける人々には、くせのさゑもん二郎・み山やとう太せんうゑもん太郎・あきの庄二郎・かたほみんぶ四郎・山のうちや五郎・たかだ小太郎・なりた兵衛・めかげの四郎・かんざは八郎・ならの八郎・まな川六郎太郎・しのむら彌三郎・とよしまや太郎・いさの大まん太郎・さうまの五郎・子そく三人・物いの二郎太郎・まもつま小次郎・さゝ八郎入だう・同二郎太郎・まぶや平三・木戸のきやうぶのせう・ひらつかせう太郎・かすがぎやうぶ三郎・あだち平内・ながへの小四郎・いひだのさこん・まほのや四郎・どひの三郎・中の藤八・なり田の二郎・ひらまの三郎・同平四郎・同四郎太郎・平三五郎・島小二郎・大河津小四郎・つしまのさゑもん次郎・ゆはら六郎・をかべの六郎・いひだか六郎

かねこの與一太郎・大くら六郎・さぬきのさゑもん六郎・大玄ほ太郎・うら野の四郎・ふせのさゑもん次郎・あがたさゑもん四郎・かたぎり六や太・藤太さゑもんいゝじま太郎・大たか六郎・をかべの介・庄の三郎・いし田さこんいゝぬま三郎・さくら井二郎・玄まづ二郎・いし川三郎・さいとうさこんいゝまいづみ七郎・玄ほのやごん次郎太郎・これらをはじめとして、むねとのもの九十六人、うちつれくゝわたしけるが、たすかるものはすくなく、ながるゝものはおほく、上下八百よきながれて玄にけり。玄なのゝくにの住人かすがぎやうぶ三郎ふし、一どにうち入わたしけるが、子はたちまち玄づみてしす。ちゝもをし入られしを、くがにのこりし郎等、ゆみのはすを入てさがしけるにぞ、さうなくとりつきて引上られ、川ばたに大いきついで休みける所に、大しやうむさしのかみ、このよしを見給ひて、兵どものうんつきば、大しやう一人とゞまりてなにかせん。やす時もともにうち入、し玄やうをさだむべきとて、川ばたに馬を引むけ給ふ時、ぎやうぶ三郎馬よりとんでをり、むさしのかみの馬のくらつばに玄かとり付、いかにかく口おしき御はからひは候ぞ。こゝは大將の

春日刑部
三郎泰時
の渡河を
誠む

わたす所にては候はず。いくさのならひは、千きが一きになるまでも、大將はいのちをまたふしてこそ、うちかたせ給ふべけれととゞめ奉れば、むさしの守、思ふやうあり、はなせとて、むちにてこうでをうたれけれどもはなし奉らず。

所

かゝりける所に、みかたのせい百きばかりはせきたり、むさしのかみのむまのまへに、はせふさがりければ、ちからをよばすとゞまり給ふ。

繪所、

これ玄かしながら、ぎやうぶ三郎が、河をわたせしよりもかうみやうなりとぞきこける。するがの二郎やすむら川をわたさんとてかけ出けるを、めのと子の小河の太郎みつゝきにすがり、こはいかなる御事にて候ぞ。ちゝの御ともをもせさせ給はで、こゝにとゞまり給ふは、むさしのかみ殿と一所にとちぎり給ひしゆへにあらずやと、引とゞめ參らする所に、むさしのかみこれを見給ひ、いかにや、日比のけいやくはたがひぬるかとのたまへば、ことはりにふくしてとゞまりけり。むさしの太郎

小河太郎
三浦泰村
の渡河を
諫む

小熊時氏
北條時氏
の渡河を
諫む

時氏も、川をわたさんとて、川ばたにすゝまれけるを、むさしの守、いかにやす時を
すてんとはせらるゝぞ。ともかくも一所にてこそなり給はめと、のたまひけるを
きゝも入給はず、すでに川にうち入給ふ所を、をぐまの太郎、たづなにとりつき、殿
はにつぼん一のふかくおんや。大しやうぐんたる人は、いかにもはかりごとをめ
ぐらし、兵どもにいくさすゝめて、うちかたせ給はんようなり。これほどに、馬、人
たまらずおぼれ侍る河水にむかひて、御いのちをうしなはせ給ひては、河のかうみ
やうか候べきと申せば、時氏、思ふやうあり。たゞはなてとてむちふりあげ、をぐ
まの太郎がひちをえたゝかにうたれければ、さらばとてはなし奉り、わが身もつゝ
ゐてわたすほどに、せきのはんぐはん代さねたゞも同じくつゞけり。三きの兵、こ
とゆへなくむかひのきしに付給ふ所に、万年九郎ひでよし、さきにわたしけるよと
うち見えて、むかふさまに出きたり、時氏、いかに汝は、只今こゝに参りたるこそ、日
比の千き方きが心地すれとのたまひて、うちつれきしにさつとあがり給ふ所に、さ
がみのくにの住人とがのたの三郎かげたか、生年十六、むねとのてきと引くんで、

宇治の戦

をしならべてどうとおつ。かげたかはこくはじやなり。てきは大のおとこなれば、
やがてとつてをさへて、すでにあやうかりける所を、むさしの太郎、弓〔にか〕とやをうち
つがひ、大物いにい給へば、てきの草すりのあまりにしたゝかにたつ。すこしよは
る所を、下人つとはしりより、てきのでへんに、てをかけてゑいといふて引返す〔まど〕所
に、かげたかやがてをきなをり、をさへてくびをとつてけり。こゝにするがの二郎
がてのもの、源八といふもの、えうよりさきさまに川をわたしたるが、時氏はわた
し給へども、やすむらは見えねば、こはいかに、えなば一所にてとこそちぎり給ひ
しに、さてはながれ給ひけるかとて、川のおもてを見わたしたれば、三うらのかさ
おるしさしあげてわたす兵ありけり。あはや、わがえうのわたし給ふとみて、よろ
こぶほどに、やすむらえうえう五きにてうちあげたり。時氏のせい、せんに五百
よきわたしけり。みかたは河をわたしつれば、かたきみかたぶんみやうならん。
それをゑるしにうてや兵どもと、かうじやうにげちし給へば、兵どもいさみにいさ
んでたゝかひける。こゝに京がたより、あか地のにしきのひたゝれに、もえぎには

東軍悉く
河を渡す

右衛門佐
朝後討た
る

ひのよろひに、すそがな物うつたるをゆらりととき、まらぼしのかぶとにきりふのや
をひ、くれなるのほろをかけ、あしげのむまにうちのつて、たゞ一人かけ出たり。
東ごくせい、あはやよきかたきと目をかけて、くまんくとする所に、するがの二
郎がらうどう小河の太郎よせあはせ、くんでおち、終にくびをとつてけり。後にき
こえしは、うゑもんすけともとしといふてん上人なり。君のいくさまけ色にな
らば、うちじにすべきよいひさだめて出られけるが、そのこと葉をたがへず、ゆ
みやとりの身にてもおはせざりけれども、うちじにし給ふこそやさしけれ。又京
がたよりひおどしよろひきて、白月毛なるむまにのり、長ふくりんのたちはひて
かけ出たり。うちゑみたるをみれば、かねぐるなり。小河太郎これを見て、よきか
たきぞとおもひ、をしならべて、くまんとする所をくむ所を、かぶとのまつかうぬきうちに丁とうた
る。小川太郎、めもくれ心もきえけれども、よろひの袖につよくとり付、引ふせ、二
ひきがあひだにどうとおつ。おつるとひとしく心をまづめてみれば、わがくんだ
るかたきのくびはなかりけり。こはいかにと見る所に、そばにゐたりけるいづの

小河太郎
二度の高
名

くのに住人平馬の太郎がとつたりけり。

繪所

小河の太郎これを見て、いかになんぢはひが事するかといひければ、平馬の太郎、
くびをば返しぬ。また京方より、さゝ木太郎さゑもん尉うちつなとなつてかけ
出たり。おちの四郎さゑもんこれを見て、太郎さゑもんよきかたきぞ。あますな
兵ども、中にとりこめ、うてやものどもとげちしければ、太郎さゑもんこれをき、
いかゞ思ひけん。〔くびカ〕かいふつて引所を、三うらのあいは三郎よせ合て、をしならべ
てくんでおつ。三郎は今年十七さい、きこふる大力也ければ、やがてをさへて、う
ちつなをばうつてけり。又おぎの、次郎と名のりてかけ出たるを、是もおなじく
うちとりけり。又中でう二郎さゑもん名につてかけ出たる所を、あふしうの住
人みや木の小四郎つとより、川ばたにくむでおつ。中でも大力也ければ、上にな
り下になり、しばしはせうぶもなかりしが、終に中でうくみふせられてうたれにけ
り。又なら法しにとごのかくまんといふ法師、たゞ一人かけ出て、さんぐにたゝ

佐々木氏
綱討たる

荻野太郎
討たる

中條次郎
左衛門討
たる

土護覺心
の事

田部法印
同千王禪
師

かひけるが、みかたのせいのおち行けしきを見て、とてもかなはじとや思ひけん。東をさしておちて行。てき三十きばかり、跡をまたふておつかけたり。まかれどもかくまは、ぐはんらいかちだちのたつしやなりければ、馬にもをつつかれずはしり行ほどに、三室堂のうちへはしり入、あるそうぼうを見れば、はくはつなる法し一人あり。かれがまへに立より、物のぐぬぎすて、やがてこの法しをまねきえんに出て、かみをそらせてけり。てき三室にをつかけてきたり、うちへ入てみるに、ものぐのそばに法し一人ありけるを、かたきぞと心えて、やがておさへてくびをとる。むざんなりしことも也。くまの法師に、たなべの法印がまそく千わうせんじとて、十六さいになりけるが、ふし一所にかたきにかけ合、さんくになくかひけるが、千わうはあまたのてきにとりこめられてうたれぬ。ちくの法いんは、このよしを見ておち行ける跡より、てしげくをつかくるほどに、やがて馬よりとんで走り、くろの中にはひかくれたりけるを、あまたのてきつときてたづぬるとて、法いんがうへをばこえけれども、終にこれを見つげざるは、くまのくごんげんの御たすけにやと、ありがたくぞおぼゆる。

る所

かよりし所に、大わたりにむかはれしむさしのせんじよしうち、ざいけをこぼち、いかだをくみて、大せいをとりのせわたしつゝたゝかひけるゆへに、くはんぐんことごとくはいぼくしたりけり。

京方敗北

卷第五

東軍宇治
橋北の在
家に放火

後鳥羽院
敗軍の將
士四辻
殿へ入る
を拒む

東軍大和
地より亂
せんとす

後鳥羽院
敗軍の報
を聞き加
茂に遷幸
し給ふ

後鳥羽院
院宣を泰
時に下す

承久三年六月十四日、はうぐへむけられけるくはんぐんはいぼくせしかば、木ばたふしみをかやくはんじゆ寺へんにて、東ごくせいにつめられ、くみおとされうたるもの數をしらす。そうはんぐはん代、うちばしの北のさいけに、火をかけたれば、くごのせうがひのせひろせまきのしま所々にむかひたる官軍ども、これを見て、みなちりぐにおちて行。とまるものは一人もなし。少輔入道ちかひろも、あふみのせきでらをすぐるまでは、四百よきとみえけるが、次第ぐにおちうせて、三條河原をとるときは、わづか百きにもたらざりけり。のとのかみひでやす平はんぐはんたねよし・山田次郎まげた、そのせいわづかにうちもたらされ、四辻殿へはせ参り、いくさのしだいを申あげんとしければ、一院いかおぼしめしけん。四方の御もんをかたくとちさせ、うちへも入られず。ぶしどもは、これより

いづちへもおち行べしとのたまへば、たのくあきれて、さらば犬死せんよりも、ときにむかつてまなんとて、うちのかたへぞはせ返しける。するがのかみよしむらは、よどちをわたして、たかばたけにちんをとり、明ければむさしのかみと一所になりて、やまとちにかりて都へのぼる。去ほどに、けうとらすでに方々のせきうちやぶりて、御所ちかくせめよるときこえければ、一院をはじめ参らせ、みやみや・女院さはがせ給ふ事なのめならず。つちみかどの院・まん院、かものやしろへりんかうある。六でうのみや・れんせいのみやは、貴船のかたへとおち行給ふ。御ともに侍る人々も、みなかちはだしにて、とうざいにまよひしありさま、かのてんほうのみだれに、げんそう、まよくのくに、おもむき給ひしありさまも、かくやとおぼえてあさましき。むさしのかみやす時、ひぐちがはらにつき給ひし時、大夫さうくはん國宗、いんせんをもちてはしり参る。むさしのくにの住人ふち田三郎、いそぎ馬よりとんでおり、院宣をいたきてはいけんす。そのおもむきは、こんどのかせんぬぎ、まつたくえいりよのおもむき給ふ所にあらず。たばうまんならがす

め奉り、申おこなふによつて、ふりよのなんおこれり。いまより後は、東士らが申うくるに、たががつて、せんげせらるべきなれば、洛中におゐては、いさゝか狼^{らう}瘰^{れい}におよぶべからずとぞのせられたり。

五ノ一
繪所、やす時、馬よりおり立、しよんせいみなかしこまる。むしや一人、かしまていんぜんをよむ。ちよくしほそくたいにて立てぬる也。

平はんぐはんたねよしは、うちへむかはんとてはせけれども、官軍はおちうせ、とうごくせい、うんかのごとくにてせめ來ければ、はかしくきてきに、あはんこと、かたからんと思ひ、とつて返し、東寺のついちの内に引こもり、四はうのもんをとちて、まばらくいきをつきゐたり。かたきこれを見るよりも、四はうを七重・八重にかこみてたゝかふたり。其中にするがのかみのてのもの、さはらの次郎・あまの、左衛門尉はせむかつて、これを見て、てきこそおほけれ。あの殿原といくさして、何かせんとてすゝます。されどもさはらの又太郎、甘きばかりにてすゝみ出たたかふ。平九郎はんぐはんこれをみて、わぎみはおなじ一家といひながら、たねよしにははうしあるべきところをおぼえしに、すゝみよるこそにくけれ。あれうても

東寺の合戦

佐原又太郎の事

のどもといひければ、はんぐはんがまそく太郎兵衛・次郎兵衛・たか井兵衛太郎をつかけてゆく。さはら又太郎、一方をかけやぶりて、東寺のひんがしうらを、南へむかつておちゆく所を、あひちかにつかけてせめければ、これは又太郎にはあらず。藤内ゆきなりぞといひければ、いづれにてもきらふべからず。たうてやものどもと、ほりのきはまでせめつけて、かぶとのはちをはたとうつ。又太郎はやわざのものなれば、馬をはなれてほりをゆらりとゝびこえ、むかひのふけたにぞ立たりける。太郎兵衛これを見て、いかにきつねのばけそんじたるかといへば、又太郎さなひひそ。とのばらをもみそだてたり。かげよしをうちたりとも、かつまじきいくさなり。わどのばらをうちても、むようの事也といひければ、太郎兵衛以下それよりとて返し、ちよはんぐはんに、このよしを告ければ、みなく興^けに入にけり。又すみ田の太郎・同彌平次ことにすゝんで、はんぐはんにめかけたゝかひけり。あひちかにより合所を、はんぐはんは馬よかりければ、つとをる。はんぐはんの郎等みとの源八、まうをうたせじと思ひ、彌平次にをしならべてくむ所を、彌平次がらう

三浦兼義
高井兵衛
時義と刺
違ふ

どうおちあひて、源八をおさへてくびをとらせけり。平はんぐはんの二男二郎兵衛かねよしは、たか井兵衛太郎とたゞ二人、てきにをしへだてられ、ひんがし山のかたへおち行けるが、地ざうだうのおく、竹のはやしの中へ引こもり、物のぐぬぎすていひけるは、いかにたか井殿、御へんはおなじ一もんの中にて、ことさらきやうだいのむつびをなし申せしにたがはず、たゞいまも一所にてまなん事こそ本くはいなれ。かまへて心づよくさし給へとて、かねよしは十六、たか井は十七、さしちがへてぞまによける。ちの平はんぐはんも、さんぐにたゝかひけるが、あまたの家の子らうどうども、あるひはうたれあるひはおちうせて、いまはふし二きにぞなりにける。こゝにひんがし山のかたはらに、いさゝかはんぐはんのゆかりあり。これは故はたけ山六郎がむすめ、人まろといへる人なり。はんぐはんふし、かしこに行給へば、かの女ばうげざんして、あまりにつかれ給ふと見え申候とて、ほしいひあらはせ、さけなどとりいですゝめけり。はんぐはんまばらくさうそくし、びんのかみをきりて、九につゝみわけたり。一をばやべのあまうへに奉る。一

三浦胤義
一族に形
見を送る

をばうすまさの女房につたへ給へ。一ツをばわ御せんとりてをき、見んたびにねんぶつ申てとぶらひて給はれ。のこりをば六人の子どもにとらせて給はれとて、なぐく人丸にわたしける心の中こそあはれなれ。さてもたねよしは、このまゝ、こにてまがいすべかりける身の、うすまさにあるおさなき子どもを、いま一たびみたく思ひて、わが身と太郎兵衛と人丸と三人、下すだれかけたる女車にのりぐして、うすまさのかたへと心ざしける所に、木の島のやしらのまへをすぎける時、むかふにてきのみちゝたるよしきこえければ、日をくらさんために車よりおりて、ふし二人は、やしろの中にかくれぬたり。

五ノ二
やしらのまへに車あり。やしらのうち
繪所にむしや二人あり。うしわらはあり。

こゝに藤四郎よりのぶ入道といふものは、もとは平はんぐはんのらうどうなるが、さることあつてまゆつけをとげ、かうや山におこなひすましてあたりしが、都にくさはじまり、はうぐはんうちまけ給ふよしをきゝて、心もとなくおもひのぼるほどに、こゝかしこたづねけれども、いくさみだれのおりからなれば、そのゆくゑさ

胤義と藤
等藤四郎

だかならず。もしうすまさなる所に、おはしまさんと思ひたづね行ほどに、木のしまのやしろのまへをとをる時、あれ〜といふこゑのしけるほどに、あやしやとそなたをきつと見てあれば、いにしへわがしうの平はんぐはんにてぞ候ける。ふしぎやと思ひ、いかにこゝにはおはずぞととひければ、判官さればよ。いくさにうちまけしかば、すでにおがいをせんと思ふ所に、うづまさに侍るおさあひものどもを、いま一めみたく思ひて、これまでは来りつれども、むかふにてきのみち〜たるよしきこふれば、こゝにて日のくるゝをまつなりとかたり給へば、入道これをきゝて、日のくれて候へばとて、よもとをらせ給はんことかたく候べし。あまのせきのさゑもん三百よきにて、みち〜て候へば、いまはおぼしめしきらせ給へかしと申ければ、はんぐはんいまはおがいがござんなれ。太郎兵衛いかにといへば、たねのお心侍〔得脱カ〕とて、びんのかみをきり、入道にとらせ、なんぢこれよりうづまさに参り、はゝ子に申さんするやうは、いま一たびげざんに入参らせ、さいごの御いとまをも申さんと存候て、これまでまかりて候へども、てき道すがらみち〜て候へば、これにてお

三浦胤義
の息子
太郎兵衛
自盡す

胤義自盡

がい仕候なり。おと〜にて候かねよしは、東寺のいくさにをしへだより、たかゝる兵衛太郎時よしと二人、東山のかたへおち行侍つるが、いまはさだめてうたれてこそ候らめ。さても去年のはるのちもく、きやうだい一どに兵衛尉になされしかば、た人もうらやみ。はゝうへも御よろこびありしかば、たゞいまにじゆりやうけびいしにもなりて、いま一度よろこばせ奉らんと思ひしに、さき立参らるこそ、心うくかなしく侍ると申せとて、よろひぬぎすて念佛となへて、はらかき〜つてふしたりけり。其後、はんぐはんは入道をちかづけ、吾身ふしがくびをとり、いま一度うすまさのものにみせて、さてするがの守どのに奉て申べきやうは、一家をこと〜くうしなひはて、一人世におはさんとの御心ざしこそ、一たぐひすくなく候へと、申せといひふくめ、にしにむかつて、十ねんたからかになへ、はらかき〜つてふしぬ。藤四郎入道なく〜、ふし二人のくびをとり、うすまさのかたへ行、女ばうに見せ奉りければ、これはゆめかやなさけなやとて、くびにいただきつき、人めもつつまずはちをもかへりみず、なげきかなしむこと、せんかたもなきありさまなり。

五ノ三 やたいあり。わかき女ばうくびをかへてなく所。そのそばに衣きたるほうしあり。かしこまりてゐる。

義村胤義
の首を抱
へて泣く

入だう、このよしを見まいらせ、もしてきのみだれ入て候はゞ、むたいにうばひとり侍るべし。あひかまへて御事に見せ奉りて後は、するがのかみ殿へまいらすべしとの、御ゆいごんにて候へば、いまはこなたへ返し給はれとこひけれども、女房はなほも名ごりをおしみて、いだしかへてかなしみ給へども、入道、つるにうばひとりて、するがのかみ殿へもちて参り、御ゆいごんをくはしく申てみせければ、さすが一ぶく一しやうのやうだいなれば、まことにふびんにぞ思はれける。そのちかのくびをば、むさしのかみ殿へをくられけり。山田次郎しげたは、はうばうにていくさにうちまけしかば、わづかふし三人、さがおくにおち行^けあるが、つかれにのぞみければ、ある川の邊にをり立、各水をのみける所に、まげたは、あはれ世にありし時、くどくせんごんをもすべきものを、後生のくげん心ぐるしければ、いひければ、まそくいよの房、さいつ比大せう經まよしやし、くやうせられて候へば、これにましたるくどく、よも候はじと申所に、あまのさるもんがてのもの、大

山田次郎
父子自盡
す

北條時房
同泰時六
波羅の邸
に移る

せいにてをしよせたり。まそくいづのかみ、ゆみとやをさしくはへ、すみやかに御まがい候へとて、ふせぎやいるひまに、ちのまげたは、おとこのふしはいよのばうはまがいしたり。いまは吾身一人になり、散々にたかふ所に、^あはまたの手をひ、終にいけどられけるぞ悲しけれ。こんにちすでにはんとうの御きたう、けちぐはんにあたり。佛力のふしぎさ、まんすべし。あくれば六月十六日、さがみのかみ時ふさむさしのかみやす時、くはんぐんことぐくたいさんせしかば、六はらのでいにうつり給ふ。こゝにさゝ木中つかさの入道きやうれんは、ぐはんらい關東御ひいきの侍なりしが、こんどいかゞ思ひけん。院御所へ参りて、せめぐちへはむかはず、はうばういくさのいけんを申されしが、官軍はいぼくのよしきくよりも、わしのわといふ所にとぢこもり、終にじさつしてけり。去程に、清水の住侶きやう月法師にしごりのはんぐはん代、かん地の藏人よりつね入道たゞの藏人もとつな。後藤はんぐはんもときよちくごのかみありのり。さゝ木やましろのかみひろつな。けびいしよしのり、以上こゝかしこにて生どられ、六はらにゐて参る。中にも鏡月法し

佐々木中
務入道盡
自

鏡月法師
依三師
詠歌
人罪を許
さる

は、そのつみすでにおもければ、まざいにさだめられける所に、此法し、むさしのかみ殿へ申されよとて、

ちよくなれば身をばよせてき物のふのやそうぢ川のせにはた^らねど

とくちずさみければ、やす時、この歌をかんに給ひて、さしものつみをゆるさるゝのみならず、師弟三人のいのちをたすけ給ふこそありがたけれ。たけきものゝふの心をもやはらぐるは、和歌よりよろしきはなしと、紀のつらゆきがかきとどめし

後鳥羽院
遷御
馬に

こと葉の末、げにもとおぼえてあはれなり。おなじき廿日、一院、四つち殿にうつらせ給ふ。すでに相州武州いんざんすべきよし、きこしめしければ、さへぎつてちよくしを立られ、ちやうほんの人々におゐては、けうみやうをえるし出さるべし。

張本人の
波羅に下
交名を六
さる

まばらくぶしのさんかうを、とどめ申べきよし仰られければ、おのゝく仰にまたがひ給ふほどに、くぎやう六人のきやうみやうをえるし、六はらに下さる。ばうもんの大納言たゝのお卿中のみかどの中なごんむね行卿・前中納言ありまさ卿・あせちの中納言みつちか卿・かいのさいしやう中將のりよし卿・一でうのさいしやう中將

公卿の仕
置

のおよし等也。やがてばうもんの大納言をば、ちばの介にあづけらる。中のみかどの前中納言をば、をやまの左衛門にあづけらる。あせちの中納言をば、たけ田の五郎にあづけらる。さゝ木のゝ中納言をば、をがさ原二郎にあづけらる。かいのさいしやう中將は、まきぶのせうとも時にあづけらる。一條さいしやう中將をば、とを山さゑもんにあづけらる。この人々の心の中、やるかたもなきかなしさ也。跡にといめをかせ給ふさいし、袖をつらねし月卿うんかくにもとをさかり、あらけなき物のふにまゆごせられ、思ひの外なる山野にさまよひ、物がなしき月をながめ給ふぞあはれなり。

熊野法印
以下六條
河原にて
斬らる

六月廿九日の夜、くはんとこの御つかひあんどろ左衛門みつなり六はらにつく。これむほん人くぎやうをはじめて、みな城外にうつしまいらせ、うしなひ奉れとの事也。これによつて、くまのゝ法いん・あんどろ四郎さゑもんをはじめとして、いけどりのともがらことくく六條川原に引出され、くびをはねられけるこそかなしけれ。

五ノ四 繪所 ひたゝれきたる侍ども四五人きらるゝ。その中に法師一人あるべし。

後藤基綱
その父を
斬る

中にも後藤大夫はんぐはんもときよをば、まそくさるもんもつな、申うけてきつてけり。他人にきらせて、けうやうしたらんこそまかるべけれ。子の身として、まさしく大をんのちゝを、ちうしけるもつなが心こそあさましかれ。その比、西八でうのにこうと申は故うふしやうぐんの御こうしつ、ばうもんの大納言のいもうとにておはします。これによつて、二位どのへも、ぶしうへも御つかひを立て申されけるは、あまが身にて、京かまくらいづれをわきて、思ふには侍らねども、二にとれば、かくて侍るも、そなたの御はぐくみにてこそ候へ。そのうへ、故おほいどの、御ことを思ひまいらすれば、かまくらのかたむかんことは、一人のなげきとおぼえて、はじめみつするがうたれし朝より、うちのおちん夕まで、袖の下にてぬかをつき、神佛にきせいし奉りし事、それにはより候はじけれども、かまくらのをだしきことゝうけ給はれば、身一のよろこびにて候。それにつき、かの大納言は一方の大將なれば、そのつみ、のがれがたくおもひまいらせ侍れども、させる弓やとる

西八條の
尼公坊門
忠信の赦
免を願ふ

坊大納言
忠信
免言

中御門中
納言宗行
の詩詠

身にても候はず。故おほいどのゝしやうりやうになだめられて、このたびのいのちたすけさせ給ふべくや候と、申されければ、二位どの、あはれとおぼしめし、さらば大納言をば、たすけ奉れとの御つかひをのぼせられしが、とをたうみのくにまひざかにて、大納言殿に参りあひしかば、それよりたゞのぶ卿は、都へかへりのぼられければ、あひともなふてくだり給ふ。あせちの中納言、このよしを御覽じて、かへる浪こそうら山しけれといはれければ、大納言、これもゆめにてや候らんと計にて、たがひにわかれ給ひけり。中のみかどの中納言むね行卿は、をやまのさるもんとも長くし奉てくだりけるが、とをたうみのくにきく川の宿に付給ふ。こゝをばなにいふ所ぞととひ給へば、きく川と申とこたへければ、中なごんすゝりをこひよせ、やどのはしらにかきつけ給ふ。

むかしはなんやうけんのきくすい、かりうをくんでよはひをのぶ。いまはとうかいどうのきく川、せいがんにやどつていのちをうしなふ。とかきとめてすぎ給へば、をりのぼりのきせん上下、むなしきふでの跡を見て、涙をながさぬはな

かりけり。

五ノ五 忍入所、立込ほしきたる人を馬にのせ、あとさきにはぶしどもけい、あつてゆく所、とし五十ばかりの人。あたりには山あり。

あければ、浮島が原をとをらせ給ふに、御ともに候けるさぶらひ、御さいごの御事、けふの夕にはすぎさせ給ふまじと申ければ、中納言うちうなづき給ひて、木せ川の宿に御てうすいの爲とて、立より給ひ、かくぞかきつけ給ひける。

けふすぐる身を浮島が原にてぞつゆの命は捨さだめける

つるにその日のくれがたに、あひづの原にてちうし奉る。とし四十七。あはれなりしありさま也。又あせちの卿は、たけ田だの五郎のぶみつあひぐし奉てくだりけるが、ふじのすそかごさかといふ所におろし奉る。のぶみつ申けるは、すでに御ことをちうし奉るべきよし。かまくらよりの御つかひ参りて候へば、たゞいまこの所にてちうし奉るべし。御さいごの御よういあそばし候へと申ければ、みつちか卿、かねてより思ひもうけられしかども、いまはの時にのぞんでは、さすがこんじやうのなごり、たゞ今ばかり心ぼそくや思ひ給ひけん。まばらくありてまゆつけせばやと

宗行あひづの原にて斬らる

のたまへば、まさい候はじとて、あたりよりそう一人たづね出し、かいたもたせ出家させ奉る。その、ち又、まばしのいとまをえさせよとて、法花經をとり出し、一ぶまでよまんは、まこくうつりなんとて、一のまきのひもととき、あらくよみわたし、にしにむかひ、せうみやうをとなへ、たねもなきありさま也。

繪所

たてゑほしきたるくげ一人、山のきはにて經をよむ所。さいごのありさまなれば、しきがはしかせ奉り、見はりにぶし四五人あるべし。

たちとりはたけ田の五郎がらうどう内藤七郎といふものなり。あせち卿のすはり給ふ所、山のそばにて片さがりなれば、かくては御みやづかひ、あしうや候はんと申せば、あせち卿、ねん佛をとめ、うしろを見かへりて、なんぢよくきけ。われ年久しく君につかへ奉り、おほくのしぎいるざいのぶぎやうせしむくひに、いまかかるめにもあふぞかし。あまり心にまかせて申物かなとこそいはれければ、たちとりもさすがあはれに思ひまいらせけれども、かくなをらせ給へかすと申ければ、その時、ひざを立なをし、くびをのべ、念佛の聲おこたらず、まゆせうにきられ給ひけり。此卿は、こんどの御むほんに、いんせんをかき給ふ人なれば、そのつみすでにをも

按察大納言光親加納胡坂にて斬らる

しとて、かくまざいにおこなはれけるが、後に一ゐんせんかうのち、此卿、君をい
 さま奉りしかん状す十つう、のこりとままりて出たりしかば、さうしうぶしうも、
 こうくはいせられけるとかや。さゝきの、前中納言は、をがさ原の次郎ぐし奉り
 て、かひのくにいたがきの庄のうち、ふるせむらといふ所にて、すでにちうし奉ら
 んとす。中納言のたまひけるは、吾二位殿へ申むねあり。そのつかひ今日かへるべ
 し。それまでまたるべうもや候らんといはれけれども、たゞきれとてきり奉る。そ
 のうち、はんじばかりありて、二位どのより御つかひ、たすけ奉れとの左右ありけ
 れどもちからをよばず。おやうごうといひながら、なさけなくぞおぼえし。一條の
 さいしやう中將は、遠山とんざんざゑもんのせうかげともあひぐし奉り、みのくにとを山
 へくだりて、きり奉らんとす。このさいしやう中將は、ぐはんらい西はうに、心を
 かけたる人にておはしければ、都を出し日より、ことに念佛おこたり給はず。あを
 ざぶらひの一人、御ともに候けるが、ござかしくせうみやうをすゝめ奉り、此もん
 をじゆしてきかせ奉る。

前中納言
 有雅甲斐
 同古瀬村
 にて斬ら

宰相中將
 信能遠山
 にて斬ら

しゆく、法もんかいげたつ。むくはねんぶつわうさいはう。上じん一ぎやうし
 十ねん。三ねん五ねん佛らいかう。ないし一ねんむげしん。
 ととなへければ、宰相さいしやう中將心えたるていにて、三どじゆし、ねん佛をこたり給はず。
 いまはの時にをよんで、しうんたな引、いぎやうくんじ、をんがくこくうにそうす
 ときこえし程に、終にきられ給ひけり。心なきも心あるも、袖をしぼらぬはなかり
 けり。かひのさいしやう中將をば、まきぶのせうとも時あひぐしてくだりけり。ま
 かるに五たいふぐのものは、わうじやうにさはりありときけば、みづから水に入た
 きぞとのたまへば、とも時、いづれにても御はからひにこそ、またがひ侍らめと申
 て、すなはちあしがらの山をこえ、せきのもとの宿につく。かのうしろの山に、ほ
 そき谷川ながれたり。さもあさき川なれば、ふかき所をもとむれどもなかりけり。
 むだけさへあらばよかりなんとて、いしをあつめてつゝみをつき、ながるゝ水をせ
 きかけゝれば、ほどなく淵となれり。そのうち、出家のしたきとのたまふほどに、
 ちかきあたりより法しをたづね出し、かいをさづけ、かみをそりをとし奉り、さて

信能の詠歌

かごをくみて石をたゝみ入、そのうへにすへて、さうのひざをのみ付て、まづめ奉らんとしければ、いさゝかねん佛をとめて、かくぞ詠じ給ひける。

思ひきやこけの下水せきとめて月ならぬ身のやどるべしとは

と詠じてまづみ給ひしが、水底にていまだねんぶつし給ふかとおほしくて、おとのしければ、人々ながめゐる所に、うんといふて、ふんぞり給ふほどに、つきたるつゝみやぶれて、あさき所にいたり給へば、さうのあしにのみ付たるさしなはされたり。さいしやう中將大いきつきて、ゑしなぬぞとのたまへば、又つゝみをつきなをし、さしなは二すぢにてひざをゆひつけ、七八人してかしらをさへて、おはらせ奉るこそいたはしけれ。すべて六人のくぎやうのなきあとのありさまこそかなしけれ。身は万里の外にやどし、こと葉は千年のあひだにつたへずとも、おなじ世にだに住給ふならば、たがひにあひみるよしのなどかなからん。めいどいかなるさかいぞや。これにかよふものなし。くはうせんいかなる旅ぞや。これにゆくものふたゝび返るためしなし。あはれなるとも申ばかりはなかりけり。

五ノ六 繪所は山の中、たに河のそばに、ぶしどもあまたならひところ、たに水の中には、大きにくみたるかごあり。水ひたくにあり。人これをなさへてお申候。

卷第六

北條時氏
足利義氏
四辻殿を
守護す

後鳥羽院
を鳥羽殿
へ幽閉し
奉る

おなじき七月六日、むさしの太郎時氏ときらち、むさしのせんじよしうち、す万ぎのせいをひきぐし、院の御所四辻殿つじへまいり、四はうをけいご仕り、とば殿へうつし奉るべきよしそもん申ければ、一院、かねておぼしめしきさせ給たる御ことなれども、さしあたつては、御心まどはせおはしまして、まづ女ばうたちを出さるべしとて、出車いだしにとりのせてやり出されければ、一ぶしども、もしむほんのものやのりたるらんとて、ゆみのはずにて、御くるまのすだれをかゝげてみ奉ること、なさけなくみえしか。やがて一いんもみゆきなる。こやさんせんきうのたまのゆかをさらせ給ひて、こゝのへのうち、けふをかぎりとおぼしめするいりよのほどこそ、御いたはしけれ。東のとう院をくだりに御幸なれば、あさゆふみゆきなりたりし七條どののきばも、今はよそに御覽せらる。つくりみちまでは、ぶし共物のぐにてぐ

後鳥羽院
御出家せ
させ奉る

ぶつかまつり、鳥羽どのへいらせ給へば、四方をかこみて、きびしくまゆごし奉る。玉たいのみぎりに、ちかづき参らするくぎやうてん上人も参らず、きんてうのもとに、よそほひなし女御かういもしたかひ奉らず。たゞ御一所おはします御心のほどこそあはれなる。同八日、一院御まゆつけあそばすべきよし、六はらより申入れれば、すなはちおむろの道助法親王じよをめされて、御かいのしとして、御かざりをおろさせおはします。たちまちに花の御すがたをかへさせ給ひて、すみぞめの御衣をめさるゝにも、御涙にぬるゝ計也。すなはち御すがたをにせるにうつさせ、のぶざねをめして、七條院へ奉らせ給ければ、女院は御覽じもあへず、御めもにくらませ給ふ心地し給ふ。
六ノ一
ある、とし四五十ばかりのけだかき上らふのまへに、法師のかたちをかきたるまき物一つあり。なくくこれをよみ給ふ。御まへに、女ばうたちあまたなみぬてなく所。
そのうち、まゆめいもん院をさそはせ給ひて、一御くるまにめして、鳥羽どのへいらせ給。ことのよしをうかひ給へば、法わう御れんを引やらせおはします、れうがをさし出させ給て、いまはとくく御返りあるべきよし、おほせられければ、

後鳥羽院
幸隠岐に遷

院の御製

御兩所の女院、御めもくれて、たえいらせ給ふもことほりなり。おなじき十二日、法わうおきのくにへせんかうあるべきよしきこしめせば、やがて御ふみあそばして、九條院へ奉らせ給ふが、君しがらみとなりて、とめさせ給ひなんやとて、

すみぞめの袖になさけをかけよかし涙ばかりもくちもこそすれ

ときこえければ、御めのとの卿きやうの二位殿、あはて、参らせ給ひ、玉たいを見まいらせ給ふに、たとへんかたもなき御ありさま也。七條院、玄ゆめいもん院も、御かうありて見奉らせ給ふ。たがひの御心の中、いか計の事かおぼしけんとあはれなり。すでに御出ときこゆれば、ぐぶのてん上人には、くらのごんのかみきよのりさるもんののすけよしもち入道ではのせんじまげふさ。くすしにはせやくいむながなり入道、女ばうにはいがの局参けり。都をすぎさせおはしまして、みなせ殿をすぎさせ給ふ時、

たちこむるせきとはならでみなせ川きりなをはれぬゆく末の空

せめてはこゝにてもあらばやなど、おぼしめすこそいたはしけれ。はりまのく

にをもすぎさせ給ふ時、こゝはいつくぞと御たづねありければ、あかしのうらとこたへ申ければ、

都をばくらのやみにこそ出しかど月はあかしのうらに來にけり

しらびやうしかめぎく、御ともに侍しが、

月影はさこそあかしのうらなれど雲井の秋ぞなをも戀しき

みまさかとはうきとのさかひなる中山をこえさせ給ふ時、むかふのきしにほそきみちあり。いづくへかよふ道ぞと、御たづねありければ、都へかよふふるき道にて侍ると申ければ、

都人たれふみぞめてかよひけんむかふのみちのなつかしきかな

六ノ二 入、法わうを御こしにのせ申、ぶしどもせんごをけいごし、山中を
とる所。御ともにくげ衆もあり、女ばうたちもあるべし。

七月廿七日には、いづものくに大はまのみなと、みおがさきと申所につかせ給へば、御とものぶしどもは、みなく御いとま給はり、都へかへりのぼりけるほどに、法わう御涙のひまより玄ゆめいもん院へ、御玄よををくり奉らせ給ふが、

一院隠岐
區へ著御

しるらめやうきめをみおのはまちどりなくくしぼる袖のけしきを
これより御ふねにめし、くもの波、けぶりの浪をこぎすぎて、八月五日と申には、お
きのくにあまのごほりかり田のがうと申所につかせ給へば、りやうまゆ、あやしき
御所をつくりまうけてうつし奉る。かいついきしをあらひ、山風木をわたること
はげしかりければ、法わう、かくぞおぼしめしつゞける。

我こそはにいしまもりよおきのうみのあらし浪風心してふけ
と、哀也し御ありさまなり。

繪所、あたりに山あり。まへに波たかきうみあり。山のそばにあやしきいへをかくべし。そのうちに、法
わうしるき御小袖衣めし、しんごんのけさかけ給ふべし。御とし五十あまり。御そばにわかき女は
う。法しめてん上人も候べし。お
のくうみをみ給ふていなり。

藤原家隆
贈歌

さてもおきの法わうの御ありさま、あはれにおはしますよし、都へきこえければ、
家隆卿ある人のたよりに、

ねざめしてきかぬをきゝて悲しきはあらいそ波のあかつきの聲

新院佐渡
へ遷幸

七月廿二日、まんのんさどへせんかうあるべきよしきこえけり。ぐぶの人々には、

れんせいの中將ためいへ朝臣花山院少將よしうちかひの兵衛のすけのりつね。上
ほくめんには、とうのさゑもん大夫やすみつ。女ばうには、うゑもんのすけ以下三
人まいり給ふ。かくはきこえしかども、爲家朝臣は、一まどの御をくりをも申され
ず、都にとまり給。花山院少將は、いさゝかいたはることありとて、道よりかへ
りのぼられければ、いと御心ほそくぞおぼしめしける。ゑちごのくにてらどま
りにつかせ給ふて、御船にめさんとしける時、うひやうゑのすけのりつね、やまひ
大じにおはしけるが、御船にもまいらず、やがてかしこにてうせ給ひけり。しんぬ
んは、かれこれにくれ給ふて、御心ほそさかぎりなかりければ、御をくりのぶし
ども、けふばかりあす計ととめさせ給ふが、さどのくに、も付給へば、みなく
御いとま給はり、かへりのぼりければ、御なみだと、もに御書をあそばし、九でう
院へをくらせ給ふ。そのおくに、

ながらへてたとへば末にかへるともうきは此世の都なりけり

ときこえ給へば、九條院、御かほにをしあて、なげかせ給ふことたとへんかたなし。

ある時たよりありけるに、御返しあり。

いとふともながらへてふる世中のうきにはいかで春を待べき

六條宮は
但馬に冷
泉宮は備
前に移さ
せられ給
ふ

同廿四日、六でうのみやは、たじまのくにうつされ給へば、ひたらばうじやうめ
いあづかり奉る。同廿五日、れんせいのみやは、びせんのくにとよをかの庄こじま
にうつされ給へば、さゝ木のぶざね法師、これをまゆごし奉る。このみやくの御
跡の御なげきども、申もをろかなり。なかにもまゆめいもん院の御なげきのあり
さまこそいたはしけれ。法わうは、おきのくにうつされ給へば、月日の西にかた
ぶかせ給ふにも、御ことづてせまほしくおぼしめし、まゐるんのさどのくにうつ
されおはしませば、かりがねのおとづるゝにも、御ゆくゑとはまほしくおぼしめす。
人家をてらすほたる火は、御おもひとゝもにこがれ、とを山にみてるくもきりは、
御なげきとゝもにはれやらず。まゐいんの御かたみとて、とう一條院、せんてい御
兩所おはしませども、御らんせらるゝおりくは、御なぐさみとはならで、いと
せんかたもなき御なげきのみとぞなれりける。

修明門院
の御愁嘆

七條院と
後鳥羽院と
との贈答

六ノ三
る入、
た有。
いなり。
やたいみすかけて、五十ばかりのうつくしきけだかき上らふ一人、御そばに七ツばかりのおとこ君、
これはわつの御子也。又十四五のひめみや一人おはします。あいあけて、みやづかひの女ばうあま
た有。みなくなく所なり。五十ばかりの人は女院なり。七ツばかりの人はせんて
いなり。ひめみやは、せんていの御おれなり。いんの御所のかゝりをかくべし。

七條の女院は、おひたる御身には、いつともごし給はねども、都へかへらせ給はん
事、けふやあすやおぼしめす。御なげきの色、日にまたがひて、まさらせ給ひつ
つ、おぼしめししづませ給ふよし、おきの法わうきこしめして、

たらちねのきえやらでまつ露の身の風よりさきにいかでとはまし

七條院御返事、

中々におきふく風のたえねかしおとづれければつゆぞこぼるゝ

うへくの御事はさてをきぬ。こゝにまたさゝ木やましろのかみひろつなが末の
子に、せいたか丸といふわらはゝ、にんわ寺御室の御所、御さいあいのちごにてぞ
候ける。ちくの山しろのかみは、ちうくはのものにてちうせられしかば、その子に
て侍れば、せいたか丸をも、さだめてつみにぞおこなはるべう候べし。あらけなき
ぶしども、参り侍らぬさきに、六はらへ出させ給は、をんびんのやうに候べしと、

佐々木廣
綱子息勢
多伽丸

人々くちんぐに申あげければ、おむろ御みづからもさおほしめすとて、まばついちの上座さまんまゆんを御つかひにて、なるたきに侍るせいたか丸がは、をめてして仰られけるは、せいたか丸、七さいよりめしつかはれて、今十四さいまでは御前を立さらず、ふびんにおほしめしける所に、ちのひろつな、つみおもふしてきられぬ。その子にて侍れば、のがるべしとおほえす。ぶしどもまいりて、さがし申さぬさきに、出さばやおほしめすは、いかにと仰られければ、は、うけ給はりもあへず、たもとをかほにをしあて、なくく申上げるようは、ともかくも御はからひのなをざりには、侍るまじけれども申て、ひれふしてをめきさけぶ。せいたかはみめかたち心さま、世にすぐれたりければ、御所中にならぶかたなきちごなりければ、みる人ことにあはれを、もよほさぬはなかりけり。せいたか丸、すでに御所を立出んとしければ、さいごの時は、これをきかへよとて、くちばのあやのひたれを給はりけり。目比なれむつびけるちごどうまゆく、おのくなごりをおしみ、たもとにとりつき、袖をしぼりけるありさまをみて、せいたか丸心の中、さこそありけ

めども、さるもの、子なりければにや。さらぬていにもてなし、とし比もてあそびしだうぐ、ひざうせしてほんさうしまで、ことごとくとり出し、ちごたちへくばりあたへ、おのくこれを御らんじ候はんおりくは、一べんの念佛をも、御ゑかうあつて給はれと、申けるこそあはれなれ。さておむろよりの御つかひには、大くら卿法印かくはんにてぞ候ける。その御こと葉には、さ、木山しろのかみひろつながばつし、七さいよりめしをかれて、ふびんにおほしめさるれども、ち、つみおもうしてきられぬれば、その子として、さだめてつみのがれがたからんか。まかるに、いまだいとけなければ、なにほどの事をか仕るべきなれば、法師になして、ち、がぼだいをもとぶらはせんと、おほしめせども、さだめてとがめやすらんとおほしめせば、まづく出しつかはさる、也。あまりにいたはしうおほしめせば、まげてあづけなんやとのたまひて、さてまた、せいたか丸に仰られけるは、なんちをふびんにおほしめすこと、あさからねども、世中御心にもかなはねば、ちからをよばせ給はず。かまへてうらめしくおもふなよ。ならびのをかをば、までの山とこ、ろ

へ、かも川をば三つせ川とおもへとて、かくぞ詠じ給ふ。

むもれ木のくちはつべきはとまりてわか木の花のちるぞかなしき ちらんかなしき

さて大くら卿法印は、せいたか丸と同車して、六はらへとていそがるゝ。はゝはな

くく、かちはだしにて、跡につきてぞはしりける。

六ノ四 入、車をうしが引てゆく所、中に人あるべし。うしかいとねりあり。そばに甘あまりの女ばう、からほだしにてなくくありく所。

法印あはれに思ひて、車のしりへにのり給へといはれけれども、のらずして、すで

に六はらにゆき付ぬ。法印はせいたか丸をさきに立て、むさしのかみにたいめん

し、れと令旨のおもむき、つぶさに申されければ、やす時、このようけ給はり、ちごの

かほを、つくぐとまもりて、まことにうつくしきちごにて侍れば、君のふびんに

おぼしめさるゝも、御ことはりに候へば、まばらくあづけ奉るべきよし申されけり。

せいたか母、庭にふしまるびて、なきかなしみてゐたりしが、この御返じをうけ

給はり、よろこびの色をなし、むさしのかみをふしおがみ、七代まではみやうがお

はしませと、しゆくま奉るぞことほりなり。

泰時勢多
伽丸を許す

佐々木信
綱勢多伽
丸を六條
河原に斬

繪所

さぶらひ所の上に、やす時ゑほし。ひたれ、十四さいになるちご、きなる小袖きてならびぬる。そのそばにしんごんのけさかけたるそう一人おほします。庭には、の女ばう、手をあはせておがむ所。もんぐはいには、くるまあるべし。

さてせいたか丸を、車にのせてかへらんとしける所に、かれがおぢさゝ木四郎さゑ

もんのぶつなは、あにのひろつなときやうだいといひながら、とし比、中あしく候

しが、たゞいませいたか丸をたすけ給は、のぶつなはもとゞりきりて、ふかき山

にも入なんにはまかじと、うらみ申ければ、やすとき、このよしきこしめし、のぶつ

なは、ほうかうたにことなるものなり。せいたか丸は、をんてきたるものゝ子な

れば、ちからおよばずとて、めし返して、のぶつなに給はりしかば、すなはちらうど

う、かなだの七郎に申つけて、六でうがはらにてきられける。さいごには、うへより

給はりたるくちばのひたれをきかへて、にしにむかひ念佛すへんとなへて、うた

れけるぞあはれなる。母はむなしきからにいだきつき、たえ入くをめきさけぶ

ありさま、目もあてられず。御室よりせめてはむなしきからをなりとも、今一度み

ばやと仰られけるあひだ、車にのせて参りければ、これを御らんじて、なげきかな

三浦胤義
が長子助
の四子他
さる

しませ給ふこと、たとへんかたはなかりけり。さて又とうごくには、平九郎はんぐはんたねよしが末の子ども五人あり。たねよしのはのやべのにこう、よういくし給ひて、みうらにぞ候ける。すでにちゝたねよし、つみおもふしてまがいせしかば、その子どもなれば、ことごとくうしなはるべきにさだまりけり。おちのするがのかみよしむら、これをうけ給て、らうどう小河十郎をつかひにて申やう、たねよし御てきにまかりなり候うへは、そのしそんとして、たすけをかれんことかなふまじく候へば、それに侍るおさなきものども、ことごとく御いだし候べきよしを、申つかはしければ、やべのにかう、さこそかなしくはおぼしめせども、ちからおよばず、十一になるをば一人とめて、九ツ・七ツ・五ツ・三ツになる四人をば出されたり。十郎、いかにおとなしくおはしますとよわうどのをば、出させ給はぬぞと申ければ、尼公、されば是はいづれよりもあひなれて、ふびんなればといむるぞ。そのかはりには、あまがくびをとれといへとのたまへば、

六ノ五 八十ばかりのにこうあり。そのまへに、九より下のおさなき子四人な
繪所 八ノ下、ゑんの下にさぶらひ一人あり。にこうもなく所をかくべし。

十郎かへり参てこのよしを申。げにもかの尼公は、くはんとうほうかう、たにことんなるするがのかみにもはゝなり。御てきたねよしにもはゝなれば、にくうもいと〔く脱カ〕おしもおぼしめし、ちからをよばず、一人をばたすけ給ふ。四人のおさあひをも、かまくら中へは入られず、てごしの川ばたにおろしをきて、こゝにてちうし奉らんとしければ、九・七・五のおさあひは、めのとくにとり付てなきかなしむ。三になる子はなに心もなければ、めのとがちぶさにとり付て、手ずさみしてぞゐたりける。兵ども目もあてられず、かなしく思へども、日すでにくければ、四人のくびをかききりてかへりぬ。四人のめのとくも、むなしきまがいにいただき付、聲々にをめきさけぶありさま、たとへんかたはなかりけり。からをばこしにのせ、やべにかへりければ、あま御せんは御らんじて、このとし月おぼし立しかひもなく、かくうらめしきめをみる事のかなしさよと、ちいさきまがいにいただき付、きえ入くし給ふが、さてあるべきにあらざれば、おのく一所にけぶりとなし給ふぞ哀なる。さてもおきの法わうの第一のみこ土御門院と申は、承元三年三月に、御心ならず御位をを

承元の讓
位

しとられ給ひしかば、そのうらみふかうして、御ちよの上くはうと、日比御ふけうのやようにておはしましけるほどに、こんどの御ことにも、此君はとかくのさたにもおよばせ給はず。東夷あづまもとがめ申さとりける所に、くはんとうへちよくしを立られ、おきのあんたうふくの御てうあいたるにて、くらゐををしとられぬれば、いこんにおもふといへども、上下人界にむまるゝことは、ふぼのをんにあらずや。然るに一院、はい所におはします。その御子として、都にあんどしてゐんことは、いよくふかうのつみふかゝるべければ、ちんもおなじく、はい所におもむかめとのたまひければ、よし時いげの人々、このよしをうけ給はり脱カて、はあれとおもひ奉る。されども仰あながちなれば、力をよばずとて、同十月十日、とさのくにゝせんかうあるべきにさだめられけり。たかつかさまでのこうちどのゝ御所より御出あり。げしやくのつちみかどの大納言さだみち卿参りて、なくくゝ御車をよす。御供には少將さだひら侍従さだもと女房三人いし一人参りけりつゝ御道すがら哀なる御事どもおほかりけり。須まあかしの夜の浪の音、たかさごおのへのあかつきの

土御門院
土佐に御
遷幸

玄かの聲、神無月十日あまりのことなれば、木々のこすゑ野邊の草むら、玄もがれ行けしきなるに、御たもとの上は、秋をのこして露ふかし。さぬきの屋しまを御らんずれば、安徳天わうの御ことをおぼしめし出され、松山を御覽じては、すとくるんの御事をしはからせ給て、なにごとにつけても、いまは御身一の御事におぼしめし、玄づませ給ふぞあはれなる。

繪所、ふゆのけしき。四こくのうみのおもてを、おんの御所御ふれにめして御とを、りある。御そばに女ばうくきやう一人、四こくのかざりを御らんする所かくべし。きびしきしゆこのぶしはあるべからず。ぶしはたゞ御とも申までなり。

かくてとさのくにゝつかせ給て、玄ばらくすまはせ給ふ所に、御すまゐちいさく侍るよし申は、それよりあはのくにゝうつらせ給ふほどに、あはととさと兩ごくの中山にて、にはかに大雪ふりて、せんごのみちもわけがたく、がよてうもあゆみかねぐぶのともがらも、ゆきやらざりければ、いかにすべしともなくて、御こしをかたはらにかきすへ奉りければ、院御なみだぐませ給て、

浮世にはかゝれとてこそむまれけめことはりしらぬわが涙かな

土佐より
阿波に移
り給ふ

とおぼしつとけ給ふぞかたじけなき。ぐぶの中にばんじやう一人候けるが、みめかたちよかりければ、侍次郎と名づけられたり。ゐなかにては造作もなさるまじければ、ばんじやうはふようなり。るべしたゞ都にとゞまるべしと仰けれども、あながちにすゝんで、御ともに参りけるが、たゞ今の折ふし、てぐそくもちて木にのぼり、かれたるえだ共きりをろし、御こしのせんごにとりつみて、たき火にしければ、きみうへをはじめて、ぐぶの人々あんの思ひをなし給ふ。君御心のびさせおはしまして、ばんじやう、たゞいま大せつなりとぞ仰られける。夜も明、雪もうすらぎければ、御おくりの人も参りかさなり、御むかひのともがらもすゝみくはよりければ、よう／＼あはのくにへならせ給て、

うら／＼によする白浪ことゝはんおきの事こそきかまほしけれ
繪所、あはのくにうみのちかき所に、そさうなる家づくりあり。そのうちにいんの御しよおはします。御そばにさぶらひどもあまたあり。女ばうもくげ衆も有べし。

評論

承久三年六月中じゆん、いかなる月日なれば、三いん・二宮えんえんたうへうつされおはしまし、公卿くわんぐん官軍、まざいゝるけいにあひぬらん。ほんてういかなる所なれば、をん

をしるまもなく、はちを思ふ兵もなかるらん。あまつひつぎは、あまてらす太神・八まん大ぼさつの御はからひと申ながら、けんわう、げきまんをもちひてもたもちがたし。けんしん、あくわうにつかへてもおさまらず。一人じんいかる時は、つみなきものをもばつせられ、一人よろこぶ時は、忠なふしてしやうせらる。されば天、これをにくみ給ふにや。四かいにせんじをくださいされ、まよこくにちよくしをつかはされけれども、いさゝかまたがひ奉るものもなし。これよりいよく武家、天下のけんをとつて、せいだうをほしいまゝにせしかば、日本國なびかぬ草木はなかりけり。

承久記上 (前田本)

後鳥羽院
御即位

人皇八十二代の御門をば、隱岐法皇とも申し、後鳥羽院とも申けり。高倉院の第四の御子、後白河院の御孫なり。壽永二年八月廿日、御とし四歳にて御即位、御在位十五年が間、藝能二を學びまします。建久九年正月十一日、御位をおりさせ給ひて、第一の御子に譲り給ふ。土御門院是なり。其より以來、あやしの民に御肩をならべ、いやしき下女を近づけ給ふ御事もあり。賢王・聖主の道をも御學ありけり。又弓取てよき兵をも召つかはばやと叡慮をめぐらし、武勇の者を御たづね有しかば、國々よりすゝみ參る。白河院の御宇に、北面と云ふものをはじめさせ給て、侍を玉體に近づけさせ給ふ御ことありき。此御時より西面と云ふことを始めらる。はやざわ水練に至まで淵源をきはめまします。弓取てよからん勇士十人まいらせよと、關東に仰ければ、常陸筑後六郎・遠江彌三郎一家に、天野次郎左衛門尉時連を始めとして、

始めて西
面の武士
を置く

弓の上手
位に相撲
の上手を
關東に召
す

順徳院御
即位

王室の衰
へし原因

頼朝を征
夷大將軍
に補す

六人を進せらる。相撲の上手同進上せよと仰られければ、其比岡部鬼助五郎・大嶽小太郎家光二人參るを、鬼助をば秘藏して關東にとりめ、大嶽小太郎を進せられけり。かくて十三年を経て承元四年四月廿一日、一の御子御位を下し奉り、第二の御子を御位に立奉らせ給ふ。順徳院是なり。是は當腹御寵愛によて也。其後十一年を経て、承久三年四月廿日、又御位を下し奉て、新院の御子に譲り給ふ。依之新院とも、法皇の御中御不快也。御在位四ヶ月に及ばずして、御位後堀河院に參りて、王法つきはてさせ給ひ、人臣世を背し故をいかにとたづねるに、地頭・領家相論の故とぞ聞えける。上古は地頭といふことなかりしを、故鎌倉右大將頼朝、平家を亡しける勸賞に、文治元年の冬の比、日本國の惣追捕使并に征夷大將軍に補し給ふ。故に國々に守護をよきて郡郷に地頭をすへ、既に段別に五升宛の兵糧米をあて取。是に依て領家は地頭をそねみ、地頭は領家を輕しむ。頼朝は伊豆の國ノ流人たりしが、平家追討せよと云院宣を承て、治承四年の秋の比、謀反を起して六ヶ年の間天下安からず、元暦二年春夏の比、平家を滅しはて、靜謐して十三年、世を取事十九年なり。

頼家二代
の將軍と
なる

實朝征夷
大將軍に
補せらる

實朝任大
臣大變に
就いて公
家僉議
按察光親
の意見

攝政良經
の意見

廿年と申正治元年正月十三日ニ卒し給ふ。其御子左衛門督頼家、二代の將軍として世を繼たまふといへども、不調のふるまひをし給しかば、神慮にも放たれ、人望にも背く故に、僅に五年のうち、外祖父遠江守時政の爲に亡され給ぬ。御弟の千万御前、いまだいとけなくして、建仁三年征夷將軍の宣旨を下さる。從五位下十三にて元服、右兵衛權佐實朝とぞ申き。從四位上三位中將、從二位建保四年御とし廿四にて權中納言に補す。隨身四人を給ふ。同五年權大納言從上二位、同六年右近、大將〔道〕通家卿跡也。同年十月右大臣、是太政大臣公房公跡也。同七年正月廿六日、大饗可被行とて尊者の爲に、坊門、大納言忠信卿を關東に招請すべきよし其聞えあり。此事公家僉議あり。按察、中納言光親卿申されける〔は脱〕抑例を往代に尋るに及ばず、實朝が親父頼朝右大將拜任は、即上洛をとげ格式のごとし。何ぞ實朝自由に其身關東にありながら、結句卿相を都鄙の堺に下して拜賀をすべしや。百官を王庭に定められて已來、いまだかゝる例を聞すと申されければ、其時の攝政後京極殿にてましくけるが、仰られけるは、光親卿の異見條々其謂あり。但なに共たゞ

實朝の拜
賀に參列
の公卿殿
上人以下

實朝が申まゝに御許あるべしと覺ゆ。舊儀を乱り格式を違せば、官職は私にあら
イ本三正月廿四日忠信卿鎌倉下著ず、神慮も御ゆるし有べしと仰有ければ、同正月廿七日忠信卿右衛門督實氏卿相
 中將國通池三位光盛刑部卿宗公長イ殿上人十人一條大夫花山院侍從良氏一條少將
 良繼右衛門督賴經伯耆前司師孝伊與少將宗政六カ因幡少將隆經右馬權頭能茂
 文章博士仲明權亮三位中將信能朝臣隨身八人秦公氏同兼村播磨貞文長門親
 任下野尊光同篤氏前駟廿人勾公當時盛藤公狂賴隆美作藏人大夫行國相模權
 守經定丹後藏人忠國頭右馬助行光伯耆前司近時長井右衛門大夫親廣相摸守時
 房足利武藏前司茂氏駿河介教俊藏人大夫重綱頭藏人大夫有儀甲斐右馬助宗
 康武藏守時廣筑後前司賴時左京權大夫茂時義歟修理大夫惟茂隨兵十人武田五郎
 信光加賀美次郎左衛門尉定長江八郎師景三浦小太郎兵衛朝村調度懸には大夫判
 官元定隱岐次郎左衛門元行也。同廿七日若宮にて御拜賀あらん時、御御裝束の下
符カにめさるべしとて、大膳大夫廣元唐錦威の御腹卷一領したて進せり。文章博士
 上古なきことなりとてやめ奉る。頻にひるさてあらばやと申されけるを、かなら

仲章に對
する批判

實朝公曉
に斬らる

ず秉燭にすることなりとて、戌時若宮へ參り給て御車より下させ給ふ時、御はか
 せの輓車の手形に入たりけるをえらせ給はで引たらせ給ひぬ。人あさましと見
 奉るほどに、文章博士くるしく候はじとて、木を結そへて進せたり。劉皇王と云人、
 遠く道を行に車のよこがみ折たりけるを驚かずして、二たび歸ることを得ず。後
 車の誠をしりながらいさめ申さたりける文章博士、一業所感の身なればにやとあ
 はれ也。是のみならず、御拜賀の時、黒き犬の御前を過る事ありけり。次にいづく
 よりともなき女房の、中の下馬の橋の邊よりうす絹きたりけるが、二三人ほど走り
 たりとぞみえし。いつかよりけむ薄絹うちのけ、ほそみの太刀をぬくとぞみえし。
 大臣殿を切たてまつる。一の太刀を笏にて合させ給ふ。次の太刀に切臥られさせ
 給ひぬ。廣元やとぞ仰られける。次の太刀に文章博士さらぬ。次の太刀に伯耆、
 前司師教、疵をかうぶりて次の日死す。是をみて一同にあとばかりぞおもむきけ
 る。供奉の公卿殿上人はさて置つ。辻々の隨兵所々のかたり、東西に周章して走
 り南北に馳ちがふ。其こゑ億千の雷を集めたるがごとし。若宮の別當公曉がしわ

鎌倉中の
騒擾

ざ也と、こゑなくにぞのゝじりける。かゝりける間、三浦平六左衛門承て、彼坊中
をさすがに逐電してみえず。立合者は打とられ、したがふ者は多くからめとらる。
此別當と申は、故左衛門督頼家の御子息、御年四歳にて父にをくれ給しを、二位殿
はぐくみ奉り、若宮の別當になし奉り給ふ。今年十九にぞならせ給ける。此兩三
年御所中にばけ物とて女の姿して、人あまた見合事有し。極て足はやく身がるく
して、しばしはまみえて行。門に入をも人見けれど告す。今こそ此人のしわざ也
と思合けれ。其後所々にて、人をあまたからめけれども、禪師殿にてはなかりけり。
人の推して申けるは、平六左衛門が子息、若宮の兒にて有ければ、それをたのみて
山越におはしけるほどに、大雪はふりたり。山の上よりすべり落ちて、小屋の上に
おちかゝりけるを、里の者盗人として打ころしけり。終夜犬集てかぶりくらひけれ
ば、其形ともみえね共、是ぞ禪師君にておはすらんと推しけり。公卿殿上人むなし
く歸上り給ふ。駿河國うき島が原にて、歸鴈をとづれて行ければ、左衛門督實氏
卿、

公曉の最
期
實氏の和
歌

春の鴈人にわかぬならひだに歸る道には鳴てこそゆけ

さても此世中いかになるべきぞ。誠に闇夜に灯をうしなへるにことならず。鎌倉
殿には誰をかすへまいらすべきといふに、駿河國河野次郎冠者と云人あり。是は
鎌倉殿の御弟に、河野禪師の二男なり。是こそよき源氏なれば、鎌倉殿にも立給はん
すらんとて、侍共あまた隨べしときこえしかば、鎌倉よりうたるべしとて、伊豆駿
河の勢を以てせめられしかば、しばらく防ぎたゝかひけれども、無勢なればうたれ
ぬ。都には源三位入道の孫右馬權頭頼茂とて、大内守護にて有けるを、是も源氏
なるうへ頼光が末葉なれと思召て、西面の者共に仰て、させる咎なきをうたせられ
けるこそ哀なれ。陣頭に火をかけて自害しけり。温明殿に付てげり。内侍所いか
が成給ひけん。凡、院いかにもして關東を亡さんと思召けることあらば也。京童
を集めさせ給て、ぎじちやうとうとうたへとて、物を給はりければ、さなきだにす
ろごと云に、ぎじちやうとうとうとぞ申ける。是は義時打頭と云文字のひゞき也。
又年號を承久と付たるも深き心あり。其上南都・北嶺に仰て、義時を呪咀し給ふ。

阿野冠者
討たる

源頼茂自
盡

後鳥羽院
京童にぎ
じちやう
とうと給
ふはしめ

同關東を
呪咀せし
め給ふ

賴經賴東
に下向

仁科盛朝
院に參仕
す

義時盛朝
の所領を
沒收す

承久の亂
の近因

義時院宣
を拒み奉
る

後鳥羽院
の御憤

三條白川に寺を立、最勝四天王寺と名付て四天王を安置し、障子に詩歌を詠せさせらる。實朝うたれ給ぬときこしめして、俄に此寺をこぼたれぬ。調伏の法成就すれば破却する故也。六條宮を鎌倉にすへ奉らんとおぼしめしけるが、京・田舎に二人の聖主あしかるべしとて止給ひけり。九條殿の三男、二歳にならせ給ふを、將軍に定させ給ひけり。是は右大將賴朝の御妹賀一條二位入道殿の御女、九條殿の北政所にてましませば、其御ゆかりなつかしさに、義時申下しけるとぞきこえし。承久元年六月廿七日京をたゞせ給て、同七月十九日關東に下着。忽に槐門・太閤の窓を出て、〔監カ〕軍濫・亞相乃樞〔とほ〕にとゞまり給ふ。抑右京大夫兼陸奥守平義時は、上野守直方が五代の末葉北條時政が嫡子、二位殿の御弟、實朝の御伯父なり。權威重くして國郡に仰がれ、心正しくして王位を軽くせず。爰に信濃國住人二科次郎盛朝と云者あり。十四五になる子二人持たり。存旨有に依て元服もさせず、折節院熊野參詣の道にて參りあひ、やがて見參に入奉り、しかぐと申上ければ、則西面に參べきよし仰下されけり。よろこびをなし父盛朝もまいる。義時傳聞て、關東御恩の者が義

時に案内を経ずして、左右なく京家奉公の條、甚以奇恠なりとて、盛朝が所領五百餘町沒收し畢。盛朝このよしを院へ申ければ、可返付よし、義時に院宣を下さる。御請文には可返よしを申ながら、即地頭をすへられけり。院奇恠なりと御氣色斜ならず。

院白拍子御寵愛之事

又其比、京に龜菊と云白拍子あり。院御志不淺して、攝津國倉橋庄と云所をぞ給ひける。彼所は關東の地頭あり。ともすれば、つらみうち共を散々にしける間、院に訴申ければ、地頭を可改易よし院宣をなさる。義時御請に、彼庄の地頭は右大將の御時、平家追討の恩賞也。命にかはり功をつみて給はりたる所也。義時が私のはからひにあらずと申ければ、それはさることなれども、當時罪科によつて改易すること也。唯沒收すべき由仰下されけれども、猶以叶難きよし御請申けり。一院日來の御憤に、盛朝・龜菊そゝのかし申ける間、彌、御腹立させ給て、抑右大將賴朝

を鎌倉殿となす事、後白川法皇の御許なり。〔率カ〕卒土の王土は皆是朕がはからひ也。然るを義時、過分の所存に任して院宣を違背申こそ不思議なれ。天照太神・正八幡もいかでか御力を合せ給はざるべきとて、内々仰合せられける人々には、坊門大納言忠信・按察中納言光親・中御門中納言宗行・日野中納言有雅・甲斐中將範義・一條宰相能信・池三位光盛・刑部卿僧正長嚴・二位法印尊長、武士には能登守秀康・三浦平九郎胤義・二科次郎盛朝・佐々木彌太郎判官高重等也。是はみな義時をうらむるもの共也ければ、神妙の御はからひなりとぞ申ける。攝政・關白殿など位をもき人には仰合られず、時々聞給ては思召さるゝことは理也。然るに唯今天下の大事出来て、君も臣もいかなる目をか見給はんと恐れまします。一院、秀康をめてして先胤義がもとに行て、所存之旨をたづねよと仰有ければ、秀康が宿所に胤義を招イめてして、抑、御邊は鎌倉奉公を捨て、公家に奉公、いかやうの御心にて候ぞと尋ければ、胤義が俗姓、人みなしろしめされたる事なれば、今更申に及ばず、故右大將家をこそ重代の主君に頼奉りしが、此君にをくれ奉て、二代の將軍を形見に存せしに、是にも別奉て後

後鳥羽院
秀康をし
て胤義の
所存を問
ふはしめ
給ふ
胤義の所
存

は、鎌倉に胤義が主とてみるべき人があらばこそ別の所存なし。大底みな是也。次に胤義が當時相具して候女は、故右大將殿の時、一法房と申ものゝ女也。頼家の督殿にめされて若公一人儲ケ奉りしを、若公の禪師公の御謀反に同意しつらんとて、義時に誅せられけり。此故に鎌倉に居住して、つらきものをみじと申間、且は心ならぬ奉公仕也と申けり。秀康、まことにうらみ深き御理也。義時が舉動過分共をろか也。いかにして亡すべきと云ければ、胤義重て申けるは、京・鎌倉に立別て合戦せんするには、いかにおもふ共叶候まじ。謀を廻してはなとか本意を遂ざるべき。胤義が兄にて候義村は、謀ゴト人にすぐれて一家蔓て候。義時が度々の命に代りて、心安き者に思はれたり。内々胤義、消息を以て義時討てまいらせ給へ。日本國惣御代官は疑ひ有べからずと申物ならば、餘の煩になさずして、やすらかに打べきものにて候と申ければ、うちうなづいて、げにも可然とて、秀康御所に參て此由奏す。一院、胤義を小坪にめして、御簾を捲あげさせ給て、密々に直に御物語あり。胤義が申状さきのごとし。頗叡感をすゝめ奉る。既に此事思召立て、秀康に仰

後鳥羽院
胤義を召
し給ふ

同兵數を
召さしめ
給ふ

て近江國の武士をめさる。鳥羽の城南寺の流鏑馬の爲にと披露す。承久三年五月十四日、在京の武士畿内の兵共、高陽院殿にめさる。内藏權頭清憲範承て交名を注す。一千五百餘騎とぞしるしたる。先づ靱居大將公經を召さる。余の御氣色も覺束なく思ひ給てければ、後見主税、頭長衡をめて、伊賀判官光季が許へはせ行て申べし。三井寺の惡僧實明等をめされ、其外南都・北嶺・熊野の者ども多く催さる。いか様子細のあらんと覺る也。公經めされて唯今院參す。兼て告しらせん時院參すべし。左右なく參るべからずとぞ仰つかはしける。大將まいられければ、二位法印尊長承て、公經卿の袖を取て引、馬場殿にをし籠奉る。是は御謀反を領掌せず、いかに關東亡しがたきよし申て、御謀反に與せざるによて也。今の西園寺の先祖也。さてこそ關東には、西園寺の御子息をば、忝事にはし奉りけれ。子息中納言實氏卿同めしこめらる。又胤義をめて、伊賀判官光季・少輔入道親廣をば打べきか。又召籠べきかと仰合られけり。胤義申けるは、親廣入道は弓矢とる者にて候はず。召れてすかしをかせ給て、一方にも指つかはされ候べし。光季は源氏にて候

公經父子
幽閉せら
る

上、義時が小舅にて弓矢とる家にて候へば、召れ候ともよも參候はじ。討手をさし

向られ候べしと覺え候。乍去先兩人めさるべく候かと申す。先少輔入道をめさるやがて參るべきよし申て、御使歸りて後、親廣入道、光季がもとへ三井寺の騷動しづめん爲とて、急參べきよし仰下さるゝ間參候。御邊にも御使候けるやらんと云たりければ、判官いまだ是へは使も候はず。めしに隨てこそ參候はめと返事す。親廣入道は百餘騎にて馳參す。殿上口にめされて、いかに親廣、義時已に朝敵となりたり。鎌倉へ付べきか。御方へ參べきかと仰下されければ、争か宣旨を背奉るべきよし申ければ、さらば誓狀を以て申べきよし仰らる。二枚書て君に一枚、北野に一枚進らせけり。此上は一方の大將にたのみ思召よし仰合られけり。

親廣參院
誓狀を上
る

光季合戦之事

其後光季を被召。判官、院の御使に出合申しけるは、光季形のごとく鎌倉の代として、京都の守護に候を、先光季をめされて後こそ、自餘の武士をめさるべきに、今ま

光季召に
應ぜず

で不被^{おほかた}召候間、大形不審一にあらず候。やがて參べきよし申す。御使一時のうちに重てをそしとめされけれども、すぎにし比、あやしきことを聞し上、大將殿御使もやうあり。人より後にめさるゝ事も旁以あやしければ、御返事には、いづかたへも仰をかうぶり直に向べく候。御所へは參まじきよしを申ければ、光季めははや心得てけり。早く追討すべし。今日は日暮ぬ。明日向べきよし、胤義申て御所を守護し奉りぬ。光季も今日は日くれぬ。明日ぞ討手向はんずらんと思ひければ、楯ごもる。其夜家の子郎等なみ居て評定す。人々申けるは、無勢にて大勢に叶がたし。私の遺恨にあらず、忝も十善帝王を御敵にうけさせ給へり。夜の中に京をまぎれ出させ給て、美濃・尾張になどはのびさせ給はざるべき。又は若狭國へはせこえて、舟にめされ越後の府に著て、其より鎌倉へつたはせ給へと、口々に僉議す。東へも北へもおつべけれ共、人こそ坂東に多けれ。光季を憑て代官として、京都の守護にをかれたるものが、敵も敵により、所も所による。さすが十善帝王を敵にうけ奉り、所は王城の花洛、弓矢とるものゝ面目にあらずや。今は關をもすへ

光季の邸評定

光季群議を排して籠城す

られてあらん。懣に落人と成て、爰かしこにて打とられん事こそ口たしけれ。義

時かへり聞れんもはづかし。若黨共のいはん所も安からねば、光季は一足も引ま

じ。落んと思はん人々は疾々^{そくそく}落べし。うらみも有べからずと云。^{〔暫カ〕}暫シこそ有けれ。

夜更ければのこり少く落にけり。思ひきりとどまる者は、郎等に新枝與三郎・つ

つみ五郎・飯淵三郎・大隅進士・山村次郎・河田太郎・治部次郎・園平次郎・大村又太郎

金丸丸。^{チ始トシテイ}已上廿七人なり。各、父母・妻子のわかれも悲しけれども、年來のよし

み・當座の重恩、又未來の耻もかなしければ、骸を九重の土にさらすべしとて、と

どまりけり。判官の子壽王冠者として、十四歳になる有けり。判官、汝は有とても

師^{いさ}すべき身にもあらず。鎌倉へ下り、光季が形見にもみえ奉れ。おさなき程は千葉

介の姉のもとにて育てと云ければ、壽王申けるは、弓矢とる者の子となりて、親のう

たるゝを見すてゝ逃る者や候。又千葉介も、おやを見すてゝ逃るものを養育し候

べきや。唯御供仕候べしと云ければ、さらば壽王に物具させよと云ければ、萌黄の

小腹巻に小弓・小征矢を負て出たゝせたり。光季も白き大口にさせながら前に置、弓

光季と其子壽王

二張・箭二腰出居の間に居たり。白拍子共召よせ終夜酒もりし、夜も明ぼのになりしかば、日來秘藏せし物ども遊君共にとらせつゝ歸けり。同十五日午時、上京焼亡出來たりとぞのゝじりける。又しばし有て、焼亡にはあらず、是へむかふ官兵の馬の蹴たつるけぶりなりとぞ申ける。既に院より指つかはさるゝ大將軍には三浦平九郎判官胤義・少輔入道親廣・山城國廣綱・彌太郎判官重高・駿河大夫判官佐信・筑後入道有範・同肥後前司有信・筑後太郎左衛門有長都合八百餘騎をしよせたり。館の内には少もさはがず、最後の酒宴して並居たり。新枝三郎申けるは、京極西の大門をも高辻面の小門をも共に開て、兩方を防て最後の合戦を人にみせ候はんと申ければ、新枝右近申けるは、二の門を開ならば、大勢こみ入て無勢を以て防がたし。大門をばさし堅め、上土門ばかりを開て、入ん敵をしばし防て後には自害せんと申。此義はよかりなんとて、京極たもてをばさし堅め、高辻たもてを開たり。兵ども矢さきをそろへて立ならびたり。一番には平九郎判官、手の者進めよとて時を作る。信濃國住人志賀五郎右衛門、門のうちへかけ入んと進みけるを、判官の郎

等武者次郎に膝を射られてのきにけり。矢崎五郎馳寄て、新枝四郎にかいな射られて引退く。矢崎彌清太郎、新枝三郎に胸板いさせてのきにけり。高井兵衛太郎入かはりたり。内より放つ矢に、馬の腹射られて鎧をはづして、縁のきはまでよせたりけるが、高股いぬかれ引て出、西たもての帶刀左衛門射しらまされて退にけり。其後をしよせくたゝかへ共、打入ものこそなかりけれ。館の内には少もさはがず防けり。上土門をば破り得ず、大門を打破れとぞ下知しける。判官是を聞て、敵に打破られては見ぐるし。内よりあけよといひければ、治部次郎をし開、とくゝ御入候へとぞ申ける。兵ども二手に引分て待處に、筑後左衛門をしよせたり。射しらまされてのきにけり。眞野左衛門時連入かはりたり。内より判官是をみて、日來の詞にも似ぬ物哉と、ことばをかけられて、門の外よりかけ入て馬より下、太刀をぬき縁のきはまでよせたり。簾の中より判官の射ける矢に、胸板のぶかにいられまろぶ所を、郎等肩に引かけて出にけり。平九郎判官車やどりに打入て、胤義宣旨の御使也。太郎判官に見參せんといはれて、簾のきはに立より、何と云ぞわ人共、

君をすゝめ奉りて、日本一の大事を、こすはいかに、大將軍と名乗つれば、矢一つ奉らんとて放。胤義が弓の鳥うら射けづり、ならび立たる武者に射たてたり。胤義人を進めておもふ様有とて引しりぞく。彌太郎判官高重とて、門の内へおめいてかく。壽王冠者が烏帽子おやにておはし候へば、恐は候へども矢一進せ候はんとて放矢に、高重が射向の袖にうらかせけり。高重引返す。御園右馬允志賀平四郎射られて引て出。内には頼みつる新枝三郎、大事の手おひて腹を切、治部二郎自害す。宗との者二人自害するをみて、のこる者共、矢は射つくしつ。内へ入て自害す。敵庭に亂入ければ、廿七人こもりつる兵十餘人落にけり。十人は自害して、判官父子、新枝右近、政所太郎四人にぞ成にける。家に火かけて自害せんとする所に、備前々司、甥の帶刀左衛門二人かけ入を、新枝右近、政所太郎おり合て打はらひ返り入、二人も手たひ自害して臥にけり。壽王丸簾のきはに立たりけるを、判官、敵にとらるな。光季より先に自害せよといはれて、物具ぬぎすて、刀を抜たりけれど、腹を切得ざりけり。さらば火の中へ飛で入しねといはれて走入けるに、たそろしくや思ひけむ。二三度走返しくしけるを、判官よびよせて、膝にすへ目をふさぎ腹をかききり、火の中へなげ入て、わが身も東へ向て、南無鎌倉、八幡大菩薩、光季唯今大夫殿の命に代りて死に候と、三度かまくらの方を拜して、西に向て念佛となへ腹を切、火に飛入て壽王が死がいにいただき付て臥にけり。胤義親廣已下、御所へ参り合戦の次第を奏す。君も臣も、むかしも今も光季ほどの者こそ有難けれとぞほめられける。一院今度勸賞有べしと仰ければ、胤義申けるは、光季ばかりにて候は、尤可然候。義時ほどの大事の朝敵を、かれて、唯今の勸賞いか候べきと奏す。君も臣もいしうも申たりとぞ仰ける。

光季自害

義時追討之宣旨四方被下事

一院仰けるは、義時が爲に命をすつる者、東國にいかほどか有なんすか。朝敵と成て後、何ほどの事有べきと、とせ給ひければ、庭上になみ居たる兵ども、推量候に幾くか候べきと申上る中に、城四郎兵衛ながしと云者進み出て申けるは、色代申

後鳥羽院
關東の兵
數を問は
せ給ふ

させ給ふ人々かな。あやしの者うたれ候だにも、命をすつるもの五十人百人は有ならひにて候。まして代々將軍の後見日本副將軍にて候時政・義時父子二代の間、たほやけ様の御恩と申、私の志をあたふることいく千万か候らん。就中元久に畠山をうたれ、建保に三浦を亡し、より以來、義時が權威いよく重おもして、なびかぬ草木もなし。此人々の爲に命を捨る者二三人は候はんすらむ。家定も東國にだに候は、義時が恩を見たる者にて候へば、死なんするにこそと申せば、御氣色あしかりけれ共、後には色代なき兵也と思召合られけり。大將公經父子死罪に行はるべきよし仰ければ、諸卿口を閉ル處に、徳太寺右大臣公繼申されるは、勅命の上は左右に及ばず候へ共、後白河法皇の御時、朝泰と申前後を不知不得心の讒奏につかせ給て、義仲を追討せんとせられしが、木曾憤を含み法住寺殿へ向て攻奉る。御方の軍、一時の内に破られて君も臣も亡び給ひき。今又胤義・廣綱が讒により、義時を攻らるべきか。敵を亡サンよ付ても、御方の亡んに付ても、大臣以下納言已上の人父子死罪に行はれんこと、能々叡慮をめぐらせ給ふべきかと、憚る所もなく

被申けり。一院げにもとや思召けむ。死罪をなだめらる。さてこそ鎌倉にも傳聞て、近衛入道殿・徳大寺右大臣殿所をば忝事に申されけれ。光季追討の、ちは、急ギ四方へ宣旨を下すべしと、人々申されければ、中納言光親卿奉て宣旨を出いだし。其狀ニ云ク、

左辨官下

五畿内諸國早應令追討陸奥守平義時、身參院廳蒙裁斷、諸國庄園守護地頭等事右内大臣宣奉勅、近曾祢關東之成敗、乱天下、讒之政務雖帶將軍之名、偏假其詞、於今恣致裁斷於都鄙、剩耀威如忘星憲、論之政道可謂謀叛、早下知五畿七道諸國、令追討彼義時、兼又諸國庄園守護人、地頭等有可令言上旨者、各參院廳宜經上奏、隨狀聽斷、抑國宰并領家等、寄事於倫、濫更勿致濫行綺、是嚴密會不違越、者諸國可承知、依宣行之。

承久三年五月十五日

大史小槻宿禰

とぞ書たる。東國の御使には、御厩の舍人推松を下さる。是に付て人々の内消長

承久記 上

美濃以西
京方に味
方す
胤義が使
者義村に
内消息を
渡す

多く下しけり。平九郎判官胤義は、私の使を立て内消息を下しけり。十六日卯時ニ東西南北五畿七道に綸旨を分て下さる。南都山門を始として、諸寺諸山へ悪僧共をめす。悉可參よし領掌申す。其外、君に志をはこぶ輩、諸國七道より馳參す。美濃國より西は大略參じけり。東國の宣旨の御使胤義が私の使、前後を論じて下けるが、十九日の未の刻に、判官の使、片瀬川より先に立て鎌倉に入りけり。駿河守義村が許に行て、文をさし上たり。急ぎ取てみるに、十五日午刻に伊賀判官光季討れ候ぬ。去十六日卯刻に、四方へ宣旨を下され候。又東國へ御使下候也とて、日來の本意をぞ書つくしたる。義村打うなづき、御使下なるはいづくにぞ。片瀬川より先立て候つれば、今はかまくらにぞ入候はんと申す。返事をせんと思へ共、今は鎌倉より關々も難儀治定也。申されたることはさ心得たりと申べしとて、使者を急ぎ返上す。時を不移、使門を出ければ、義村勅命にも隨はず、胤義がかたらひにもつかず案じすまして、文を持て權大夫殿のもとにむかふ。折節侍の見參にてすさまもなき中を分て、さしよりて去十五日に御所より討手むかふて、伊賀判官うた

義村胤義
の書を義
時に示し
て他意な
きを誓ふ

推松を捕
へて所持
の院宣七
通を押收
す

れ、十六日卯時、宣旨四方へ下さる。東國への御使も唯今鎌倉へ入候也。胤義が内消息にて候とて、引ひろげて置たれば、義時みて、今まで事なかりつるこそ不思議なれ。宣旨にも東國の者共一味同心に、義時討て進せよとこそ候らん。人手に不懸して御邊の手にかけて、君の見參に入させ給へ。近くなより給ひそとて、かいつくろひ給ければ、義村、口おしくも隔て給物哉。御命に代り奉ること度々也。畠山亡させ給し時も、義村身をすて、六郎に組候き。建保には一門をすて、味方に參候き。忠賞一にあらず、いくたびも三代將軍の御形見にてわたらせ給ひ候へば、争か捨奉り候べき。全く宣旨にもかたより候まじ。胤義が語らひにも付まじく候。義村二心を存せば、日本國中大小神祇、別而は三浦十二天神の神罰をかうぶり、月日の光にあたらぬ身と罷成べしと、誓言を立られければ、今こそ心安たもひ奉れ。されば三代將軍蘇生りてわたらせ給ふとぞ、見奉とぞのたまひける。推松たづね出さる。笠井谷より引堤て出來り、所持の宣旨七通あり。足利・武田・小笠原・笠井・三浦・宇都宮・筑後入道已上七人にあてらる。此宣旨ニ付て人々の消息多かりけり。

二位尼諸卒異見之事

權大夫、駿河守を相具して二位殿に參ず。大名八人參りこみたり。庭にも閒なくぞみえし。二位殿、妻戸の簾をし上給ひて、先宇都宮をめされて、其後千葉、介足利殿をぞめされける。二位殿仰られけるは、一院こそ長嚴尊長・長季胤義等が讒言に付せ給て、義時を討んとて、先光季うたれて候なれ。君をも世をも恨べきにあらず。唯わが身果報のつたなき也。女の目出度例には、我身を世には引なれども、我ほど物を歎き心をくだく者あらし。故殿にあひはじめ奉りしより、父の誠實ならぬ母の猜み男の行衛子の有様取集めてくるしかりしに、打續て國をとり人をしたがへ給しより、御身を佛神に任せ奉りしこと、晝夜をこたらず世を取治め給て後は、心安なるべきと思しに、大姫御前をば故殿とり分もてなし痛はりて、后にすへんと有しに、世を早くせしかば同じ道にと順ひしか共、故殿にいさめられ奉て、思やすめて過しに、小姫御前にもをくれて思ひしづみしに、子の爲罪ふかしといさめられ奉

二位尼諸
將の意見
を問ふ

り、それも理と思ひなぐさめて有しに、故殿にをくれ奉り、月日の影を失の心知し
て、子どもの歎をも此人にぞ慰めしに、此たびぞ思のかぎりなると思ひよはりしに、
二人の君達いまだおさなくて、世の政にも不勘にして、二人の公達を育しに、左衛
門督殿にをくれて後は、世中にうらめしからぬものもなく、心よりまに偏に死なん
とこそ思しに、右大臣殿たれかは御子ならぬ。實朝が唯一人になりたるをすて、
まなんと、仰候こそ口たしく候へとうらみしかば、げにも死たる子をたもひて生た
る子に別れん事、親子の慈悲にもはづれたりと、思ひ返して過しほどに、大臣殿夢
のやうにて失給ひしかば、今は誰に引れて、命もたしかるべきなれば、水のそこ
も入なばやと思定たりしを、義時が是を見て、故殿の御なごりとは、御方をこそ
仰まいらせ候へ。義時が人に所をかれ候も、全高名にあらず。併御事故にてこそ
候へ。誠に思召きられ候は、義時先自害仕候て見せ奉り候べし。かたぐの御
菩提と申、鎌倉の有様と申、空く成候はん御ことこそ、心うく覺え候へと泣々申し
かば、げにも故殿の御末たえんことも悲しくて、思ひにしなぬ身となりて、せめての

ゆかりをたづねて、將軍をすへ奉りて、此二三年は過候すぎさうらひき。たとひわが身なく共、鎌倉の安からん事をこそ、草の陰かげにてもみんと思ひつるに、忽に牛馬の牧かたとならんずらんこそ口たしけれ。三代將軍の御墓のあと形かたなく失うせん事こそあはれなれ。人々見給はずや。むかし東國殿原は、平家の宮仕せしにはかちはだしにて上り下りしぞかし。故殿鎌倉を建たてさせ給て、京都の宮仕もやみぬ。恩賞打つゞき樂みさかへて有ぞかし。故殿の御恩をば、いつの世にか報じ盡し奉るべき。身の爲恩の爲、三代將軍の御墓を、いかでか京都の馬の蹄ひづりにかくべき。唯今各、申切らるべし。宣旨に隨はんと思はれば、先尼まづを殺して鎌倉中を焼拂て後、京へは參り給ふべしと、泣々宣ひければ、大名共ふしめに成て居たる處に、赤地のにしきの袋いれに入たる金作かねさくの太刀二振、手づから取出して、是ぞ故殿の身をはなち給はぬ御はかせとて、形見に持たれども、是が鎌倉のあるかどでなればとて、足利殿に進らせらる。畏て給はられけり。宇都宮には御局と云名馬に鞍くらを、かせて、崩もろ黄き綴との鎧よろいを引せ給ふ。千葉介には紫系綴の鎧に長覆輪の太刀一腰、何いづれも畏て給りけり。其後陸奥六郎有時、城、入道、

諸將鎌倉の爲に戦死を誓ふ

佐々木四郎左衛門・武田・小笠原坂東八ヶ國の宗との大名廿三人、かはるくめされて、色々の物を給はる。因幡守廣元入道御酌取て御酒を給はる。各、申けるは、争か三代將軍の御恩をば思ひわすれ奉べき。其上源氏は七代相傳の主君也。子々孫々までも其御よしみを忘奉るべきにあらず。頼たのみ明日打立て命を君に進らせて、首を西に向てかゝれ候はんずると申て、一同に立にけり。

義時軍勢上洛之事

宣旨の御返事合戦の評定

其後、義時の宿所に會合して、宣旨の御返事合戦の次第評定あり。駿河守義村申けるは、足柄・宮根を打塞さいへぎ支さんとぞ申ける。權大夫殿、此義あしかりなん。然しからば日本國三分二は京方に成ななんす。唯、明日やがてはせ上り、敵のあはん所を限にて、勝負を決すべきと有ければ、此御はからひ左右に及ばずとて、一味同心に打立けり。一陣は相摸守時房、二陣は武藏守泰時、三陣は足利武藏前司義方泰氏、四陣は駿河守義村、五陣は千葉介胤綱、是は海道の大將たるべし。山道には一陣小笠原次郎長清、二

諸將義時の意見に同す

陣武田五郎信光、三陣遠山左衛門長村、四陣伊具右馬允入道。北陸道には式部大輔朝時を大將にて上るべしと定らる。各、申けるは、明日はあまりに取あへず、今日のべられて、田舎若黨馬、物具をも召寄て、上り候はゞやと申されければ、義時、大にいかりて、いはれなし。今日も延るならば、三浦平九郎判官を先として討手むかひなんす。國々を打とられんことあしかりなん。明日は悪日なれば、由井濱に藤澤左衛門清親がもとに門出して、廿一日に發向すべしと仰ける。去ほどに、明る日の卯刻に既に發向す。海道ノ大將軍には時房、泰時、泰氏、義村、胤綱、隨ふ兵には陸奥六郎、庄判官代、城入道、森藏人入道、狩野介入道、宇都宮四郎頼成、大和入道、信房子息太郎、左衛門、同次郎、左衛門、弟三郎、兵衛、駿河次郎、茂時、同三郎、光村、佐原次郎、兵衛、甥又太郎、天野三郎、左衛門、政景、小山新左衛門朝直、中沼五郎宗政、土肥兵衛尉、結城七郎、左衛門朝光、後藤左衛門朝綱、佐々木四郎信綱、酒井兵太郎秀胤、筑後六郎、左衛門朝重、小笠原五郎、兵衛、相馬八郎、豊島平太郎、園庄次郎、大酒賀兵衛、東兵衛尉、武次郎、同平次、角田太郎、同次郎、佐野太郎、三郎、向小太郎、同四郎、同太郎、入道、同五郎、入道、同七郎、入道、園左衛門、入道、若狹兵衛、入道、小野寺太郎、同中書、下河邊四郎、久下兵衛尉、讃岐兵衛太郎、同五郎、入道、同六郎、同七郎、同八郎、同九郎、同十郎、江戸太郎、同七郎、同八郎、北見次郎、品川太郎、志村彌三郎、下島太郎、下太郎、門井次郎、渡左近、足立太郎、同三郎、石田太郎、同六郎、安保刑部、塩屋民部、加治小次郎、同丹内、同源五郎、荒木兵衛、自黒太郎、木村七郎、同五郎、相良三郎、美加尻小次郎、馬屋次郎、萱原三郎、熊谷小次郎、兵衛直家、弟平内左衛門直國、春日刑部、強瀬左近、田五郎、兵衛引田小次郎、田三郎、武次郎、保宗、同三郎、重能、伊賀左近太郎、本間太郎、兵衛、同次郎、同三郎、佐々目太郎、岡部柄左衛門、善右衛門太郎、山田兵衛入道、同六郎、飯田右近允、宮城野四郎、子息小二郎、松田、河村、曾我、中村、早川人々、波多野五郎、信政、金田十郎、勅使河原後四郎、新關兵衛、同彌五郎、伊藤左衛門、同六郎、宇佐美五郎、兵衛、吉川彌次郎、天津屋小次郎、高橋大九郎、龍瀬左馬允、指間太郎、澁川中務、安藤忠光を先として、其勢十万余騎をさし上す。東山道の大將軍には武田五郎父子八人、小笠原次郎父子七人、遠山左衛門尉、諏方小太郎、伊具右馬允入道、軍の檢見にさしこへられたり、其後五万余騎、北陸道の大

北陸道の
大將並に
其兵數

義時宣旨
御請の詞

承久記 上

三〇

將軍には式部大夫朝時、四万余騎相具す。二の道より十九万余騎ぞ上せられける。宣旨の御請に、詞を以て義時申されけるは、將軍の御後見として罷過候に、王位を輕じ奉ることなし。自勅命を奉はること、是非みな道理の推所、衆中の評定なり。然を尊長・胤義等が讒言に付せましく、率爾に宣旨を下され、既に誤りなきに朝敵とまかり成候條、尤不便之至也。但合戦を御このみ武勇を御嗜候間、海道の大將に、舍弟時房・嫡子泰時、副將軍に義氏・義村・胤綱等を始として、十万余騎をさし進す。東山道より五万余騎、北陸道より次男朝時、四万余騎にて參り候。此兵共めして、合戦させて可被御覽候。若此勢しらみ候は、義時が三男重時に先陣うたせ、義時大將として廿万騎にて馳參べく候。其爲にふる入道共は、少々鎌倉にのこし留め、楚忽にはせ參候間。今は坂東三分一の勢を先とし、餘三分二の勢は、今日・明日こそ馳來り候らめと奏し申べしとて、旅糧あくまでとらせて追出さる。推松、夢のこゝちして上りけるが、六月一日の酉刻に嘉陽院に走り參て、御坪の内に打伏けり。君も

推松の復
命

鎌倉には軍するが、又雨加ふへたるが、鎌倉に参り候。息つき候とて、しばし有て申けるは、五月十九日平九郎判官の使、片瀬川より先立て鎌倉に入、義村に内消息付て候へば、承引したる顔にて使者をば返上せ、件の状を義時にみせられて候ける間、推松からめ出されて繩を付られ候き。海道・山道・北陸道大勢上て後、廿七日の曉追出され候。義時かくこそ申され候しが、大勢は廿一日に鎌倉を立候しかども、をくれ馳の勢を待て打て上り候。餘に大勢にて道も去あへず。五日をくれて鎌倉をば立て候へ共、かゝる御大事にて候しほどに、夜も走り候間、大勢より先に參りて候。今ははや近江國へは入候つらん。海道は一町と馬の足の切たる所候はず。百万騎も候らんとて、又伏にけり。是を聞てみな色をうしなひ魂をけす。院は推松が申狀左ぞ有らん。臆すべからず。縦又、味方に志あらん者も、鎌倉出をば義時方とこそ名のらめ。日月いまだ地に落給はず。早く御方よりも討手向べしとて、北陸道には二科次郎盛朝・宮崎左衛門親教・糟屋右衛門有高、都合一千餘騎を下し遣し、かば、重てさし下すに及ばず。海道・山道二の道に

承久記 上

三

後鳥羽院
諸將の意
見を諮ら
せ給ふ
山田重忠
の意見

院の御決
心

京方の部
署にそ
の兵數

承久記 上

三

討手を下すべしとぞ仰ける。胤義・廣綱以下兵共、各存之旨を可申由仰下されけり。中にも山田次郎重忠進み出て申けるは、敵の近づかぬ先に、御方より院々宮々を大將として、敵の逢ん所まで御下候は、其内の國々は御方に參候べし。此義あしく候は、宇治勢多を堅られて、人馬の足をつからかして、閑に宮古にて御合戦有て、若し王法つきせさ給は、各陣頭にて腹を切名をとめ、骸をうづむべしと、詞を放てぞ申ける。院きこしめされ、此兩条に過べからず。但今は敵、近江國に入ぬらん。射手をさし向とも、いく程の國をしたがへん。宇治勢多を堅めて、都にての合戦も心せはし。只、敵のあはん所まで發向すべきよし仰下さる。胤義、此御はからひ然べしとぞ申ける。重忠ばかりは領掌申さずつぶやきける。秀康合戦惣奉行にて、胤義・盛綱・重忠已下、六月三日の卯刻に都を立て、同四日尾張川に着て手々を分つ。大炊渡は山道の手なり。此手に修理大夫惟義・其子駿河大夫判官惟家筑後六郎左衛門・糟屋四郎左衛門・西面の者少々其勢二千餘騎、鵜留間の渡には美濃目代帯刀左衛門・内蔵入道千餘騎、いさが瀬には朝日判官代關左衛門千餘騎、板橋に

は土岐次郎判官代川出太郎千餘騎、大豆戸は大手とて、能登守秀康・胤義・佐々木下総前司盛綱・同彌太郎判官高重・安藝宗内左衛門・彌次郎左衛門盛時・足助次郎、西面の輩少々相具し一万餘騎、比惠島には長瀬判官代・重原左衛門入道五百餘騎、食渡には阿波太郎入道・白井入道・山田大夫左衛門五百餘騎、墨俣には河内判官秀隆・山田次郎重忠・後藤判官基清・錦織判官、西面少々相具して其勢三千餘騎、市川崎には加藤伊賀前司光定、伊勢國住人等相催して其勢千餘騎、都合味方の御勢、東國へさし下さるゝ分二万一千餘騎に過ぎりけり。東國より攻上る勢の一方の勢の半分にだにも不及。勅命の忝さ、弓矢の名おしくて思ひ切てぞ下ける。院の御旗、赤地の錦にひしと金剛鈴を結び付て、中には不動明王・四天王をあらはし奉りたる旗十流を、十人に給りけり。私の家々の文の旗さしそへたり。おびたしくぞみえたりける。

京方高重戦死之事

東國よりの大將相摸守・武藏守、遠江國橋本に付たる日、京方下総前司の郎等筑井四

承久記 上

三

郎太郎高重と云者、其比東國へ下けるが、此事聞て馳上るに、大勢に道はとられぬ。遁れ行べきやうなく、先陣の勢にまぎれて橋本に付にけり。今は遁ばやと思ひて立あがり、馬の腹帯強くしめ、高志山に打あげあゆませ行。其勢十九騎也。相摸守是を見給て、此勢の中に時房に案内を経ずして馳行こそあやしけれ。とめよと宣へば、遠江國住人内田四郎が申けるは、駿河前司の申され候し御方の大勢の中に、京方定てあらん。道々宿々御用心有べしと、若氣の御心もとなきぞと申され候つる物をといひもあへず、鞭を上げて追かくる。内田兄弟六騎、新次郎・彌太郎・新野右馬允六十餘騎にて追かくる。筑井是をばしらず、打過々々行ほどに、音羽川と云川ばたに岡の有けるにわり居て、今は何ごとか有べきとて、馬の足休めて居たる所に、鎧着たる者けはしげに來る。何様にも高重とめに來る者とおぼゆる也とて、傍に小屋の有けるに入て物具する處に、内田をしよせて、此家に籠りつるはいづくの住人、交名いかやうの人にてたはするぞ。大將の仰を蒙て、遠江國住人内田四郎等參りたりと云ければ、筑井進出で打笑て、かねては知給はじ。佐々木下総前司盛綱

京方筑井高重戦死

の郎等筑井四郎太郎平高重と申者ぞ。彼大勢を敵にして、京方に參らんとするより、かゝる事は案の内なりとて、内田六郎が胸板かけず本筈はぎのかくるゝまで射たりければ、少もたまらず落にけり。是をみて六十餘騎、少もひるますかけ入けり。安房國住人に郡司太郎と云者、小屋に入れば、高重弓をば打すて、組相けるが、さしちがへてぞ死にける。高重が郎等七人は共にうたれにけり。残る十二騎にぐるかとみる處に、左はなくて大勢の中かけ入、一騎ものこらす討れにけり。十九人が頸一所にかけてけり。相摸守・武藏守とをるとて、主従共にけなげなる者かなとぞ感じ給ひける。

義秀大矢河村三郎射返事

六月五日辰刻に、尾州ノ一ノ宮ノ鳥井の前に、時房・泰時已下みなひかへて、手々を分てげり。敵已に尾張河にむかひたり。大炊渡をば山道の手にあつべし。うるまの渡は毛利入道、氣が瀨に足利武藏守殿・足助冠者、板橋には狩野入道、大豆戸は大手

なりとて、武藏守・駿河守、伊豆・駿河兩國の勢馳はやくはより加て、彌、雲霞のごとくに成にけり。墨俣には相摸守・城、入道等、遠江國の勢としま十島・足立・江戸・川越の輩相具してむかひたり。手々に分らるゝ時、軍は山道の手をまちて、所々の矢合たるべしと、武藏守觸候はれけり。大塩太郎・浦田彌三郎・久世左衛門次郎、渡々によせたりけれども、山道の手を相待て扣ひかへたる所に、大豆戸の手、敵向に有とみて、大將のゆるしなきに、左右なく川をはせわたし、やがて射ちがへけり。武藏守是をみて、大にしかりて軍をするもやうにこそよれ。さしもをさへよと合圖をさしたるかひもなく、軍をはじめて渡候をさはがさん事、前後相違してんず。返々慮外也との給ければしづまりぬ。京方より朝橋三郎平義秀と名乗て、矢一ツ武藏守の陣中へ射わたしたり。取てみれば十四束二伏也。泰時此矢を大に笑て、朝稻橋敷は弓は射ざりけり。矢づか十二束に少すこはづみたる計也。是は味方臆おそさせんとて、わざとにしたる也。誰か射返すべきと宣へば、駿河次郎泰村仕らんとぞ申されける。泰時、然べからず。御邊達の遠矢はこときはまりたらん時なり。河村三郎、此矢射返せと仰せければ射返しけり。

又山道の手關太郎と云者、敵ありと聞て三手が一つに成て馳向はせむか。小笠原次郎・長清父子八人・武田五郎信光父子七人・奈古太郎・河内太郎・二宮太郎・平井三郎・加賀美五郎・秋山太郎兄弟三人・阿佐里太郎・南武太郎とゞろきの次郎・逸見入道・遠山左衛門・伊具右馬入道・布施中務・あほノ四郎兄弟三人・甕中もたひ・志賀三郎・塩川三郎・矢原太郎・小山田太郎・彌御三郎・古美田太郎・千野太郎・黒田刑部・片桐三郎・長瀬六郎・百澤左衛門・海野望月、山にて馬ども馳ころし、つが野の大寺に敵むかふとて、たとしたれども人もなし。一河原と云所に陣取て、三が一手により合て軍の評定す。明日大炊渡をばわたらんとて各、休む所に、武田五郎申けるは、明日とはたまひの給つれども、目に見たる敵をいかでか、一夜までは遁すべき。人はしらす信光、今日此川をわたらんとて打立て、武田小五郎に心を合せて進にけり。二陣の手が進ければ、前陣・後陣いかでかひかふべきとて馳行はせゆき、川端に馳てみれば、敵、川ばたより少引上あひ上て陣を取、川岸に舟を伏て逆茂木さかもぎを引たり。輒たやすくわたるべきやうなし。河上左近・千野彌六・常葉六郎・赤目四郎・内藤入道是常等わたりけるを見て、敵の方より武者一人下て申ける

は、一番にわたすはたぞ。かう申は、信濃國住人諏方黨に、大妻、太郎兼澄なりとぞ申ける坂東より取あへず上りたり。同國、住人川上左近、千野彌六とぞ答ける。さては一家なれば、千野彌六をば大明神に許し奉る。左近允をば申請あしんけんとて、川へざと打付たり。千野たもてもふらすためいてかく。主をこそ明神あきみに免し奉れ。馬をば申請んとて、切付のあまり羽、かくるゝまで射たり。千野、逆茂木の上に立て、太刀をぬく所を、かち立武者落合たちむしやて討取にけり。常葉六郎續とこはて寄ずるを見て、五人落合おちあひて頸をとる。赤目、内藤、是も馬の腹射させて、歩武者あちむしやにて川をわたり、向の岸の下にわたり付つ。敵、是をばしらずして討ざりけり。武田五郎渡らんとしけるに、相具してわたる輩、同六郎千野五郎太郎、矢鳥次郎とどろきの次郎、五郎を先として百騎ばかり、河波白くけたてゝわたらんとしけり。敵、是を見て川岸あひまに歩せ、矢さきをそろへて雨のふる如く射すくめられて、川中にひかへたり。武田五郎信光、鞭をあげて川の東の岸にひかへて鎧踏張よろひふみはり、いかに小五郎、日比の口にも似ず、敵あしに後を見せ東へ返す物ならば、信光爰こゝにて汝うたを討ふぞ。たゞ其河中にてしね。

武田信光
父子大炊
の渡を渡
る

京方敗軍

返すなどぞ呼たる。小五郎是を聞て、唯しねやゝ者共とて鞭をあつ。百騎あまり同頭にはせ渡す。舟も逆茂木も蹴ちらして、轡あしをならべて向の岸へさとかけあがる。父是をみて、小五郎討すなとて、一千餘騎馳わたす。小笠原次郎長清、遠山左衛門、是を見て鞭を上て馳つく。是を始として山道の手五百餘騎、旗の頭を一にして一騎ものこらすうちわたす。駿河大夫判官、帶刀左衛門、筑後六郎左衛門、糟屋四郎左衛門を始として名をおしむ輩共、返合かへしあはせ々々たゝかひゝゝ落行ける中にも、帶刀左衛門返合かへしあひりて、深入ふかいりして上野太郎に討れにけり。美濃蜂屋冠者、それも深入して伊豆、次郎に討れにけり。大嶽小太郎家光と云者、思ひ切て返合たゝかひけるを、信濃國、住人岩間七郎組いんぐんで落て、岩間が子二人落合て討てけり。筑後、糟屋大將にてまはしこらへけれ共、大勢になびかされて力なく落行けり。大妻太郎は始より命をたしむ共みえざりけり。大事の手負て落もやらず、長野四郎と小嶋三郎と三人つれたりけるが、小笠原六郎それよりまはし討んとするを見て、大妻云けるは、兼澄は敵の手にはかゝらずして、山へはせ入て自害せん。わ殿原、是より大豆戸へ落行て、合

戦のやうを能登守殿已下の人々に語り申せとて、山へはせ入けり。筑後六郎は小笠原七郎を弓手に双べて、聞ゆる御所焼菊銘の太刀にて、小笠原が胴中を切落んとしけるが、打はづして馬の首を打たとす、其隙にのびにけり。長野四郎・小嶋三郎大豆戸へ馳行て、合戦の次第を申ければ、能登守秀康を始として、口たしき事かな。さり共とこそ思ひつるにとて、周章騒ぎたまふ。胤義是を聞て、唯今山道の手破れぬれば、下根の手には、是を聞てしほれ落なん。いざとせ給へ。彌太郎判官山道の手に向て支てみむとて、常葉七郎案内して、五百騎ばかり歩せけり。其日夜に入れば、能登守下総前司已下より合て、平判官はたのもしげに云てむかひつれども、夜明なば山道の手あとへまはり、大手前より渡すならば、かくとも引共叶まじ。夜にまぎれて、こゝを引て都に參て事のよしをも申入て、宇治勢多を固めて、世間をしばしみんと云ければ、尤可然とて落行けり。胤義も此事、我一人武くおもふ共、勢次第にすぎもてゆかば叶まじとて落て行。爰に大豆戸にむかひたる勢の中に、武藏國住人阿曾沼小次郎と云者あり。川に打臨んで申けるは、山道の軍は明日

と合圖をさしたれ共、はや始て候けり。死たる馬ながれたり。山道の手の後陣にひかへんことこそ口惜けれと、云もあへず打入。二番に武藏太郎時氏打入たまふ。是をみて十萬八百餘騎一度に打わたしけり。時氏三十餘騎にて、敵の屋形の内へためて蒐入けり。兵一人も見えず、雜人共ぞ十四五人逃散ける。

承久記 下 (前巻)

却 京方皆退

去ほどに、夜も明ぼのに武藏守、小太郎兵衛を使として、唯今大豆戸をわたり候也。同御急候べしと申されければ、足利殿、使のみる所にてわたらんとて、足曲冠者相共にわたしけり。小太郎兵衛も此手に付てわたしけり。澁川六郎が落けるを、日來のこと葉にも似ず。返せといはれて、大勢の中に入れけるが、又二たび共みえざりけり。池田左近とて健か者あり。是も返しあはせけるが、義氏の手には太郎兵衛と組で首をとらる。墨俣の手も、是を聞てわたしけり。小又太郎ぞ先がけゝる。敵、ふせぎ矢ばかり射て落て行。其外渡々、六月六日午、刻已前みな追落す。京方、一騎ものこらず西を指てぞ落行ける。野山・林・河をもきはらず、田の中溝の中共いはず打入々々、山も谷も關東の勢にてうめて行。京方、蕙田と云所に少々ひかへて相待輩ありけり。三鹿尻小太郎、京方一人が首をとる。善右衛門・田比の左近・扇

山田重忠の忠戦

兵衛、各、敵一人づゝ打、山田兵衛入道、二人が首をとる。京方に尾張國、住人下寺太郎が手の者落けるを追かけて、紀五郎兵衛入道生捕けり。京方に尾張源氏山田次郎、御方一人ものこらず落行をみて、あな心うや。重忠は矢一ツ射てこそ落んずれとて、杭瀬川の西のはたに、九十餘騎にてひかへたり。關東方より岡島橋左衛門公長、五十餘騎にて馬ばやに眞先かけて、河端に打臨みたるが、山田次郎が旗をみていかゞ思ひけむ。村雲立てぞひかへたる。後陣にあゆませたる相良三郎・波多野五郎・加地丹内・同六郎中務高江次郎・矢部平次郎・伊佐三郎、三十騎ばかりにて馳來るを見て、公長川に打ひたす。西のはたに打あげて詞をかく。山田次郎重忠と名乗て射合けり。山田が郎等藤兵衛父子・山口兵衛・荒畑左近・小畑右馬允、河へ懸れとされて、陸へ上てかけめぐる。敵引て西の方へ落行。相良三郎、額を射ぬかれて若黨の肩にかゝりてありく。道に休みて矢をぬくに、柄ばかりぬけて根はとまる。僅に五分ばかり尻のみえたるを、石にて打ゆがめて、くはへて引けれどもぬけず。金ばしにて引共ぬけず。根良、いかにもして早くぬけとてためきけり。弓の弦を

東軍の相良三郎額を射ぬか

まがりめに結付て、木の枝にかけて、はね木を以てはねたれば抜たり。ぬけはつれば死にけり。甕く有て息ふき出す。此うへは國へ返すべし。但大將の御目にかくべしとて昇て歸るを、相良目をみあげて口れしきことをする奴原かな。西へかくべし。死なば宇治川になげ入よと云ければ、力なく又かきのぼる。加地中務・波多野五郎・矢部五郎射られて河原にとまりけり。残りは敵を追ける大將とみえて、兵共はせ行に目をかけて落行を、伊佐三郎をしならべて組處に、古き堀の有けるを、敵越けるとて馬まろびけるに、伊佐が馬も續てまろびけり。山田れき直て、汝は何者ぞ。我は源重忠なり。伊佐は信濃國住人伊佐三郎行政也とぞ答ける。さては耻ある者にこそとて、太刀をぬきけるを見て、山田が郎等に藤兵衛と云者、馬より下、伊佐三郎を切る。三郎居尻に打すへられて居ながら、太刀を以て合せけり。伊佐が乗替の郎等二人まもり居たりけるが、主の既にうたるを見て、二人走りよるが、敵、太刀を取直し討んとすれば逃にけり。又主を討んとすれば二人走りよる。如此すること三四度なり。其後、後より大勢馳來けり。山田をば藤新兵衛馬にか

山田重忠
退却

きのせて落て行

武家宇治勢多手合之事

相摸守、中一日垂井に留て、山道、海道二の手を一所によせ合せ、路次の兵ども馳集て、都合廿八万騎に成にけり。關が原と云所にて軍僉議所々の手分あり。武藏守申されけるは、今は宇治勢多の合戦こそ、終にて有べく候へ。時々軍の僉議も手分も大事たるべく候。駿河守殿御はからひに付奉るべく候。憚からずわけ給へと申されければ、大將の御命により候へば旁許し給へ。北陸道の手はいまだみえず候。勢多の大手には相摸守殿、供御瀬には武田五郎一家人ども甲斐、信濃軍勢、宇治へは武藏守殿向はせ給候へかし。一口へは毛利藏人入道殿向はれ候べし。淀の手には義村罷向べく候と定め申けるに、相摸守の手に本間兵衛忠家と云者進出て、駿河守殿御はからひ左右に及ばず候へども、相摸守殿、若黨、軍なせそとの御事と覺え候。武藏守殿勢多へ向進らせられて、宇治へ相摸殿を向進られ候べき哉らんとぞさ

東軍の軍
評定

義村泰時
の命によ
り部署を
定む

本間忠家
の異議

明義村の辯

承久記 下

へける。いしうも申ものかなとぞ聞しけむ。駿河前司義村申さるゝは、さる事に
て候へども、軍の有無は所によらず候ぞ。兵の心にてこそ候へ。又相摸守殿をを
き進らせ候て、争か武藏殿勢多へは向はせ給べき。且は私の新儀にあらず。平家
兵乱の手合に、木曾殿を追討せられし時も、兄の蒲御曹司は大手勢多へ、御弟九郎
御曹司は宇治へ向はせ給て候き。かの先規、龜鏡にして今まで關東めでたく候へば、
義村が私のはからひにあらずとぞ申されける。武藏守殿今にはじめぬ事ながら、
此義に過べからずとて、西路へ小笠原次郎・筑後太郎左衛門・上田太郎を初として、
甲斐源氏・信濃國住人をさしそへらる。小笠原次郎進出申けるは、身をたしむに
は候はず。關山にて馬共多く馳ころし、又大炊渡にて手のきはの合戦仕て、馬も人
もせめ伏て候。事にもあはぬ人共を置れながら、長清を向られ候事、御はからひと
も覚え候はずと申されければ、武藏守殿宣ひけるは、痛み申さるゝ處、尤其謂候へ
共、心安く思奉てこそ大事の手には向奉れと宣ひければ、方及ばず、重て辞し申に及
ばずとて向はれけり。其勢一万五千餘騎なり。式部承朝時は五月晦日、越後、國府

式部承朝
時越後の
國府出發

砥並山合
戦

京方糟屋
左衛門戦
死

北陸道の
京方皆敗
北す

に付て打立けり。北國の輩悉く相順ひ、五万餘騎に及べり。京方に仁科次郎・宮崎
左衛門・糟屋左衛門先立て下りけれども、加賀國、林がもとに休みゐて、國々の兵共を
召に、井手左衛門・石見前司・安原左衛門・石黒三郎・近藤四郎・同五郎、是等をめしけり。
參らざりける物故に、日數を送る所に、宮崎と云所をもさゝへず、田脇と云所に逆
茂木を引けれども、關東の兵、乱杖のはづれ海を泳がせてとをりけり。六月八日、越
中の砥並山を越くる處に、京方、三千餘騎を二手に分てさゝへんとしけれ共、大手、
山のあなたに陣をとりて、夜をこめて五十嵐黨を前として山をこしける上は、仁科
宮崎、一軍もせずして落にけり。糟屋ばかりぞ討死しける。林次郎・石黒三郎・近藤
四郎・同五郎、弓をはづして關東方へ參る。北陸道の在々所々の京方一堪もせず、み
な落にけり。少々相たゝかふ輩、頸共道々切かけて上りけり。何面を向べき様ぞ
なむ。

一院山門御幸之事

承久記 下

敗報を聞きて京方震懼す

一院坂本に御幸

公經父子供奉

六月八日の曉、秀康・胤義已下御所へ參て、去る六日大炊ノ渡をはじめてみな落失候。杭瀬川より外、はかなくしき軍したる所も候はずと申ければ、君も臣もあはてさはがせ給き。唯今都に敵打入たるやうにひしめきけり。一院は合戦の習、一方はかならず負也。さればとて、矢も射ぬことやはある。今は世はかうにこそ。怒の軍せんよりは、山門に移て三千人の大衆を頼て、吾は相綺はぬよしを、關東へ怠状せんとぞ被仰ける。即坂本へ御出なる。御勢千騎ばかり有しかども、用に立べきもの一人もなかりけり。都には君も臣も武士もみえず。關東の勢もいまだ參らず、あきれはてたるけしき也。輒居大將・子息實氏召具せらる。二位法印尊長、腹巻に太刀帶て世乱レハ大將父子討んとてをし双で、目を付、太刀を抜かけてあゆませけれども、一院、御目も許しませんでしたねば、引のけくす。中納言、大將につかみつきて、法印が氣色はしろしめして候か。最後の御念佛候べし。又現世をも思召さば御祈念も候べし。敵をば取て進すべし。御心つよく思召さるべしと宣へば、公經も心得たりとのたまへども、わろくぞみえ給ける。日吉山王今度ばかり助させ給

へと、心のうちにぞ申されける。法印、大將にうち双^{〔ツカカ〕}給ふ時は、中納言、中へ入給けり。父には似すよくぞみえさせ給ける。

一院還御之事

一院、梶井宮にいらせ給ふ。座主大僧正乘圓參せ給ひ、内々御氣色もなく御幸之条、末代御誹をもうけさせ給ぬと覺え候。^{〔めカ〕}口わしくも候物哉。用にも立候べき惡僧共は、水尾が崎勢多へ向候。急ぎ還御成て、宇治勢多をさへて御覽候へ。さり共神明も御助候はんすらんと、泣々申されければ、九日に四辻殿へ還御なる。都には又悦びあへり。今一度防て御覽有べしとて、美濃堅者觀玄、水尾崎の大將也。其勢一千餘騎。勢多橋は山田次郎左衛門大將軍にて、三塔の大衆さしをへらる。^{二万}供御瀨には能登守・平九郎判官・下総前司・後藤判官、西面の輩相そへ三千餘騎。鶴かひの瀨には長瀬判官代・上野入道五百餘騎。宇治には佐々木野前中納言有雅卿・甲斐宰相中將範義・右衛門佐朝俊・大内修理太夫・伊勢前司・小松法印・山城守彌太郎判官、西

一院還御 京方の部 署井に其 兵數

宣旨を南都の大衆に下す

南都大衆の僉議

面の輩一万餘騎。眞木島には足立源左衛門。一口には一条宰相中將二位法印尊長一千騎。淀には坊門大納言忠信一千騎。廣瀬には河野入道五百騎。都合御勢三万七千騎とぞ聞えける。六月十三日官軍手々てんでに向むかひけり。南都の大衆をめされけり。山門の大衆をば宇治にさし向むかひ、南都の大衆をば勢多へ可被向由、已に治定する處に、遅参いか躰の事ぞやと、宣旨重て下さる。僉議しけるは、治承四年に吾寺平家の爲に滅されしを、頼朝是を悲みて、寺敵重衡卿を渡さるゝのみならず、供養の期に至るまで、随分の志を當寺にいたされき。私のことに於ては評議に及ばず、關東を見つぐべき事なれ共、是は勅定忝事なれば、それまではなし。關東を打ん事、定て佛意にも背べし。只何方へも参らざらんにかじとて、勢多へも向はざりけり。然共惡僧の申けるは、今度我等さし出いでざらんこと、山門の衆徒の後にはんことたへがたし。日來弓矢嗜輩は、少々かけ出て軍せばやと云て、但馬律師・讃岐阿闍梨已下平等院律師共に五百餘人むかひけり。

勢多軍之事

勢多合戦

相摸守・武藏守、十三日に野路に付、十四日、相摸守勢多へよせてみれば、橋板を二間引て、南都の大衆共、坂東の武士を招けり。宇都宮四郎遠矢に射る。武藏國、住人北見太郎・江戸八郎・早川平三郎をしよせて、射まらまされてのきにけり。村山太郎・奈瀬左近・吉見十郎・其子小次郎・渡左近・同又太郎兵衛・廣田小二郎も、敵すきもなく射ければのきにけり。中にも熊谷・久目・吉見父子五人、橋桁を渡て寄たりけり。奈良法師二重のかいだてに引のく。大將山田次郎使を立て、いかに大衆、無下に小勢にをはるゝぞ。鬼神とこそ頼みつるにとぞ咲ける。大衆逃るにはあらず。敵を深く引入て、一人ももらさじとするぞと云もあへず、鳥の木の枝をかけるやうに、廿三人切てまはる。熊谷武く思へども、長刀にあひまらひかねて討手に入いる。坂東方、熊谷うたすなとためきけれども、橋桁はせばし。寄者ぞなかりける。熊谷播磨律師と組で首をとらんとする處に、播磨が小法師菊珍、熊谷を打間に、但馬律師落合、熊

奈良法師の奮闘

谷が首を取とる。熊谷を初として七人、目の前にて討れにけり。吉見十郎久目ばかりは遁てけり。吉見が子十四になるを、肩にかけて歸りけるを、敵稠さかく射るをかなしとや思ひけん。子を川に投入てつゞいて飛入とびいり、川の底にて物具ぬぎ、大將の前へ裸にてぞ出来る。久目左近、射すくめられて立たるを見て、平井三郎長橋四郎、矢ねもてを防ぎ久目を助けり。宇都宮四郎、二日路さがりたるが、勢待付けて三千餘騎に成にけり。二千餘騎をば父に付けて、千騎相具して行けるが、敵に扇にて招かれて腹を立て、僅に五六十騎勢多、橋へ出来て散々に射る。京方より雨の降ごとくに射けり。一千餘騎をくればせに付にけり。熊谷小次郎左衛門は、たのみたる弟討れて、死なんとぞ舉動ふるまける。馬を射させじとて、矢の及ばぬ所に引のけり。信濃國住人福地十郎俊政と書付したる矢を三町餘射こして、宇都宮四郎が鉢付の板に、したゝかに射立たり。宇都宮不安思おもしわきあがり、宇都宮四郎頼成と矢じるしたるをいて、川端に立て能引放つ。川をすぢかひに三町餘を射こして、山田次郎が居たる所へ射渡す。水尾崎堅めたる美濃、律師が手の者ども、舟に乗て川中より是を

東軍宇都宮四郎京方に射らる

射る。其中に法師二人、宇都宮に射られて引退く。是を見て相摸守、京六兵衛を使として、軍は必今日にかざるまじ。矢種な盡させそと仰られければ、其後は軍もなかりけり。此一兩日はもとより降ける雨、十三日の日ざかりより車軸のごとし。人馬ぬれしほれ雜人動ず。

宇治橋平等院軍之事

同十四日、武藏守宇治に寄けるが、日暮ければ田原に陣を取る。駿河守、淀へ打分るゝ所にて、駿河次郎は義村に具せよと思ふといひければ、鎌倉より武藏守殿に付て候が、唯今御供仕候はねば、親子の中とは申ながら、無下に情なきやうに覺え候。三郎付奉り候へば、心安思奉り候と言ければ、駿河守打諾うちうべなて、左も有事なりとぞ申ける。泰村二百餘騎にて足利に付、山より父にうちわかれ、宇治の軍の先をかけんとや思ひけん。尾張川にて足利軍よくしたりければ、心悪く思ひけるを、足利殿も心得て、泰村に打つれゝ歩せけり。泰村が郎等に佐野太郎・小川太郎・長瀬三郎

三浦泰村宇治合戦の先をかすむと欲す

東條三郎十四五騎打立て、雨の降候に、宇治に御宿取て入奉らんとて行。泰村心得て、若黨共先に立候が覺束なく候とて、武藏守殿へ使者を立てはせ行く。足利殿もやがて參とて打立けり。泰村道にあふ人に、宇治に軍や始ると問ければ、十五六騎、橋にはせ付て唯今軍にて候と言ければ、さればこそとて馳行。前に立たる若黨共馬より下、桓武天皇より十三代の苗裔、駿河次郎平、泰村、宇治の先陣也と名乗て戦ひける所に、泰村馳寄てたゝかふ。郎等共力ついて彌、たゝかひけり。足利武藏前司、をくれ馳して來り、泰村が旗の手同頭に打立て攻戦ふ。橋の板二間引て、山門、大衆三千餘人、十重廿重に群集して、橋の上にも下にも兵船三百餘艘、波をうがつて三方より射る間、堪べきやうぞなかりける。駿河次郎、馬より下立て三方を射る。小川左衛門と云郎等、大將手を碎き戦事や候と制しけるが、泰村が矢に敵のさはぐを見て、さらば爰射給へ。あそこあそばせと云けり。熊野法師、小松法印五十餘騎にて來るが、射ちらされて引退く。坂東方も多く討れ手負けければ、足利も駿河四郎も引退て、平等院に籠りければ、敵いさゝか悦て、還て川をもわたしぬべくみえた

宇治橋合戦

東軍平等院に退却

り。義氏、武藏守のもとへ使者を立て、大手を待請て、明日軍仕候はんと存候處に、駿河次郎が若黨共、左右なく軍をはじめて候間、義氏も戰て、若黨あまた討せ手負數多候。平等院に籠て候が、無勢と見てよせられぬべく覺え候。勢をさしそへらるべきよし申されければ、武藏守大に驚て、明日の相圖をたがへ、此師を仕損じぬるにこそ。今夜前よりわたされ、後より奈良法印、吉野十津川の者ども、夜打にかけんと覺る也。平兵衛、今夜宇治へはせよせ、平等院を固むべしと觸られけれども、雨は降案内はしらず、いかゞ向べき。明日こそ供御瀬に向參候はめと、口々に申て一騎も進ず。佐々木四郎左衛門信綱ばかりぞ向候はんと申ける。平等院には敵をすて、引退くに不及とて、義氏、泰村こらへたり。武藏守兵どもを催し、かねて敵を此方へ渡させて、此人共をうたせては師に勝ても詮なし。泰時こゝ也とてかけ出給ふをみて、一騎もとまらず、同時に打立はせ行に、雨車軸ばかり也。兵ども目をも見開ず、弓をとる手もかゝまりけり。天の責を蒙にこそ、十善、帝王に弓を引にやと、心細くぞ成にける。平等院の方より雷電頻にして、身の毛よだつ計也。大

平等院合戦

將軍泰時ばかりぞ、少も恐るゝけしきなし。あはれ大將やとみえし。平等院にかけ入て覺束なき間、來たりとのたまへば、足利も駿河次郎も、手を合てぞ悦びける。京方無勢とみえしかば、〔泰カ〕新兵衛入道、馬もなし。下人もなく手づから旗さして、大將山田次郎御前に進出で、兵共少々向へわたし、敵打はらひ平等院に陣をとるならば、志ある者共、なか御方に參らざるべきと申。それは可然とて下知すれども、惟吉・光定・弘經・高重など、兵衛入道を頼て、軍すべきにあらずとて領掌せず。十四日卯の一点に、足利武藏前司・駿河次郎と名乗て、又橋爪によせて引退く。關左衛門入道・若狭兵衛入道・指間四郎・布施中務・相馬五郎・加地權次郎・鹽屋民部・同左衛門・新關兵衛・長江四郎をしよせて射伏らる。其中に泰野五郎、馬手の眼射ぬかれて矢を立ながら、大將の御前にぞ參たる。杭瀬川の額の疵だにも神妙なるに、誠に有難し。鎌倉權五郎再誕かと譽給、〔はめたまひ〕勳功は泰時證人なれば疑なしとぞ宣ける。高橋大九郎・宮寺三郎・角田左近・末名右馬助・高井小五郎・大鷹小五郎かけ出、〔いで〕面々に手負て歸けり。鹽屋、左近家朝と名乗て、山法師共散々に射る。左近、足を橋桁に射付ら

れにけり。あな口たしとて、子の六郎矢面にたゝかふ間に、矢をぬかんとすれども拔す。太刀にて矢の立たる足を二に切わりて引ぬく、〔きカ〕肩に引かけて退にけるを人感じける。成田、兵衛、是も手負て引退く。山僧覺心・圓應、橋の上にて長刀振まはしてぞ舉動ける。〔くるまひ〕あれ射よと匂けり。圓應、足を橋に射付られて拔ざりければ、長刀にて足頸よりふつと打切て、彌、鳥のごとくに翔りて狂けり。武藏守、安東兵衛を使として、橋の上の軍やめられ候へ。かやうならば日數を送るとも、勝負有べからずと被仰ければ、罷向て大將の仰也と。さけども雨は降、川音、打物のをと一方ならざりければ聞も入す、安東も乱入てぞたゝかひける。武藏守御覽じて、結句安東も軍するござんなれとぞ咲給ける。平六兵衛と云者を以て、重て使を立られて、わ君も二の振舞するなといはれて、手をたゝきて制すれども、耳に聞入る者なし。平六兵衛力及ばずして歸にけり。佐々木平三郎盛綱、鎧をば脱をきて小具足ばかりにて、軍をば誰を守りてし給ふぞ。橋の上の軍御禁也。此後軍せん人は、大將の御命を背かるゝ人は敵也。かう申は、佐々木盛綱也と申て歸りければ、其後しづま

りけり。

宇治川先陣

東軍宇治川を渡らん

武藏守、陸奥、住人芝田橋六兼吉をめして、軍は止つ。河をわたさんと思ふぞと仰ければ、兼吉畏て承り、先瀬踏仕て見候はんとて河をみれば、夜の雨に昨日の水より三尺五寸まじたり。惣而常よりも一丈三尺ぞまさりける。兼吉いかゞ思ひけん。檢見を給て瀬ぶみを仕らんと申ければ、南條七郎時貞をさしつかはさる。刀をくはへてわたりけるが、安き所をも大事がほにわたりけり。横嶋にあがりて、あなたを見れば安げなり。わたるに不及とて歸参りけり。武藏守よろこび給て打立給ふ。佐々木四郎左衛門思ひけるは、此芝田をよめき申こそあやしけれ。此川の先陣せんとするごさめれ。此川をば代々我家にわたしたるを、今度人にわたされんこそ口たしけれ。信綱是を知らながら、生ても何かせんと、兼吉うち出ければ、佐々木馬に打乗て、芝田が馬に我馬の頭する程に歩せ行。安東兵衛も心得打双べ、佐々木に

佐々木信綱芝田兼吉と先陣を争ふ

宇治川先陣

つれて打出る。信綱、芝田に爰は瀬かとぞ問ける。橋六打わらひて、御邊こそ近江の人にてたはすれば、河の案内をば知給はめと云ければ、信綱ことはり也。幼少より坂東に有て、此川案内をしらずと申せば、其後兼吉をともせず、爰こそとて川の中へ打入る。水浪高くして兼吉が馬ためらふ所に、佐々木は二位殿より給りたる坂東一の名馬に、鞭も碎けよと打て、近江國、住人佐々木四郎左衛門源信綱、十九万騎が一番かけて、此川に命をすて名を後代に留るぞと、ためいて打出す。兼吉が馬も是につれて泳せけり。是を見て安東兵衛も打入けり。兼吉が馬川中より三段ばかりぞさがりける。信綱、むかひへするくゝとわたして、打上てぞ名乗ける。兼吉いくほどなく打上て名のる。佐々木が嫡子十五に成は、はだかに成て父が馬の前に立て瀬ぶみしけるが、敵、向より雨のごとく射る間、裸にて叶はずして取て歸りけり。二番に打入輩は、佐々木與一・中山五郎・溝次郎・白井四郎・横溝五郎・秋庭三郎・白井太郎・多胡宗内〔八カ〕七騎打揚る。三番に小笠原四郎・宇都宮四郎・佐々木左衛門太郎・河野九郎・玉井四郎・四宮右馬允・長江與一・大山次郎・勅使河原次郎、是も相違なく打

同四陣以下多く溺死す

あがる。安東兵衛、渡瀬に臨で見けるが、味方は多くわたしけり。下り頭にて渡瀬も遠し。二段ばかり下、少せばみにさしのぞき、爰のせばみ渡すならば、直にてよかりなんと、二十騎ばかり打入けるが、一目もみえず失にけり。川のせばきを見て安東がわたしければ、前陣の失るをもしらず大勢打入けり。阿保刑部眞光・塩屋民部家綱今年八十四、わしからぬ命かなとて打入けり。一目もみえず失にけり。關左衛門入道・指間四郎・小野寺中務若狭兵衛入道、是も又共みえず。此中に指間四郎は馬もつよし。死まじかりけるを、帶刀關入道、弓手ゆんての袖に取つくとみえしが、二人ながらみえず。四番に布施左衛門次郎・大山彌藤太・秋田城四郎・諏方刑部四郎・山内彌五郎・高田小次郎・成田兵衛・神崎八郎・品川次郎・相馬三郎子共三人・志村彌三郎・豊嶋彌太郎・物居次郎・志田小二郎・佐野八郎・同小二郎・澁谷平三郎已下二千餘騎、こゑごゑに名乗てわたしけるが、一騎もみえず失にけり。五番に平塚小太郎・春日太郎・長江小四郎・飯田左近將監・塩屋四郎〔土方〕・出肥三郎・島平三郎・同四郎太郎・同五郎・平左近次郎、都合五百餘騎打入て、二目ともみえず。六番に佐目島小次郎・對馬左衛門次郎、

春日刑部泰時の渡河を諫む

大河戸小四郎・金子與一・同小太郎・讃岐左衛門太郎・井原六郎・飯高六郎・齊藤左近・今泉七郎・岡部六郎・糟屋太郎・飯島三郎・備前房、三百餘騎も沈けり。七番萩野太郎・小田橋六・宮七郎・岡部野藤太・城介三郎・石田左近・飯沼三郎・櫻井次郎・猿澤次郎・春日次郎・子二人・石川三郎、都合八百騎わたしけるも、又共みえず失にけり。武藏守此を御覽して、泰時が運已に盡にけり。帝王に弓を挽故也。此上は生ても有べからずと、手綱かいぐり馳はせ入んとし給所に、信濃國、住人春日刑部三郎と云者、子ども二人は前に流て死ぬ。我身も失うすべかりつるを、弓をさし出したるに取付て助り、二人のこゑを思て泣なりたりけるが、武藏守殿既に河に打入給ふと見て、あな心うやとて走より轡に取付て、こはいかなる御事候ぞ。味方の軍兵、今川に沈といへども三千騎の内外也。十が一だにも失ざるに、大將命をすて給事や候べき。人こそ多候へども、大夫殿たのむと仰候つる物を、若此大勢を置ながら、此惡所に打入て、みすく死なせ給はん事、誠に口たしかりぬべし。幾千万の勢候共、君死なせ給はゞ、みな京方に付候なん。是還て御不覺也。さこそ心細き人候らめ共、君の御旗を守りてこ

義時刑部
を賞して
上野國七
千餘町の
地を給ふ

承久記 下

三

そ候らめと、馬の口に取付をみて、武藏守の者共一二千騎、前に馳ふさがりてひかへたり。義時、此事後に聞給て、春日刑部、子共二人失のみならず、泰時が命を繼たる物なれば、今度の第一の奉公の者なりとて、上野國七千餘町給けり。武藏守泰時の子息小太郎時氏、父わたらんとするが、人に留らるゝと見て、川に打いれんとするを、安房國住人佐久目太郎家盛と名乗て、轡にむすと取付。大力の者なれば馬も主も動さず、大夫殿人こそ多候へども、見はなち申なと仰候しと申ければ、太郎殿腹をたて、何條去事有べき。親のひかへ給へるだに口たしきに、二人此川をわたさずば、坂東の者、誰を見て渡すべきぞ。にくい奴かなとて、鞭を以て佐久目がつら、取付たるうでを打給ひけり。家盛、さかしき殿の氣色かな。ゆるすまじきとて指つめたり。彌、腹を立打給へば、家盛、わ殿のことを思奉てこそすれ。さらばいかに成はて給はん共心よとて、馬の尻をはたとうつ。何かたまるべき河に打入けり。佐久目、かいはは打れていたけれ共、見すつるに及ばず、つゞくぞよとて打入る。万年九郎秀行同く參るとて打入けり。相摸國、住人加賀輪三郎生年十六歳と名乗

東軍悉く
宇治川を
渡る

宇治合戦

て打入る。武藏守是を見て、太郎うたすな。武藏、相摸の者共はなきかゝと宣へば、一騎ものこらず打入けり。廿万六千餘騎ころく、に名乗てわたしけり。一騎も不沈向の岸に打あがる。駿河次郎泰村是をみて、今までさがりけるこそくちたしけれとて、小川右衛門取付てまめしけれ共わたすを、泰時使者を立て、是にこそ候へ。是へわたり候へと宣へば、泰村も一所にひかへけり。足利殿も一所に御入候へと申されければ、家子・郎等はみな河へ打入させて、是もひかへてぞたはしける。加賀輪三郎、向にはせ付て敵にをし双て組で落にけり。十六歳の者也ければ下になる。加賀輪が下人上なる敵の首をとる。小河次郎、あら手也。かけよと、武藏太郎にいはれて、真先懸て戦けり。餘に乱あひて、敵も味方も見えすと云ければ、御方は川をわたりたれば、濡たるを乾るしにせよと、武藏太郎に下知せられて、落合落合組たりけり。京方の大將佐々木野前中納言・甲斐、宰相中將を始として、一騎もひかへず落にけり。右衛門佐武士には、佐々木右衛門・筑後六郎左衛門・糟屋四郎左衛門・荻野四郎・同彌次郎左衛門ばかり也。武藏太郎、中將の甲のはちを射拂て、後の

京方敗走

承久記 下

三

頸に射立たり。うす手なれば迹のぶ。又京方右衛門佐朝俊、させる弓矢取て、朝家に忠を致すべき身にもあらぬが、望申て向けり。大勢に向て朝俊と名乗てかけければ、取こめて討てけり。仕出したる事はなけれども、申し詞ひるがへさずして、打死しけるこそ哀なれ。次に筑後太郎左衛門有仲、敵の中をかけ分て落。次に荻野次郎落行を、濫江平三郎をして双て組で落、荻野が頸をとる。次中条二郎左衛門落行を、陸奥住人宮城野小次郎生年十六歳と名乗て、次郎左衛門とくむ。次郎左衛門が乗替打てかゝる。宮城野、今はかうと思ひける處に、御方三百騎ばかり馳けるが、いかなる者が矢とはしらず、耳の根を射ぬく。其間に宮城野次郎左衛門が頸をとる。小河太郎、京方よりも出来るよき敵を、目にかけて組んとする所に、敵、太刀をぬき打に、目くれて組で落。たきあがりてみれば、我身組たる敵の首はなし。いかなる者なれば人の組たる敵の首取たるぞと呼りければ、武藏守殿の手の者伊豆國住人平馬太郎ぞかし。わ殿はたぞ。駿河次郎の手の者小川太郎經村といひければ、さらばとて返す。小河是を請とらず。後に此よし申ければ、平馬僻事也。小河高名

東軍京都
に亂入す

にぞ成にける。山城太郎左衛門かけ廻ぐるを、佐々木四郎左衛門が手に取こめて生どる。坂東方の兵共、深草・伏見・岡・屋久我・醍醐・日野・勸修守・吉田・東山・北山・東寺・四塚馳散々々、或は一二万騎或は四五千騎、旗の足を翻して亂入す。三公・卿相・北政所・女房局・雲客・青女・官女・青侍・遊女以下に至るまで、聲を立てためきさけび立まよふ。天地開闢より王城洛中のかゝる事、いかでか有し。彼保元のむかし、又平家の都を落しも、是ほどにはなかりけり。名をもたしむ家をもおもふ重代の者共は、此彼に大將にさしつかはされて、或は討れ或はからめとらる。其外は青侍・町冠者原むかひつぶて印地いんぢなどいふもの也。いつ馬にもものり軍したるすべもしらぬ者共が、或は勅命に駈催され、或は見物の爲に出来る輩共、坂東の兵に追つめられたる有様は、唯鷹の前の小鳥のごとし。射殺し切ころし首をとる事若干なり。坂東の兵、首一づゝとらぬ物こそなかりけれ。大將軍武藏守・足利殿・駿河次郎は舟にてをしわたる。信濃國、住人浦野次郎、宇治橋の北の在家に火をかけゝり。其煙、天に映じて夥し。淀・一口・廣瀬、其外の渡々に、是を見て一師もせずみな落にけり。駿

一院敗兵
を近付け
給はず

河守・毛利入道・遠山左衛門は、或は舟にのり或は桴を組てをしわたる。鳥羽の高畠に陣をとる。宇治橋の川端に切かけたる頭七百三十也。是を實檢して、武藏守・嫡子時氏・有時などしたしき人々、僅に五十餘騎にて上河原と云所に陣を取。夜に入て武藏守、是にこそと、駿河守のもとへ使を立て申されければ、義村、子二三人打具して武藏守の陣に加はりけり。瀬多・宇治水尾ガ崎落ぬときこえしかば、一人も軍する者なく、みな落失にけり。南都・北嶺の大衆も落行けり。當日大衆、高聲に念佛申て、哀なりける王法かなと、高らかに口ずさび、泣々本山々々に歸けり。京方能登守・平九郎判官・下総前司・少輔入道所々の軍に負て都に歸入、山田次郎も同京へ入。同十五日卯刻に、四辻殿に参りて、秀康・胤義・盛剛重忠こそ、最後の御供仕候はんとて参候へと申。一院、いかに成ぬへき身とも思食れぬ所へ、四人参りければ、彌、さはがせ給て、我は武士向は、手を合て命ばかりをば乞んとたばしめせども、汝等参籠て防戦ならば、中々悪かりなん。何方へも落行候へ。さしもの奉公、空くなしつるこそ不便なれども、今は力及ばず、御所の近鄰に在べからずと仰出されければ、各、

山田重忠
の憤慨

心のうち、云も中々をるか也。山田次郎ばかりこそ、されば何せんに参けむ。叶はぬ物故、一足も引つるこそ口たしけれとて、大音聲を上て門をたゞき、日本一の不覺人をしらすして、うきしづみつる口たしさと、匂て通るぞかひもなき。各、云けるは、今は二ツなし。大勢に馳向てたゞかひて、若死なれぬ物ならば、自害するより外は別の義なしと申ければ、各、此義に同ずとて又取て返す。四人の勢三十騎ばかり也。平九郎判官申けるは、同は宇治の大手に向べきを、宇治・勢多大勢に隔てられては、雜兵にこそあはんすれ。是より西東寺はよき城郭也。爰に楯籠らばや。駿河守は淀の手なれば東寺をとをらんするに、よき軍して死なんと思ふぞと云ければ、又此義しかるべしとて、東寺にはせ付、内院には不入、惣門の外釘貫の内に陣を取。高畠にひかへたる三浦、早原次郎兵衛尉・甥又太郎・天野左衛門・酒井平次郎兵衛尉・角田太郎・同彌平三など聞ゆる者共、三百餘騎ためてかく。其中に早原次郎・天野左衛門は平九郎判官と見て、眼前親類なりければ扣てかゝらざりけり。早原又太郎子細をばしらす、父ひかへたるを心ちあしくや思けん。名乗てをしよせたり。

東寺合戦

京方また
敗走

胤義云けるは、さこそ公の軍と云ながら太郎無禮也。景義もらすなとて、高井を始として、中に取こめられて、馬手の田中へかけたとされけり。馳あがらんとする所に、弓手馬手より攻ければ馬より落^{おち}、かちに成てぞ戦ける。景義ガ甥平兵衛・嫡子兵衛太郎・角田兄弟命をすて、景義を後にをなし戦けり。不叶して胤義引返す。是を始として關東の勢、一面にためてかく。作道を我先にと押よせければ、秀康盛綱いかと思ひけむ。矢一ツも射ず、北をさして落行ク。山田次郎ばかりぞ防箭少々射て、それもあと目につけて落行けり。今は平九郎判官ばかり也。胤義は東寺を墓所と定ければ、自餘の者、それは落も失^{うせ}よ。一足も退くまじとて入替たゝかひ行けり。され共大勢しこみければ、心は武く思へ共、怒に一切にも死終ず、東を指て落行けり。角田平二資親すぐやか者也。胤義に目をかけて、をし双べて組んとしけるが、資親叶はじと思ひけむ。胤義がめのとこ上畠はせ通りけるに組で落にけり。資親が乗替落合て頸をとる。胤義是をしらすして、彌太郎兵衛、唯三四騎に成て東山を志て落行。次郎兵衛・高井兵衛太郎、是も東へ落けるが、六波羅の蓮華王院に

一の院東軍
の四辻殿
に押寄す
るを聞き
給ひて院
宣を下す

馳入、小竹の中にて二人念佛唱て、さしちがへて失にけり。胤義は志つる東山へはせ入て、物具ぬぎすて、慰^{やすめ}けり。十九日巳ノ刻、泰時雲霞のごとくの勢にて、上河原より打立、四辻殿の院御所へよすと聞えけり。一院、東西をうしなひ給ふ。月卿雲客前後を忘れてあはてさはぐ。責ての御ことに院宣を泰時に遣はされけり。

秀康朝臣胤義已下徒黨可令追討之由、宣下既畢。又停止先宣旨、解却輩可令還任之由、同被宣下訖。凡天下之事、於于今者雖不及御口入、御存知趣爭不仰知乎。就凶徒浮言、既及此御沙汰、後悔不能左右。但天災之時至歟。抑亦惡魔之結構歟。誠勿論之次第也。於自今以後者、携武勇輩者不可召仕。又不稟家好武藝者、永可被停止也。如此故自然及御大事由、有御覺知者也。悔先非被仰也。御氣色如此。仍執達如件。

六月十五日

權中納言定高

武藏守殿

「かくい」
諾こそ被遊けれ。院宣を召次にもたせて、泰時に被遣たり。詞を以ては申べき事

承久記 下

六

泰時院宣
の旨を奉
じて四辻
殿を攻め
す

承久記 下

七〇

あらば、其より申さるべし。御所中にやがて發向せんこと、人民の歎、后妃・采女の恐れれそるゝ事の、餘に不便に思召さるゝ也。唯^{まげ}枉てそれに候へと被^{まか}仰ければ、泰時馬より下^{おろ}、院の御使に對面して、院宣を披て見て高き所に卷納め、畏て承候畢。親にて候義時、かへり承て何とか申候はんすらん。先泰時にあて、院宣を拜見候条、忝存候。此上に左右なく參候はんことも、其恐候へば、後^{あしん}斟を知り罷留候とて、伯父相摸守時房に申合られければ、左右に及ばずとて、六條の北南に陣を取て居給ふ。大勢みな六波羅に打入けり。胤義は東山にて自害せんと思ひけるが、便宜あしかりければ、太^{うづまさ}秦に小兒あり。其をかくし置ける所へ落行^{（けるい）}がさきには又大勢入乱ると申ければ、是に隠れ居て目をくらし、太秦に向はんと、此嶋と云社の内にかくれるて、車の傍に立て、女車のよしにて木造の人丸をぞのせたりける。胤義が日來の郎等に、藤四郎入道と云者、高野にこもりたるが、軍をも見、主の行衛をもみんと都へ上りけるが、爰を通るを内より見て出合たれば、藤四郎入道、いかにともいはず泪をながす。さて何としてか、かうではわたらせ給ぞと申ければ、西山にたさな

胤義と郎
等藤四郎

き者共の有を、一^{タビ}見て自害せんと思て行に、敵、已に乱入ときく間、爰にて日をくらし夜にまぎれて行んとて、休^{やすむ}なりと云ければ、入道、敵、前に籠り御あとに亦みちみちたり。いつのひまに公達のもとへは付せ給ふべき。平判官は東寺の軍はよくしたれども、妻子のことを心にかけて、女車にて落行を、車より引出されて討れたるといはれさせ給はんこそ、口たしく候へ。昔より三浦一門に疵やは候。入道知識申べし。此社にて御自害候へかすと申ければ、胤義、いしくも申たる物かなとて、さらば太郎衛門、先自害せよ。心安く見をかんと云ければ、嫡子、太郎衛門、腹十文字にかき切て死ぬ。胤義も追つかんとて形見共送り、云けるは、藤四郎入道は、父子の首取て駿河守がもとへ行て、此頸共にて勳功の賞にはこり給はん事こそ、をしはかられて候へ。度々の合戦に、三浦の一家を亡し給ふをこそ、人唇をかへし候しに、胤義一家をさへ亡し給ひ候へば、彌、人の申さん所こそ、還て痛はしく候へ。唯今思ひ合せ給はんすらんと申せとて、腹かきゝる。首をば取て森に火をかけて、むくろをば焼けり。其後駿河守所へ行て、最後の有様申ければ、義村兄弟ならずば誰かは首を送

胤義自害

承久記 下

七一

義村胤義
等の首を
抱へて泣

山田次郎
自盡

後藤基綱
父を斬る

六條河原
にて處罰

るべき。義村なればとて、世の道理をしらぬにはなけれ共、弓箭をとるならひ、親子・兄弟互に敵となる事、今にはじめぬ事也とて、弟甥の頸、左右の袖にかゝへて泣るたり。京より貴僧を請じ奉り佛事とり行、太秦の妻子よびよせていたはり慰めけり。山田次郎は、西山に入て澤のはたに本尊掛、念佛しける處に、矢野左衛門をしよせければ、自害すべき隙なかりけるに、嫡子伊豆守防ぎつゝ、此隙に御自害候へと云ければ、山田は自害して伏にけり。伊豆守は生いほどられぬ。秀康・同秀隆生どられてきられぬ。下総前司盛綱も生どられて切れぬ。糟屋、北山にて自害す。天野四郎左衛門は、頸をのべて参りたりけれ共、きられにけり。山城守・後藤判官生どられてきらる。後藤をば、子息左衛門基綱申請て切てけり。他人にきらせて、首を申請て孝養せよかし。是は保元に、爲義を義朝きられたりしに恐す。それは上古のこと也。先規なかりき。それをこそ末代までのそしりなるに、二の舞したる基綱かなと、万人つまはじきをぞしたりける。近江錦織判官代は、六波羅武藏守の前にて、佐野小次郎入道兄弟三人承て、侍にて手とり足取してきられぬ。六條河原にて謀反の

鐘月房和
歌を詠じ
て死を免

泰時合戦
の次第等
を注進す

輩の頸をきるに、劔をさすにいとまあらず。駿河大夫判官是信、行衛もしらず落にけり。二位法印尊長は吉野十津川に逃こもりて、當時はからめられず。清水寺法師鐘月房、弟子常陸房・美濃房三人搦とらる。既にきらんとする處に、〔暫カ〕暫く助させ給へ。一首の愚詠を仕候は、やと申ければ、是程の隙は給はるべしとて、さしをくに、救なれば身をばよせてき武士の八十うち川の瀬にはたゝねど。此由、武藏守に早馬を以て申たりければ、免ゆるすべしとて、師弟三人ながら被免けり。人は能藝を嗜べき物かな。末代と云ながら、和歌の道もたのみあり。泰時やさしくも免されたりと、上下感じけり。熊野法印田邊の別當もきられにけり。

關東へ早馬にて軍次第注進之事

武藏守、早馬にて關東へ注進す。合戦の次第、打死・手負の交名注文、并に召置所の交名きらるゝ、武士の交名、此外院・宮々の御事・月卿雲客の罪名・京都の政・山門南都の次第、泰時が私にはからひ難し。急速に承て治定して、降参すべきよし申けり。

早馬關東に着たりければ、權大夫殿・二位殿・其外大名・小名面々に走り出で、軍はいかに、御悦か何とかあると口々に問れけり。軍は御勝利候。三浦平九郎判官・山田次郎・能登守秀康已下みなきられぬ。御文候とて、大なる巻物さし上たれば、大膳大夫入道取あげて、一同にあつとぞ申されける。中にも二位殿、あまりのことに涙をながし、先若宮大菩薩を伏たがみ進て、やがて若宮へ參らせ給ひけり。それより三代將軍の御墓へまいらせ給て、御悦申有ければ、大名小名馳集て御悦ども申あはる。其中にも子うたれ親うたれぬと聞人、悦につけ歎につけて、關東はさゝめきのじりあへりけり。

宮方死罪流罪之次第

評定有べしとて、大名どもみな參けり。一番の圖は大膳大夫入道とりたりければ、申けるは、院々宮々をば、遠國へながし奉るべし。月卿雲客をば、坂東へめし下すべしと披露して、道にて皆失はるべし。京都の政は、韃居大將殿御さたたるべし。

關東の評定

(録カ) 攝録をば近衛殿へ進せらるべしと存候と異見を出す。義時、此義一分も相違なし。

此義に同すと仰ければ、大小名共も可然とぞ申ける。やがて此返事を書、一疋相をへて、翌日京へ早馬を立られけり。韃居大將殿に、此よし六波羅より申されければ、我當將軍の外祖にあらず、義時が親昵にあざれども、正路を守て君を諫め申に依て、うき目をみし故也。是も夢也。併山王に申たりし故也とて、大將公經、日吉をぞ仰奉らる。去程に武藏守、しづかに院參して、謀反を進め申されつらん雲客をめし給らんと申されければ、急ぎ交名をえりし出させまし〜けるぞ淺ましき。御注文にまかせて、みな〜六はらへからめ出させ給ふ人々には、坊門、大納言忠信預り千葉、介胤經、按察、大納言光親預り武田五郎信光、中御門、中納言宗行預り小山、新左衛門朝長、佐々木野前中納言有雅預り小笠原、次郎長清、甲斐宰相中將範茂預り式部、大輔朝時、一條、次郎宰相中將信能預り遠江左衛門景村、各、禮義の公卿を辞して、坂東武將の家にわたり給ふ。抑八條の尼御前と申せしは、故鎌倉右大臣の後室にておはしき。坊門大納言忠信卿の御妹也しかば、此謀反の衆にかり入られて、關

泰時院參謀反に與卿の交名を乞ふ

忠信以下の公卿捕へらる

八條の尼兄忠信の死を宥めんとを乞うて免さる

東へ下り給ふを知て、兼て鎌倉へ御使を奉り給ふ。我右大臣にをくれて、彼菩提を
 吊より外他事なし。光季が討れし朝より宇治の落る夕まで、女の心のうたてさは、
 昔のよしみ心にかゝり、兄弟をもしらず、君のかたぶかせ給ふをも忘れて、三代將
 軍の跡の亡んことをかなしびて、南無八幡大菩薩まもらせ給へと、心の中に祈りて
 候し。此事、忠信卿を助けんとて偽申候はゞ、大菩薩の御慮も取かしかるべし。數
 ならぬ身の祈に答て、かゝるべしとは思はねども、志を申ばかり也。然に慈悲心
 は、打たへしらぬ人をもたすけあはれぶはならひ也。何ぞ況や正しき兄を助けざる
 べき。罪の深さは左こそ候らめ共、是併我に免すと思召べからず。故大臣殿に免
 し奉るとおぼしめして、忠信の命を助けさせ給へと、權大夫殿二位殿へ仰られたり
 ければ、免し奉れとて御免し文あり。遠江國橋本にて逢たりければ、預りの千葉
 介、此二位殿義時の状を見て許し上せ奉る。擦察大納言是を聞給て、人して御悅申
 されたりければ、忠信卿、是も夢やらんとこそ、返事し給も理也。大納言は越後國
 へ流され給ぬ。

按察大納言
 越後に
 言流る

中御門、中納言宗行卿、菊河にて、

中納言宗
 行藍澤に
 斬らる

昔南陽縣之菊水汲下流延齡
 今東海道之菊河宿西岸失命

と、宿の柱に書付たまふ。浮島が原にて、

けふ過る身はうき島が原にてぞ露の命をき、定めぬる

前中納言
 有雅甲斐
 國にて斬
 らる

其日の辰刻、藍澤と云所にてきられ給ぬ。佐々木野前中納言有雅卿は、小笠原具
 し奉て、甲斐國稻つみの庄内胡瀬村と云所にて切んとす。二位殿に申たる旨あり。
 其返事、今日にあらんすれば、二時の命をのべ給へと宣ひけむを、只きれとて切て
 けり。一時ばかり有て、有雅卿切奉るなど、二位殿の御返事あり。宿業力なしと言
 ながら、一時の間をまたずしてきられ給ふぞあはれなる。小笠原も、今二時の命と
 手を合て乞給ふをきりたるこそ情なく覺ゆれ。三寶の智慧も知難く、人望にもう
 たてしとぞみえし。一條、宰相中將信能は、美濃國遠山にて切奉る。甲斐宰相中將
 は、足柄山の關の東にて出家し、晴川と云淺き川の堤をせきとめて、沈め奉らんと

一條信能
 美濃國に
 斬らる

範茂入水

承久記 下

六

す。念佛をといめて、
思きや苔の下水せきとめて月ならぬ身のやどるべきとは
とて自水せらる。六人の公卿の跡の歎き、いふも中々をろか也。

院御所鳥羽殿へ奉移事

院御所を
鳥羽殿に
移し奉る

七月六日、泰時の嫡子時氏・時房の嫡子時盛、數十騎の軍兵を相具し、院御所四辻殿に参て、鳥羽殿に移し奉るべき由を申さる。御所中の男女ためきさけび、倒れまどふ女房達を先ざまに出し給ふ。時氏、是を見て御車の内もあやしく候とて、弓の筈を以て御簾をかきあげ奉る。御用意は尤さることなれども、餘に情なくぞ覺えし。御供には中納言種氏・宰相信俊・左衛門尉能茂三人ぞ参りける。武士前後を圍み、今日をかぎりの金闕の御なごり、思ひやり奉るも忝し。八日御出家有べきよし、六はらより申けるに、御ぐしたるさせ給ふ。

一院御出
家

後鳥羽院迂隱岐國給事

一院御姿
を信實に
畫かしめ
て七條院
にまいら
せらる

太上天皇の玉體、忽に變じて無下の新發しんぱちとならせ給ふ。信實をめして、御姿を似繪にかゝせ給て、七條の女院へ進させ給ふ。女院、御覽じもあへず御涙を流させ給ぬ。修明門院、一御車にて鳥羽殿へ御幸なる。御車を大床のきはに指よせられたり。一院、簾ひかを引させ給て、御顔ばかり指出させ給て、御手を以て歸らせ給へとあらせ給ふ。両女院御目もくれ絶入させ給も理也。車の内の御歎、申も中々をろか也。十三日に六はらより時氏・時盛参て、隱岐國へ遷し奉るべきよしを申。御出家の上は、流罪まではあらじと思召けるに、遠き島ときこしめされて、東西をうしなはせ給ふぞ忝き。攝録〔録カ〕は近衛殿〔本九條殿ヘトアリ〕にてわたらせ給ひけり。君しがらみとなりて留させ給へと、あそばされける御書の奥に、

一院隱岐
に遷幸

墨染の袖に情をかけよかし涙ばかりはすてもこそすれ

とあそばされたりければ、攝政〔德カ〕の御威法〔德カ〕も、君の君にてわたらせ給時のこと也。一

承久記 下

七

院の御供には、龜菊殿・聖一人・醫師一人・出羽前司弘房・武藏權守清範とぞきこえし。去る平家の乱世には、後白河院、鳥羽殿に遷らせ給しをこそ、世の不思議とは申ならはし、今は遠き國へながされさせ給ふ。先代にも超たること共也。水無瀬殿過させ給ふとて、せめては爰に置ばやとたぼしめさるゝも理也。心のすむとしもなければ、御泪のひまにかくぞ思召つとけらる。

立こめて關とはならで水無瀬川霧猶はれぬ行末の空、播磨の明石のうらにつかせ給ふ。爰はいづくぞと御尋有ければ、明石のうらと申す。音に聞所にこそとて、

都をばくらやみにこそ出しかどけふは明石の浦にきにけり

龜菊殿

月影はさこそ明石のうらなれど雲井の秋は猶ぞ戀しき

彼保元のむかし、新院の御軍破れて、讃岐國へ遷されさせ給しも、爰を御とをり有けるとこそきけ。御身の上とはしらざりし物とおぼしめす。それは王位を論じ

位を望給ふ御事也。是はされば何事ぞとぞ思召ける。美作と伯耆の中山を越させ給ふに、むかひの岸に細道あり。いづくへかよふ道ぞとはせ給ふに、都へかよふ古き道にて、今は人もかよはずと申せば、

都人たれふみそめてかよひけむむかひの道のなつかしき哉

出雲國大うらと云所につかせ給ふ。見尾崎と云所あり。それより都へ使有ければ、修明門院に御消息あり。

えららめやうき身を崎の濱千鳥塩なくくしほるいひもあへぬ袖のけしきを

かくて日數重りなれば、隠岐國へぞつかせ給ふ。是なん御所とて入奉るを御覽すれば、あさましげなる筈ぶきの薦の天井竹の簀子也。をのづから障子の繪などに、かかる住るかきたるを御覽せしより外は、いつか御目にも懸るべき。唯是は生をかへたるかと思召すも忝し。

我こそは新嶋守よたきの海のあらし浪風心してふけ

都に定家・家隆・有家・雅經さしもの歌仙たち、此御歌の有様を傳承て、唯もだへこが

れ泣悲しみ給へ共、罪に恐れて御返事をも申されず。され共正三位家隆、便宜に付て恐れく御歌の御返事を申されけり。

ねざめしてきかぬを聞てかなしきはあら磯波の曉のころ

新院佐渡に遷幸

同廿日、順徳也(佐渡歟)新院、土佐へ流されさせ給ふ。御供には定家卿の息冷泉、中將爲家、花山院

少將能氏、申斐兵衛佐頼教經、上北面には藤左衛門大夫安光元、女房には左衛門佐殿、帥佐

殿已下三人也。冷泉の中將爲家は、一步の御送をもし給はず、殘三人ぞ參られける。

花山院の少將は、道より所勞とて歸られけり。兵衛佐も越後にて所勞づく。安光ば

かりぞ候ける。九條殿へ御出あり。御形見に文車を奉るよし有けり。中にも九條

殿へぞ進せられける御書の奥に、

ながらへてたとへば末に歸る共うきは此世の都也けり

後の便宜に、九條殿より御返事申させ給ふ。

いとふともながらへてふる世中のうきにはいかで春をまつべき

六條宮但馬へ遷御

同廿四日、六條宮、但馬國に遷させ給ふ。桂川より御輿にうつらせ給ふ。大江山

冷泉宮備前國兒島に遷さる

いくの道にかゝらせ給て其より彼國へぞつかせ給ふ。同廿五日、冷泉宮、備前

國兒島へうつされさせ給ふ。鳥羽より御舟にめす。此外刑部卿僧正、宰相中將信成、

右大弁光儀などもながされけり。院々宮々流されさせ給ふ人々の御あとに殘留て、

旅の御よそほひいかならんと思ひやり奉るもをろか也。中にも修明門院の御歎き、

たぐひ少き御事也。一院、新院、西へ流されさせ給ひ、北にうつらせ給ひぬ。御兄宰

相中將範茂朝臣、死罪にあたり給ひぬ。新院の御形見に先帝わたらせ給へども、御

慰なきがごとし。七條女院と申は、故高倉院の御后、一院の御母にてぞましましけ

る。今一度、法皇を見進せばやと歎かせ給ふときこしめして、法皇、

たらちねのきえやらで待露の身を風よりさきにいかでをかまし

七條女院御返し、

萩のは、中く風のたえねかしかよへばこそはつゆもこぼるれ

上つ方の御歎き類なし。下にも哀のみ多かり。中にも佐々木山城守廣綱が子の兒

御室に有しが、六はらよりたづね出されて向しに、御室、御覽じをくり給て、

法皇と七條院との贈答

佐々木廣
綱が息
を助け
んとし
同信綱
意見に
りて殺
す

胤義が長
子残され
る他は斬
ら

埋木のくちはつべきはとまりてわか木の花のちるぞかなしき

泰時見て、幽玄の兒なりければ、助て進らせ候と申されければ、母是を聞て、七代武藏守殿冥加ませ。命あらん程は祈申べしと、手を合せてわがみけるに、みな人わが子を助るやうに覚え候と悦けり。車にのせて歸る處に、兒の伯父佐々木四郎左衛門信綱、急ぎ馳參て、此兒を御助け候は、さしもの奉公空くなして、信綱出家し候べしと支申ければ、信綱は今度宇治川の先陣也。泰時の妹むこ也。旁以さしをきがたき仁なれば、五條富小路に使追付て、かゝる子細ある間、泰時をうらむなとて召返しけり。此事を聞て、信綱をにくまぬ者はなかりけり。柳原にて生年十四歳にてきられけり。ためしなしとぞ申ける。京都にもかぎらず、鎌倉にも哀なる事多かりけり。判官胤義が子ども、十一・九・七・五・三になる五人あり。三浦の屋部の祖母のもとにやしなひをきたるを、權大夫、小川十郎を使にしてみなめされけり。尼も力及ばず、今度世の乱、偏に胤義がしわざ也。たし奉るに及はずとて、十一になる一人をば隠して、第九・三・五・七を出しけるこそ不便なれ。小川十郎、せめて幼稚

なるをこそたしむもし給はめ。成人の者をとめ給ふこと、然べからざるよしせめければ、尼上立出て手をすりて、宣ふ處ことはり也。されども五・三のもの共は、生死を知らざれば、あきれたるがごとし。十一までおほしたて、みめ形もすぐれたり。唯此事を守殿へ申て給へ。五人ながらきらるゝならば、七十になる尼、何か命のたしかるべきと云ければ、げには奉公の駿河守にも母也とおもひ、小河情ある者にて免してげり。四人の乳母、倒伏して天に仰ぎ悲しみけり。保元のむかし、爲義幼稚の子共きられけむ事、思ひいだされけり。さて有まじき事なれば、みな頭をかく。

土御門、院土佐國遷幸

同十月十日、中院、土佐國へ遷らせ給ふ。此院は今度御くみなし。其上賢王にてわたらせ給ひければ、鎌倉よりも宥め奉りけるを、われ忝も法皇を配所へやり奉て、其子として花洛にあらん事、冥の照覽はかりあり。又何の益かあらんや。承元四年のうらみはふかしといへども、人界に生をうくること、父母の恩報しても報がた

中院土佐
國に遷幸

し。一旦の恨に依て、永く不孝の身とならんこと罪ふかし。されば同じ遠島へ流
れんと、度々關東へ申させ給ひければ、たしむ奉りながら、力なく流し奉りけり。
日々に皆父をうらみ給ひけれど、まことの時はいろはせ給はねど、父の御罪に遠國
へ下らせ給ぞあはれなる。應使万里小路の御所へ、参りければ、御外戚土御門大納
言定通卿、泣々出し奉る。御供には女房四人・少將定平・侍從貞元・醫師一人参りけ
り。鳥も告ければ、大納言定通御車よせられけり。是は思召立道も一入あはれな
れば、京中の貴賤かなしび奉ることかぎりなし。室より御舟にのせ奉り、四國へわ
たらせ給ふ。八島のうらを御覽じて、安徳天皇の御ことを思召出しけり。讃岐の
松山かすかにみえければ、彼崇徳院の御事も思召出けり。土佐へ御着有けるを小
國也御封米難治のよし。守護並に目代申ければ、阿波國へ遷されさせ給ふ。山路
にかゝらせ給ふ折節、雪降て東西みえず、誠にせんかたなくて、君も御泪に咽ばせ
ましゝて、

うき世にはかゝれとてこそ生れけめことはりしらぬわが泪かな

中院供奉
の人々

土佐より
阿波に移
御

とあそばし、京にてめしつかひける番匠、木にのぼり枯木たろして、御前に焼たり
ければ、君も臣も御心ちすこしつかせ給ひて、番匠大功の者也とぞ仰ける。御輿昇
すこしはたらきて、彼國へつかせたまふ。

浦々によする浪にことゝはんわきのことこそきかまほしけれ

抑、承久いかなる年號ぞや。玉體ことごとく西北の風に没し、卿相みな東夷の鋒に
あたる。天照太神・正八幡の御はからひなり。王法此時かたぶき、東國天下を行へ
き由緒にてや有つらん。御謀反の企のはじめ、御夢に黒き犬御身を飛越ると御覽
じけるとぞ承る。かく院のはてさせ給しかども、四條院の御末たえしかば、後嵯峨
院に御位まいりて後院と申。土御門院の御子なり。御うらみは有ながら、配所に
むかはせ給き。此御志を神慮もうけしめ給ひけるにや。御末めでたくして、今の世
に至るまで、此院の御末かたじけなし。承久三年の秋にこそ物の哀をとめしか。

評論

承久記〔卷〕上 (慈光寺本)

過現未ノ
三世劫

娑婆世界ニ衆生利益ノ爲ニトテ、佛ハ世ニ出給フ事、總ジテ申サバ、無始無終ニシテ不可有際限。別シテ申サバ、過去ニ千佛、現在ニ千佛、未來ニ千佛、三世ニ三千佛出世有ベシト承ル。過去ノ劫ヲバ莊嚴劫、現在ヲバ賢劫、未來ヲバ星宿劫ト名付ベシ。三世共ニ二十ノ増減アルベシ。過去二十ノ増減ノ間ニ、千佛出給ヌ。現在二十増減ノ間ニモ、^{〔亦カ〕}安千佛、未來モ亦復爾也。然ニ釋尊ノ出世ヲ何ノ比ゾト云ニ、現在賢劫ノ中ノ第九減劫ニ初メテ佛出玉フヲ、拘留孫佛ト奉名。此時ハ人壽四万歳ノ時也。拘那含牟尼佛出ハ人壽二万歳、迦葉佛ハ人壽二万歳ノ時出給フ。此時ハ釋尊補處ノ位トシテ、都率ノ内院ニ生ジテ、今日人壽百歳時、出世シマシマシテ、十九出家、三十成道^{〔シ脱カ〕}給フ。八十入滅ノ時至テ、俱尸那城ノ西北方拔提河ノ西ノ岸ニシテ、利生ノ光、黄金ノ櫃^{ヒツ}ニ納給フ。二千餘年ノ春秋ハ夢ノ如クニシテ過ヌレド、

今教法盛ニシテ、世間モ出世モ明ニ習學スル人ハ、過去・未來マデ皆悟ル。抑々南閻浮提ノ間ニ、十六ノ大國・五百ノ中國・十千ノ小國・無量ノ粟散國有トハ聞ユレドモ、異朝ノ事ハサテヲキツ。佛法・王法始マリテ、目出度所ヲ尋ヌレバ、天竺・震旦・鬼界・高麗・景旦國、我朝日本日域ニモ、劫初ノ當初ヨリ今ニ至マデ、佛法ニカクレゾ無カリケル。天竺ノ王ノ始ヲバ、民主王人主王トゾ申ケル。其ヨリシテ釋尊ノ父淨飯王ノ御時マデ、八万四千二百一十王ト承ル。〔脱アルカ〕盤古王トゾ申ケル。其ヨリシテ後漢ノ明帝ノ御時マデ、八万六千二百四十二王ト承ル。我朝日域ニモ、天神七代・地神五代ゾ御座マス。天神ノ始ヲバ國常立ノ尊トゾ申ケル。其ヨリシテ伊奘諾・伊奘冊ノ尊マデ七代ヲバ、天神ノ御代トテ過ヌ。地神五代ノ始ヲバ天照大神トゾ申ケル。今ノ神明是也。其ヨリシテ葦不合ノ尊マデ、地神五代モサテ過ヌ。合テ十二代ハ神ノ御世也。其ヨリ以來、人王百代マシマスベキト承ル。人王ノ始ヲバ神武天皇トゾ申ケル。葦不合尊ノ四郎ノ王子ニテゾマシマシケル。其ヨリシテ去ヌル承久三年マデハ、八十五代ノ御門ト承ル。其ノ間ニ、國王兵亂今度マデ具シテ已ニ十二ケ度ニ

神武天皇
以來承久
三年マテ
國王兵亂

既ニ十二
度ナリ

成。其始ノ兵亂ヲ尋ヌレバ、神武天皇ノ三郎王子綏靖天皇ト申御時、震旦國ヨリ我朝ヲ打ナビケントテ、十万八千騎ノ勢ヲ率シテ打渡戰ケルニ、戰負テ歸ニケリ。神武天皇ヨリ九代ノ國王ヲバ、開化天皇トゾ申ケル。兄ノ位ヲ打取テ世ヲ治玉フ。十四代ノ國王ヲバ仲哀天皇トゾ申ケル。其后ヲバ神功皇后トゾ申ケル。帝崩御成テ後、世ヲ治玉フ。女帝ノ御門ノ始也。御心極テ武クゾ御座ス。仲哀天皇ハ異國ノ爲ニ崩御ナリシカバ、新羅 百濟鬼界・高麗・契旦ノ三韓ヲ打取テ、我朝ノ進退ニナサバヤト思食、十万八千騎ノ軍兵ヲ引率シテ、筑紫ノ博多ニ打下リ船ヲ汰ヘ玉フ。其折節御懷妊有、漸十ヶ月ニモ成ケレバ、王子生レントシ給シカバ、胎内ノ王子ニ申玉フ様、王子誕生有テ後、果報目出度位ヲ治玉フベキナラバ、只今ハ誕生ナラデ兵亂過テ後、生レ玉ヘト申サル。然間、御産ノ時ヲゾ延給ケル。辛巳歲十月二日、三韓ヲ打ナビカシテ、同十一月廿八日、筑紫ノ博多ヘ歸リ給テ五日ト申日ゾ、王子ハ産レ玉ヒケルガ、七十歳ニ成玉フマデハ、〔功〕神宮皇后モ御勇健ニテ世ヲ治給フ事七十年、遂ニ百歳ニテ崩御成テ、皇子七十歳ニシテ初テ世ヲ治フ事四十二年、應神天皇ト申ス。今

我が朝女
帝ノ初

ノ八幡大菩薩ニテゾマシマシケル。三十二代ノ國王ヲバ用明天皇トゾ申ケル。此帝ノ二郎王子聖德太子ト、守屋ノ大臣ト此界ニ佛法弘メン弘メシノ御諍、遂ニ合戦ニ成テ守屋討タレニケリ。此御願ニ依テ、太子、難波ニ四天王寺ヲ建立シテ、佛法最初ノ所トス。卅八代ノ國王ヲバ齊明天皇トゾ申ケル。春宮打失、后奪取テ位ヲ治玉フ。四十二代ノ國王ヲバ文武天皇トゾ申ケル。極テ心惡ク、腹カラ舍弟ノ王胤共ヲ打失テ、始テ大寶ト云年號ヲ定メ玉フ。其後、寶字年中ニ、嫡子ノ聖武天皇ト、弟ノ親王ト合戦アリ。七十三代ノ帝ヲバ鳥羽院トゾ申ケル。嫡子崇徳院ノ御位ヲ押下シ、當腹ノ王子近衛院ヲ御位ニ即申サル、處ニ、近衛帝十七歳ニシテ崩御成ヌ。然レバ愛子ノ御事ナレバ、御弟ナレドモ力不及、崩御ノ上ハ、御位ヲバ崇徳院へ還被申テ重祚アルカ。御嫡孫重仁ノ親王ヲ、御位ニ即申サル、カト思食處ニ、思ノ外ニ弟四ノ宮後白河ノ院へ、御位ヲマイラセラレケレバ、崇徳院ハ無本意思食ケレドモ、オンハカラ御計ヒナレバ力不及御堪忍アル處ニ、無程法皇モ崩御ナル間、崇徳院、ヤガテ御中陰ノ中ヨリ御謀叛ヲ被興、主上ト上皇ト御合戦アリ。是ヲ保元ノ乱ト

保元ノ亂

安徳天皇御即位

平家没落

云。今都ノ乱ノ始也。遂ニ上皇打負サセ給テ、讃岐ノ國へ配流アリ。人王八十代高倉院ト申ハ、後白河院第三王子、平相國清盛公ノ御娘、中宮ニ德子御參アリ。後建禮門院トゾ申ケル。其御腹ニ、王子一人マシクケリ。安徳天皇トゾ申ケル。三歳ニテ即位、外戚入道大相國、一向天下ヲ執行セシ程ニ、源氏一向頭ヲ出ス輩ナシ。雖然相國ノ運命モ、漸末ニ成シカバ、嫡子小松内大臣重盛公モ薨シ給フ間、相國惡行日來ヒゴニ超過スル間、源氏又依院宣、前右兵衛佐頼朝ハ坂東ヨリ打テ上リ、木曾二郎義仲北國ヨリ責上テ、無程平家ハ没落ス。遂ニ元暦二年正月ニ、頼朝舍弟蒲官者範頼・九郎官者義經、讃岐八嶋ニ進發シテ平家ヲ責落。二月下旬ニハ、平家ノ一類悉壇ノ浦ニテ入海ス。剩、大將軍前右大臣宗盛父子三人、其外生捕數多。宗盛父子ヲ(ニ脱カ)爲始、皆々被切給ニケレバ、無程源氏ノ世トゾ成ニケル。其後、兵衛佐殿ハ鎌倉館ヲ搆へ、鎌倉殿ト被仰給。昔綏靖天皇ヨリ今安徳天皇マデ、國王ノ兵亂十二度ニコソ當ケレ。頼朝卿、度々都ニ上リ、武藝ノ徳ヲ施シ勳功無比シテ、位正二位ニ進ミ、右近衛ノ大將ヲ經タリ。西ニハ九國ニ嶋、東ニハアクロツカル夷ガ島マデ打靡

賴家父ノ遺言ヲ用ヒズ遂ニ身ヲ亡ス

賴家伊豆修禪寺ニテ生害

シテ、威勢一天下ニ蒙ラシメ、榮耀四海ノ内ニ施シ玉フ。去程ニ、建久九年^{戊午}十二月下旬ノ頃、相摸川ニ橋供養ノ有シ時、聽聞ニ詣玉テ、下向ノ時ヨリ水神ニ領セラレテ、病患頻ニ催シテ半月^{〔モカ〕}ニ臥シ、心神疲頓シテ、命今ハ限ト見ヘ給フ時、孟光ヲ病床ニ語テ曰ク、半月^{〔モカ〕}ニ沉ミ、君ニ偕老ヲ結テ後多年ヲ送キ。今ハ同穴ノ時ニ臨メリ。嫡子少將賴家ヲ喚出宣玉ヒケルハ、賴朝ハ運命既ニ盡ヌ。ナカラン時千萬糸惜セヨ。八ヶ國ノ大名・高家ガ凶害ニ不可^レ付。畠山ヲ憑テ日本國ヲバ鎮護スベシト、遺言ヲシ給ヒケルコソ哀ナレ。少將イマダ有若^{〔イウジヤク〕}ノ人ナレバ、父ノ遺言ヲモ用玉ハズ、梶原平三景時ゾ後見奉ケル。人唇ヲ反^{〔カヘ〕}シケリ。生年十六ニテ左衛門督ニ成、六年ゾ世ヲ持チ給ケル。然ニ^{〔サカ〕}ナセル忠孝ハナクシテ、榮耀ニ誇^{〔ホコリ〕}世ヲ世トモ治メ玉ハザリケレバ、母儀・伯父教訓ヲ加フレドモ用ヒ玉ハズ、遂ニハ元久元年^{甲子}七月廿八日、伊豆國修禪寺ノ浴室ニヲキテ生害サセ申。舍弟千万若子、果報ヤマサリ玉ヒケン。十三ニテ元服有テ實朝トゾ名ノリ給ケル。次第ノ昇進不^レ滯、四位・三位・左近ノ中將ヲヘテ、程ナク右大臣ニ成玉フ。德ヲ四海ニ施シ榮^{〔ニ脱カ〕}耀ヲ七道^{〔ニ脱カ〕}耀シ、去建保七年^卯正月

實朝公曉ニ殺サル

義時ノ企圖

賴經關東下向

後鳥羽上皇關東討伐ノ御決意

廿日、右大臣ノ拜賀ニ勅使下向有テ、鎌倉ノ若宮ニヲキ拜賀申サレケル時、舍兄賴家ノ子息若宮別當惡禪師ノ手ニカ、リ、アヘナリ被^レ誅給ケリ。凡三界ノ果報ハ風前ノ燈、一期ノ運命ハ春ノ夜ノ夢也。日影ヲマタヌ朝顔、水ニ宿レル草葉ノ露、蜉蝣ノ跡ニ不^レ異。爰ニ右京權ノ大夫義時ノ朝臣思様、朝ノ護源氏ハ失終ヌ。誰カハ日本國ヲバ知行スベキ。義時一人シテ、万方ヲナビカシ一天下ヲ取ラン事、誰カハ諍フベキ。同年夏ノ比、相摸守時房ヲ都^{〔ノボセ〕}ヘ上テ、帝王ニ將軍ノ仁ヲ申サレケリ。當時ノ世中ヲ鎮メントテ、右大將公經卿外孫攝政殿下ノ三男、寅歲寅日寅時ニ生レ給ヘレバ、童名ヲ三寅ト申若君ヲ、建保七年六月十八日、鎌倉ヘ下奉ル。諷諫ニハ伊豫中將實雅、後見ニ右京權大夫義時トゾ定メ下サレケル。爭カニ歳ニテハトテ、三ト云名ヲ付奉リテ、十八日ヨリ廿日マデ、年始元三ノ儀式ヲ始テ御遊アリ。七社詣シテ鎌倉ニ坐ス。爰ニ太上天皇叡慮動キマシマス事アリ。源氏ハ日本國ヲ亂リシ平家ヲ打平ラゲシカバ、勳功ニ地頭職ヲモ被^レ下シナリ。義時ガ仕出タル事モ無テ、日本國ヲ心ノ儘ニ執行シテ、動^{〔ヤモ〕}スレバ勅定ヲ違背スルコソ奇恠ナレト、思食ル、叡

慮積リニケリ。凡御心操コソ世間ニ傾ブキ申ケレ。伏物・越内・水練・早態・相撲・空懸
ノミナラズ、朝夕武藝ヲ事トシテ、晝夜ニ兵具ヲ整ヘテ、兵亂ヲ巧マシクケリ。
御腹惡テ、少モ御氣色ニ違者ヲバ、親ク乱罪ニ行ハル。大臣・公卿ノ宿所・山莊ヲ御覽
ジテハ、御目留ル所ヲバ召シテ御所ト号セラル。都ノ中ニモ六所アリ。片井中ニ
モアマタアリ。御遊ノ餘ニハ、四方ノ白拍子ヲ召集、結番寵愛ノ族ヲバ、十二殿ノ
上・錦ノ茵ニ召上セテ、蹈汚サセラレケルコソ、王法・王威モ傾キマシマス覽ト覺テ
淺猿ケレ。月卿・雲客相傳ノ所領ヲバ優ゼラレテ、神田・講田十所ヲ五所ニ倒シ合テ、
白拍子ニコソ下シタベ。古老・神官・寺僧等、神田・講田倒サレテ歎ク思ヤ積ケン。十
善君〔ノ脱カ〕、忽ニ兵亂ヲ起給ヒ、終ニ流罪セラレ玉ヒケルコソ淺増ケレ。其由來ヲ尋ヌ
レバ、佐目牛西洞院ニ住ケル龜菊ト云舞女ノ故トゾ承ル。彼人寵愛ナラヒ雙ナキ餘、父ヲ
バ刑部丞ニゾナサレケル。俸祿不餘思食テ、攝津國長江庄三百餘町ヲバ、丸ガ一期
ノ間ハ、龜菊ニ充行ハル、トゾ院宣下サレケル。刑部丞ハ廳ノ御下文ヲ額ニ宛テ、
長江庄ニ馳下、此由執行シケレ共、坂東地頭是ヲ事共セテ申ケルハ、此所ハ故右大

承久ノ亂
ノ原因

義時院宣
ヲ奉セズ

將家ヨリ大夫殿ノ給テマシマス所ナレバ、宣旨ナリトモ、大夫殿ノ御判ニテ去マヒ
ラセヨト仰ノナカラン限ハ、努力叶候マジトテ、刑部丞ヲ追上スル。仍此趣ヲ院ニ
愁申ケレバ、叡慮不安カラ思食ヲ、王醫左衛門能茂ヲ召テ、又長江庄ニ罷下テ、地頭
追出シテ取ラセヨト被仰下ケレバ、能茂馳下テ追出ケレドモ更ニ用ヒズ。能茂歸
洛シテ、此由院奏シケレバ、仰下サレケルハ、末々ノ者共ダニモ如此云。増シテ義
時ガ院宣ヲ輕忽スルハ尤理也トテ、義時ガ詞ヲモ聞召テ、重テ院宣ヲ被下ケリ。
餘所ハ百所モ千所モシラバシレ、攝津國長江庄計ヲバ、去進スベシトゾ書下サレ
ケル。義時院宣ヲ開テ申サレケルハ、如何ニ十善ノ君ハ、加様ノ宣旨ヲ被下候
ヤラン。於余所者百所モ千所モ被召上候共、長江庄ハ、故右大將ヨリモ、義時ガ
御恩ヲ蒙始ニ給テ候所ナレバ、居乍頸ヲ被召トモ努力叶候マジトテ、院宣ヲ三度マ
デコソ背ケレ。院ハ此由聞食、彌不安カラ奇恠也ト思食ケルモ御理ナルベシ。公卿
僉議アルベシトテ、催サレケル人々ハ、近衛殿基通・九條殿下道家・徳大寺左大臣公繼、
坊門新大納言忠信・按察中納言光親・佐々木野中納言有雅・中御門中納言宗行・甲斐宰

公卿群議
シテ義時
追討ニ決
ス

秀康胤義
ニ義時討
伐ノ事ヲ
謀ル

相中條範茂、一條宰相中將信能、刑部僧正長嚴、二位法印尊〔長カ〕、ナドヲゾ召サレケル。義時ガ再三院宣ヲ背コソ奇恠ニ思食ルレ。如何アルベキ、能々計申ト仰出サル。近衛殿申サセ給ケルハ、昔利仁將軍ハ、廿五ニテ東國ニ下鬼搦メテ、我ニ勝サル將軍有マジトテ、大唐責ント申ケルニ調伏セラレ、大元明王ニ蹴ラレマヒラセテ、將軍墓ヘ入ニケリ。其後、都ノ武士未聞ヘ。只能義時ヲスカサセ玉ヘトゾ申サレケル。爰ニ女房卿二位殿、簾中ヨリ申サセ給ケルハ、大極殿造營ニ、山陽道ニハ安藝周防、山陰道ニハ但馬丹後、北陸道ニハ越後加賀六ヶ國マデ寄ラレタレドモ、按察光親、秀康ガ沙汰トシテ、四ヶ國ハ國務ヲ行ト雖、越後加賀兩國ハ、坂東ノ地頭用ヒズ候ナル。去バ木ヲ切ニハ、本ヲ斷ヌレバ末ノ榮ル事ナシ。義時ヲ打レテ、日本國ヲ思食儘ニ行ハセ玉ヘトゾ申サセ給ケル。院ハ此由聞食テ、サラバ秀康メセトテ御所ニ召サル。院宣ノ成ケル様、義時ガ數度ノ院宣ヲ背コソ奇恠ナレ。打ベキ由思食立計申セトゾ仰下リケル。秀康畏テ奏申ケルハ、駿河守義村ガ弟ニ、平判官胤義コソ、此程都ニ上テ候エ。胤義ニ此由申合テ、義時討ン事易候トゾ申ケル。能登

胤義ノ返
答

守秀康ハ、高陽院殿ノ御倉町邊ノ北邊ニ宿所有ケリ。平判官胤義ヲ請寄、酒盛ヲ始テ申様、今日ハ判官殿ト秀康ト心靜ニ、一日酒盛仕ラントテ、〔穰カ〕隱座ニ成テ能登守申様〔ハカ〕、判官殿、三浦鎌倉振棄テ都ニ上リ、十善君ニ宮仕ヘ申サセ給ヘ。和殿ハ一定心中ニ思事マシマスラント推スル也。一院ハヨナ、御心サスガノ君ニテマシマス也。此程思食事有ヤラント推シ奉。殿ハ鎌倉ニ付ツク付ズヤ。十善ノ君ニハ隨ヒマヒラセシヤ。計給ヘ判官殿トゾ申タル。判官ハ此由聞、返答申ケルハ、神妙也トヨ能登殿。胤義ハ先祖ノ三浦鎌倉振捨テ都ニ上リ、十善ノ君ニ宮仕マヒラスルハ、心中ニ存事ゾシズルノ候也。如何ト申セバ、胤義ガ妻ヲバ誰トカ思食。鎌倉一トクヤリシ一法執行ガ娘ゾカシ。故左衛門督殿ノ御臺所ニ參テ候シガ、若君一人出來サセ給テ候キ。督殿ハ遠江守時政ニ失ハレサセ給ヌ。若君ハ其子ノ權大夫義時ニ害セラレサセ給ヌ。胤義契ヲ結デ後、日夜ニ袖ヲ絞ルムザンニ候。男子ノ身也セバ、深山ニ遁世シテ念佛申メレ、後生ヲモ吊マヒラスベキニ、女人ノ身ノ口惜サヨト申シテ、流涙ヲ見ニ付テモ、万ヅ哀ニ候也。三千大千世界ノ中ニ、黄金ヲ積テ候共、命ニカ

胤義ノ軍謀

へバ物ナラシ。勝テ惜キハ人命也。ワリナキ宿世ニ逢ヌレバ、惜命モ惜カラズ。
 去バ胤義ガ都ニ上テ、院ニ召サレテマイリ、謀反起、鎌倉ニ向テヨキ矢一射ヲ、夫妻
 ノ心ヲ慰メバヤト思ヒ候ツルニ、加様ニ院宣ヲ蒙コソ面目ニ存候へ。胤義ガ兄駿
 河守義村ガ許へ、文ヲダニ一下ツル物ナラバ、義時打取ランニ易候。其状ニ、胤義
 ガ都ニ上リテ、院ニ召シテ謀反ヲコシ、鎌倉ニ向テ好矢一射テ、今日ヨリ長ク鎌倉
 へコソ下リ候マシケレ。去バ昔ヨリ八ヶ國ノ大名高家ハ、弓矢ニ付テ親子ノ奉公
 ヲ忘レヌ者ナレバ、權大夫ハ大勢ソロヘテ都ニ上セテ、九重中ヲ七重八重ニ打卷テ、
 謀反ノ輩責玉ハンズラン。駿河殿ハ權大夫ト一ニテ、三浦ニ九・七・五ニナル子共三
 人乍、權大夫ノ前ニテ頸切失給へ。サヤウニ成タル物ナラバ、殿ト權大夫殿中ハ隔
 心ナクシテ、諸國ノ武士ハ上トモ殿ハ上ズシテ、三浦ノ人共勸仰セテ、權大夫ヲ打
 玉へ。打ツル物ナラバ、胤義モ三人ノ子供ニヲクレテ候ハン。其替ニ、殿ト胤義ト
 二人シテ、日本國ヲ知行セント、文ダニ一下ツル者ナラバ、義時討ンニ易候。加様
 ノ事ハ延ヌレバ惡候。急ギ軍ノ僉議候ベシトゾ申タル。能登守秀康ハ、又此由院

後鳥羽上
皇兵ヲ召
サシメ給
フ

奏シケレバ、申所神妙也。サラバ急ギ軍ノ僉議仕レトゾ勅定ナル。去テ觸催ケル
 趣ハ、來四月廿八日、城南寺ニシテ御佛事アルベシ。守護ノ爲ニ甲冑ヲ着シテ、參
 ラルベシトゾ催ケル坊門新大納言忠信。按察中納言光親。佐々木野兵衛督有雅。中御
 門中納言宗行。一条宰相中將信能。高倉宰相中將能茂。直ニ勅定ヲ蒙ラレケリ。刑部
 僧正長嚴。二位法印尊長等也。廻文ニ入輩、能登守秀康。石見前司。若狹前司。伊勢前
 司。安房守。下野守。下總守。隱岐守。山城守。駿河守。太夫判官。後藤太夫判官。江太夫判
 官。三浦判官。河内判官。筑後判官。彌太郎判官。間野次郎左衛門尉。六郎右衛門尉。刑部
 左衛門尉。平内左衛門尉。醫王左衛門尉。有石左衛門尉。齋藤左衛門尉。薩摩左衛門尉。
 安達源三左衛門尉。熊替左衛門尉。主馬左衛門尉。宮崎左衛門尉。藤太左衛門尉。筑後
 入道父子六騎。中務入道父子二騎。諸國ニ被召輩ハ、丹波國ニハ日置刑部丞。館六
 郎。城次郎。蘆田太郎。栗村左衛門尉。丹後國ニハ田野兵衛尉。但馬國ニハ朝倉八郎。播
 磨國ニハ草田右馬允。美濃國ニハ夜比兵衛尉。六郎左衛門。蜂屋入道父子三騎。垂見
 左衛門尉。高桑。關田。懸棧。上田。打見寺本。尾張國ニハ山田小次郎。三河國ニハ駿川

後鳥羽上
皇事ノ成
否ヲ占ハ
シメ給フ

卿二位速
舉大ニ事
トナシ勸ム

入道・右馬助重平・滋左衛門尉。攝津國ニハ關左衛門尉。渡部〔翔カ〕左衛門尉。紀伊國ニハ田邊法印・田井兵衛尉。大和國ニハ宇多左衛門尉。伊勢國ニハ加藤左衛門尉。伊與國ニハ河野四郎入道。近江國ニハ佐々木黨少輔入道親廣ヲ始トシテ一千餘騎、承久三年辛巳四月廿八日、高陽院殿ヘゾ參リケル。上皇・中院・新院・六條宮・冷泉宮、皆一所ニゾマシマシケル。其日ヨリ臈テ諸國ノ兵ヲ手々ニ分テ、四面ノ門ヲ固メサセラル。院ニハ陰陽師七人ヲ召シテ、此事成否吉凶御占行ハレケリ。晴明氏長者・陰陽頭泰忠・雅樂頭泰基等申ケルハ、此事、當時ハ不快ニ見候。今度ハ思食止テ、年號替ラレテ、十月上旬ニ思食立ナラバ、成就仕テ平安ナルベシト申ケレバ、院ハ思食煩セ給ケルニ、卿二位殿又申サレケルハ、陰陽師、神ノ御號ヲ借テコソ申候ヘ。十善ノ君ノ御果報ニ、義時ガ果報ハ對揚スベキ事カハ。且ハ加様ノ事、獨ガ耳ニ聞ヘタルダニモ、世ニハ程ナク聞ユ。増シテ一千餘騎ガ耳ニ觸テン事、隱ス共隠アルマジ。義時ガ聞候ナン後ハ、彌君ノ御爲重ク成候ベシ。只疾々思食立候ベシトゾ申サレタル。サラバ秀康召テ、先義時ガ縁者檢非違使伊賀太郎判官光季ヲ、可討由ヲ宣旨ゾ下〔ノカ〕

後鳥羽上
皇勸ニ依
リ光季討
伐ノ宣旨
ヲ下シ給フ

秀康胤義
ノ光季討
伐ノ評定

廣綱ト光
季

ケル。其比普賢寺入道殿下・中山ノ太政入道、此人々世ノ鎮ニテマシマシケルガ、内申サケレルハ、哀君ハ惡ク御計アル者哉。義時ハ、故頼朝卿ノ時ヨリ度々ノ合戰ニ遇ヒ、此道ニ於テハ智惠モ計モアラン。叶フマジキ事ト、兼テ知レニケレバ、各朝議ニモ後ザマニハ綺ハレザリケリ。係ケレバ此人ニハ君モ隱セトゾ仰ハ下ケル。去テ秀康ハ院宣蒙リ、三浦判官胤義ヲ請ジ寄セ、軍ノ僉議始ケリ。伊賀ノ判官光季可討由、院宣蒙リタルハ、何日カ可討。又和殿ハ彼判官ト若ヨリ一所ニ生立テ、心ノ程ハ知給タルラン。心得バヤト申ケレバ、平判官是ヲ聞テ、加様ニ打解被仰コソ神妙ニ候エ。五月十五日ニ討タルベシ。光季ハヨナ徒立馬ノ上沙汰ニ及バズ、精兵而打物取テハ又無比、心サスガノ男ニテ候ゾ。左右ナク寄テ打ナラバ、容易ハ難打得。御所ノ召レテ、大庭ニ取籠テ可被討也。召ニ不參者ナラバ、果報任セニ寄テ可討トゾ相議シケル。サ申程ニ、十四日ニモ成ニケル。山城守廣綱ト伊賀ノ判官光季トハアヒヤク也ケレバ、山城守、此由聞付テ伊賀ノ判官ニ知ラセバヤト思、喚寄テ酒盛シテ打解テ遊ビ申ケルハ、判官殿今日ハ心靜ニ遊ビ玉ヘトテ、追座

ニ成テ、ワリナキ美女召出シ酌ヲ被取テ、其ヲ肴ニテ今一度トゾ勸メケル。光季心行テ打解ケレバ、申様、此程都ニ武士アマタ有ト承ル。何事故ト難心得。過シ夜ノ夢ニ、宣旨ノ御使三人來テ、光季張テ立タル弓ヲ取テ、ツカヲ七ニ切ト見テ候ヘバ、万ヅ心細クアチキナク候也。今日ノ交遊ハ、思出ニコソ仕ラメトゾ云ケル。山城守是ヲ聞、弓矢取身ハ今日ハ人ノ上、明日ハ身ノ上ト云事ノ有物ヲ、知セバヤトハ思ヘ共、光季ガ打レナン次日ハ御所ニ聞食、廣綱コソ中媒ナカダチシタリケレ。奇惟也トテ頸ヲ召レン事一定ナリ。乍去余所ノ様ニテ知セバヤト思ヒ、光季ニ申ケルハ、院ハ何事ヲ思食ヤ覽。都中ニ騒事共有ト承ル。此世中ノ習ナレバ、人ノ上ニヤ候覽。身ノ上ニヤ候覽。若事モアラン時ハ憑ミ申ベシ。又憑マセ玉ヘトゾ云ケル。去程ニ、日モ暮方ニ成ニケレバ、光季ハ宿所ニ歸テ、其夜ヤガテ白拍子春日金王ヲヨビテ、終夜宴遊ヲゾ催ケル。十五日ノ朝ニ成ケレバ、能登守秀康ハ、院宣ニテ伊賀判官ヲ三度マデコソ召タリケレ。光季ハ心ニサトリ怪シト思テ、左右ナクモ不參。メノトゴノ治部次郎光高ヲ喚テ、御所ヘ召ニ合テ、都ノ中サハガシト聞ユ。諸國ノ

秀康院宣
ナ以テ光
季ヲ召ス

光季光高
ナシテ御
所ヲ窺ハ
シム

光高光季
ニ官軍ノ
來討ヲ報
ズ

武士モ、其數上リタンナレバ、内裏（ニ脱カ）仙洞ヘ參テ、外ナガラ事ノ有様見テコヨトテ遣シケレバ、治部次郎ハ高陽院殿馳參ケルニ、二条東洞院ニテ打手ノ使一千余騎ニゾ行合タル。治部次郎ハ是ヲ見テ、アレハ何事ノ武者ゾト問ケレバ、京童部ノ申ケルハ、アレコソ伊賀判官打ニ寄ル宣旨ヨト云ケレバ、治部次郎是ヲ聞、夢ノ心地シテ大ニ騒ギ、走歸テ判官ヲ出居ノ妻戸ノ口ヘ喚出シ、君ハハヤ勅勘ヲ蒙リ給ニケリ。打手ノ御使トテ、院ヨリ既ニ一千余騎ノ武者ハヤ間近マイリタリ。縦宣旨院宣也共、能矢一ツアソバセトゾ申タル。判官ハ是ヲ聞ドモ少モサハガズ、光高ニ云ケルハ、光季ナンド討ント思食サンニ、左右ナク寄テハヨモ討レジ。御使ハ給ハラシラニテントウトラセヨトゾ云ハレケル。政所ノ太郎ハ内ニ立入、サマノ物共取出シ、飽マデトラセケリ。判官ハ心ヲシヅメノ玉フ様、光季ガナカラシ後ノ思ニモセヨトテ涙ヲ押ヘ、盃ニヲ取、別ノ盃左右ヘ指流サレケリ。其後ゾ遊者共出サレケル。政所ノ太郎ニ仰ケルハ、光季縦宣旨也トモ、能矢一射テ死トモ死ナン。只今事

光高逃亡者ヲ叱ス

光季郎等ヲ集メテ軍議ス

ニアフベキ者、何人^{イクタリ}バカリ有ラント問ハレケレバ、治部次郎・大津右馬允・薩摩右近・仁江田三郎父子三騎・伊加羅武者父子三騎・大摩太郎與三次郎^{カズギ}・方切源太・園平次・彌二郎・山村三郎・河内太郎・小山小大夫次郎・池野部太郎^{座カ}・世匠七郎・柿原・大居又次郎・熊王某マデ八十五騎ハ候ケリト申ケレバ、此等之家子・郎等ナドスヘテ議シケルハ、左コソ云共、光季ハ此勢タナビキ、只今寄敵ノ中ヲ懸ワリ、鎌倉ヘ落行ンニ、誰カハ可^{イキフ}留ト思ヘドモ、右京大夫義時ノ、光季ガ幾程ノ命ヲ生トテ、宣旨ノ御使見迹ニシテ鎌倉ヘ落下、八ヶ國ノ大名・高家ノ弓箭ニ、疵ヲ付覽ト思ハレン事ノ耻カシケレバ、鎌倉ヘモ落モ行マジ。此ニテ一騎ニ成ランマデモ、合戦シテ打死センズルゾ。年來ノ情思ハン人々ハ、光季ガ最後ノ供シテ、四手ノ山路ヲ送給ヘ。但名モ惜カラズ命ノ惜カラシ殿原ハ、事ノ乱レヌ先^{イツク}ニ何ヘモ落行給候ヘ。恨有マジトゾ宣玉ヒケル。只ノ時ハ御前ニ切舞御恩蒙ラントノミ振舞人々ノ、此由ヲ聞、落行人々誰々ゾ。大津右馬允・薩摩右近ヲ始トシテ、次第々々ニ落行ケレバ、廿九騎コソ殘ケレ。其モ落色ニ猶見ヘケレバ、治部次郎走廻、土門・小門サシマハシテ申ケレバ、殿原聞玉ヘ。

君世ニマシマス時ハ、御恩蒙ラント切舞給シ人々ノ面々、心ノ程ノウタテサハ一々次第ニ落ハテ、纔ニ殘殿原モ落ントヲボサバ、天ヘモ上リ地ヲモ破テ落玉ヘ。門々ハサシツルゾ。此上猶落支度スル者アラバ、只今寄ル敵ニハ目カクマジ。館ノ内ニテドシ軍始テ、打死セントゾ示シケル。カク云懸^{イヒカケ}ラレテ、廿九騎ハシヅマリヌ。政所ノ太郎、是ヲミテ蝶形・菊形シゲク打タルキセナガ取出、判官ニ奉ル。判官是ヲ見テ宣玉ヒケルハ、光季物具ヲシテ軍ヲセバ打勝ベキガ、我等ハ無勢也。寄敵ハ多勢也。物具ヲセテ多勢ニ懸合、能矢一射テ死^{シナ}バコソ、名ヲバ後代ニ留ンズレトテ、白鞘卷ヲヌギ、鎧ノ高紐章摺・クツケイ障子ノ板・弦走センダンノ板・錦マゼタル脇立共ニ切破テ宣玉フ事、光季ガ傳ヘタル
〔本ノマ、〕 最後ノ時マデ、身ニソヘントハ思ヒツレドモ、ナカラシ後、敵ノ手ニ渡テ、アレコソ甲ヨト云レン事ノ口惜ケレバ、切ツルゾトテ泥中ヘゾ投入ラレケル。治部次郎是ヲ見テ、判官殿ハ思切給ニゲリ。奉見申ケルハ、落殘タル勢ドモ廿九騎ハ候メリ。上兩所加テ卅一騎マシマスベシ。此御勢ニテ、只今寄敵ノ中ヲ懸ワリ、高陽院殿ノ大庭ニ引籠、四門

光高陽院ニ参リ
自殺セシ
コトヲ光
季ニ勸ム

ヲ固テ寄手ノ殿原ト手ノキハ戦ヒ、負ヌル物ナラバ、御簾ノ隙ヨリ御殿ニマイリ、
十善ノ君ノ御膝ヲ枕トシテ、自害仕覽トゾ申タル。判官是ヲ聞、治部次郎政所太郎
許ヤサモアラン。殘人共ハ門ヲ開ナバ、皆悉ク落行ナン。去バ只コ、ニテ、一騎ニ
ナランマデモ戦テ打死セン。矢數盡ヌル者ナラバ、打物ニテ戦フベシ。其^{〔モ脱カ〕}叶ハヌ
者ナラバ、館ニ火ヲ懸テ、人手ニカ、ラデ自害センズル支度ヲセヨトゾ宣玉ヒケル。
判官其日ノ軍ノ裝束ハ、寄懸ノ目結ノ小袖ニ、地白ノ帷大口計ニテ、白鞘卷ヲサシ、
十六サシタル胡籙^{〔目カ〕}三要日サシタル胡籙二腰取寄テ、出居ノ妻戸ニ矢タバ子トキテ
立置、滋籙ノ弓ニ張ハリ立テ、敵ノ寄ルヲ待懸タリ。判官宣玉ハク、壽王トクノ
物具セヨト有ケレバ、生年十四ニ成ガ軍裝束ヲゾシケル。小連錢ノ小袖ニ、地白帷
黄ナル大口萌黄糸威ノ腹卷錦草ノ小手ヲ差テ、七寸五分ノ腹卷透ヲ差シ、十六サ
シタル染羽ノ胡籙カキタテ、重籙ノ弓ノ本梢ウラハズシメテ、紅ノ扇開キ持、内柱
ヲ木楯ニシテ敵ヲ待懸タリ。一千余騎ノ討手ハ、京極面ニ押寄ル。門ヲ差タリケ
レバ幡ゾシラミケル。判官云ハレケルハ、何程ノ命ヲ生ントテ、門ヲバサシタルゾ。

壽王軍裝束ス

京極面合戦

余所ノ誹謗ノ耻カシキニ、其門アケヨトテ開カセタリ。治部次郎熊王丸門ヲアケ
タレバ、打入人々一陣ニ平判官胤義、二陣草田右馬允、三陣六郎左衛門、四陣刑部左衛
門、五陣山城守廣綱ヲ始トシテ、上下卅余騎コソ打入タレ。判官是ヲ見テ、紅扇ヲ持
テ、弓手ノ袂ヲ打ハラヒ、大庭ニ步下、平判官ノ馬ノ鼻^{ユンダケズカリ}、弓長計步寄テ申ケルハ、ア
レハ平判官ノヲハスルカ。光季此程都ニ候ヘ共、十善ノ君ノ御爲ニ過セル罪モナ
キ者ヲ、勅勘何事故候ヤラン。平判官返事ニハ、其事ニ候判官殿、和殿ト胤義トハ、
若クヨリ一所ニテソダチタレバ、疎ニハ思ハテ共、時世ニ隨フ事ナレバ、宣旨ニ召
レテ、和殿討手ニ寄タル也^{〔トテ脱カ〕}取合ズ。又伊賀判官云レケルハ、此事、光季兼テ知タリ。
和殿ト能登守殿ト二人シテ、權大夫ヲ打取テ、日本國ヲ云合テ、心ノマ、ニ知行セ
ント思テ、權大夫打ンズル門出ニ、無勢ノ光季ヲ、先打ニヲハシタリト思フ也。弓
矢取身ハ、今日ハ人ノ上、明日ハ身ノ上ナル者ヲ、鎌倉ヘ聞ヘヌル者ナラバ、八ヶ國
ノ大名高家ハ、昔ヨリ弓矢ノ契忘ヌ者ナレバ、權大夫ハ大勢揃テ打テ上リ、御方ノ
謀叛ノ衆責出責出頸切ラン時ハ、何シニ加様ノ事思ヒ企ケント思食ンズルゾ。判

光季胤義
ト問答

官トゾ云ハレケル。草田右馬允是ヲ聞ヤ、平判官殿、是程敵ニ隙ヲアラセテハ、何カ可打ト云懸ラレテ、平判官ハ、ツバノ中差拔出、思フ矢束飽マデ引テゾ放タル。伊賀判官ノ弓手ノ袂ヲ射透テ、後ナル妻戸ノ方立ニ、籠中過テゾ射立タル。伊賀判官是ヲ見テ申サレケルハ、都中ニハ和殿ト間野次郎左衛門トコソ思ツルニ、一ノ矢ハ射ハジツ給ヒヌ。和殿ノ一ノ矢ニ、光季打レタト思ツルニ、イマダ弓矢ノ冥加ハ有ケリ。和殿ノ弓矢ノ冥加ハ盡ニケリ。伊賀判官光季生年四十八ニ罷成手次ノ程御覽セヨ。平判官殿トテ、白羽ノ中差拔出シ、思フ矢束引テ放レバ、平判官ノ弓ノ取ツカノ上、一束ヲキテ射削リ、二陣ニ引ヘタル草田右馬允ガ頸骨射抜タリシカバ、暫モタマラズ落ニケリ。平判官ハ是ヲ見テ思フ様、院ノ御軍ノ門出ニ、大將軍胤義一番ニ射落サレタリト云レン事、公私ノ爲惡カリナント思テ、誹謗ヲハヌ先ニトテ、門ノ外ヘゾ歸ル。六郎左衛門押寄テ戰ケルガ、戰負テ歸ニケリ。山城守廣綱片手弓ハゲテ進寄テ申ケルハ、昨日マデハ互ノ雜事ノ中ナレドモ、時世ニ隨フ事ナレバ、宣旨ヲ蒙テ和殿打ニ寄タル也。判官次郎ハ、廣綱ニハ烏帽子子ナガラハ聲ゾ

廣綱ト光

カシ。互ノ手次今日ニテ有ト宣玉ヘバ、和殿ハ光季ニハアハヌ敵ゾ。ソコノキ給ヘ。軍シテ見セ申サン。和殿ノ判官次郎ト軍シタクバシ給ヘトテ内ニ立入、壽王トクノ立出デ、舅ノ山城守ノ見參セヨトゾ云レケル。壽王、父ノ命ニ隨テ、十六差タル染羽ノ矢カキ負、大庭ニコソ歩下ケレ。アレハ山城殿ノヲハスルカ。光綱ヲバ誰トカ御覽ズル。伊賀判官ガ次男判官次郎光綱トハ我事也。生年十四ニ罷成、元服ノ時給ハリタリシ矢奉返トテ、思フ矢束飽マデ引テ放タレバ、舅ノ山城守ノ鎧ノ袖ニ籠中マデコソ射立タレ。山城守是ヲ見テ、門外ニ引歸リ、是ヲ見玉ヘ殿原、十四ニ成判官次郎ガ射タル弓勢ノハシタナサヨトテ折懸タリ。間野二郎左衛門是ヲ聞、弓矢取ノ道心事ハ有ベカラズ。其儀ナラバ宗景カケントテ、連錢葦毛ノ馬〔ニ脱カ〕乗門〔ノ脱カ〕南腋ニゾ打立タル。伊賀判官是ヲ見テ、門ノ南腋ニ甲モキズシテ、火威ノ冑ニハツブリ計カケタルハ、間野次郎左衛門ト奉見ハ僻事カ。ソニテマシマサバ、日來ノ詞ニモ似ヌ者哉。間近ク押寄候ヘ。見參セントゾ云ハレケル。間野二郎左衛門ハ是ヲ聞、神妙也トヨ判官殿、人シモコソアレ。宗景ニシモ被仰面目サヨ。サラバ

光季宗景
ヲ射ル

參ラントテ、胡籙トキテ築地ニ寄カケ、劔計ヲ拔テ宗景歟廣綱目近ク寄タリケリ。判官ハ
 間野次郎左衛門ニ弓弦キラレテ、出居ノ内ヘゾ入給フ。治部次郎立出デ戦ケルガ、
 弓手ノ腹ヲ切ラレテ、縁ヨリ下ヘゾ落ニケル。仁江田三郎父子三騎立出デ戦ケル
 ガ、次郎左衛門ノ手ニ懸テ、是モ打レニケリ。伊加羅武者立出デ戦ケルガ、内股切
 ラレテ大庭ニ轉ニケリ。間野次郎左衛門是ヲ見テ、奴キヤツゾ耻アル者トテ頸カ、ント
 テ、ウツブキタル所ヲ、判官出居ノ内ヨリ射タル矢ニ、間野次郎左衛門ガ眉間ヨリ、
 後ノ烏帽子ノ結メヘゾ射出シタル。正念亂テ此世ハ早ク盡ニケリ。其間ニ鏡ノ左
 衛門・田野部十郎寄タリケリ。鏡ノ左衛門戦負テ引返ス。田野部十郎打レニケリ。兩
 方ニ死者多、御方三十五騎、判官モ痛手負、今ハ限ト思テ、出居ノ内ヘゾ入ニケル。
 政所ノ太郎ヲ召寄テ、敵ニ火カケサスナ。此方ヨリ火カケヨト下知セラレケリ。
 寢殿ノ間ニ火懸タリケレバ、上天ノ雲トゾ焼上ル。判官ハ、壽王喚ヨセ云ハレケル
 ハ、光季今ハ限ト思フ也。自害セヨト有ケレバ、火中ヘ飛入、三度マデコソ立歸レ。
 判官是ヲ見玉ヒ、壽王ヨ自害ニヒズバ是ヘ立ヨレ。遺言セント宣玉ヒケレバ、壽王

光季光綱
ノ最後

冠者立寄ケリ。判官膝ニ引懸云ハレケルハ、去年霜月ニ、新院八幡御幸成シ時、大
 渡ノ橋爪固メテ、御所ノ見參ニ入、カシコキ冠者ノ眼マナザシ哉ト、叡威ヲ蒙ブリタリ
 シカバ、光季モ嬉シク覺テ、來ンズル秋、除目ニハ官所望セント思ヒツルニ、今ハ限
 ノ命コソ心細ケレ。壽王冠者申ケルハ、自害ヲエ仕候ハヌニ、父ノ御手ニカケサセ
 玉ヘト申ケレバ、判官宣玉ヒケルハ、命ヲ惜ミ鎌倉ヘ落行ントゾ云ハント思ツルニ
 トテ、横ザマニ懷キ、刀ヲ拔出シ既ニサ、ントシケルガ、流ル、涙ニ目クレ、刀ノ立
 所更ニ見ヘザリケリ。乍去ニ刀指テ、燃ル炎ン中ニ投入テ念佛ヲ申、南無歸命頂禮
 八幡大菩薩・賀茂・春日アハレ哀ミ納受ヲ垂給ヘ。光季都ニ留テ、十善ノ君ノ御爲ニスゴセ
 ル罪モナキ者ヲ、宣旨ヲ蒙テ命ハ君ニ召レヌ。名ヲバ後代ニ留置ント宣玉ヒテ、又
 鎌倉ノ方ヲ三度伏拜ミ、無ラン後ノ敵打玉ヘ大夫殿トテ、政所ノ太郎手ヲ取チガヘ
 テ、壽王ノ上ニマロビ懸リ、炎ノ底ニ入ニケリ。去程ニ能登守ハ御所ニ參、軍ノ次
 第申上ケレバ、十善ノ君モ御尋有ケリ。秀康奏申ケレバ、軍ノ爲躰、詞モ不及キブ
 クコソ候ツレ。一千余騎ノ打手ノ御使ト、光季ガ卅一騎ノ勢ト、未ノ始ヨリ申ノ終

秀康戦況
ヲ奏ス

後鳥羽上皇光季ノマセ給フ

公經父子拘禁セラ

義時追討ノ院宣

ニ及ブマデニ戰候ツルニ、御方二十五騎被討候ヌ。手負ハ數モシラズ、アナタニハ耻アル郎等少々被討、或光季父子自害ニテ候ト奏シケレバ、十善ノ君ノ宣旨ノ成様ハ、然ト云ヘドモ、哀光季ヲバ御方ニシテイケテ置、大將軍ヲサセバヤトゾ仰出サレケル。去程ニ右大將公經ノ子息中納言實氏召籠ラセサセ給フ。其謂ハ關東ニ心カハス御疑トゾ承ル。朝ニ恩ヲ蒙、夕ニ死ヲ給ケン唐人ノ様也。サテ伊賀判官下人、十五日戌刻ニ鎌倉ヘトテ下ニケリ。平判官モ宿所ニ歸リ、以前ノ詞少モ違ハズ文委ク書テ、同戌刻兄ノ駿河守ノ許ヘゾ下シケル。又十善ノ君ノ宣旨ノ成様ハ、秀康是ヲ承レ。武田・小笠原・小山左衛門・宇津宮入道・中間五郎・武藏前司義氏・相摸守時房・駿河守義村、此等兩三人ガ許ヘハ賺遣^{スガシ}ベシトゾ仰下サル。秀康宣旨ヲ蒙テ、按察中納言光親卿ゾ書下サレケル。

被院宣爾、故右大臣薨去後、家人等偏可仰聖斷之由令申。仍義時朝臣可爲奉行仁歎之由、思食之處ニ、三代將軍之遺跡、稱無人子管領、種々有申旨之間、依被優勳功之職、被^{遣カ}攝政子息畢。然而幼齡未識之間、彼朝臣稟性於野心、借權於朝威、論之政道豈可然乎。仍自今以後、停止義時朝臣奉行、併可決叡襟著不拘此御定、猶有反逆之企者、早可殞其命。於殊功之輩者、可被加褒美也。宣令存此旨者、院宣如此。悉之以狀。

承久三年五月十五日

按察使光親奉

院宣ノ使者押松鎌倉下向

如此書テ、院御下部押松ニゾ下給。押松ハ十六日ノ寅時ニ、宣旨ヲ帶シテ下ケリ。下リコソ急^{イック}トモ、上リニハ大名高家ノ手ヨリ引手物得テ上ランズレバ、宮仕ノ冥加此ニ在トゾ思ケル。鎌倉ヘハ大方廿日路ナルヲ、十六日ノ曉京ヲ出テ、十九日ノ申ノ刻ニ、鎌倉ヘコソ着ニケレ。伊賀判官ノ下人モ、同酉ノ時ニ着ニケリ。二位殿ニ參テ申ケレバ、被仰ケルハ、尼加様^ガニ若ヨリ物思フ者ヨモアラジ。鎌倉中ニ觸^ツヨトゾ被仰ケル。サテコソ谷七郷ニ騒ガヌ所ハナカリケリ。此由聞テ、二位殿ヘ參人、武田・小笠原^{小カ}・北山左衛門・宇津宮入道・中間五郎・武藏前司義氏、此人々參給フ。二位殿被仰ケルハ、殿原聞玉ヘ。尼加様^ガニ若ヨリ物思フ者候ハジ。一番ニハ姫御前ニ後^チレマイラセ、二番ニハ大將殿ニ奉後、其後又打ツ、キ左衛門督殿頼家ニ後レ

政子ノ述懐

申、又無程右大臣殿實朝ニ奉後、四度ノ思ハ已ニ過タリ。今度權大夫被_レ打ナバ、五ノ思ニ成ヌベシ。女人五障トハ是ヲ可_レ申哉覽_ヤ。殿原ハ都ニ召上ラレテ、内裏大番ツトメ、降_ニモ照_テニモ大庭ニ鋪皮布_{シキ}、三年ガ間住所ヲ思遣、妻子ヲ戀ト思ヒテ有シヲバ、我子ノ大臣殿コソ、一々次第ニ申上テマシ_シ。去_{サレ}バ殿原ハ京方ニ付、鎌倉ヲ責給_フ大將殿、大臣殿二所ノ御墓所ヲ、馬ノ蹄ニケサセ玉フ者ナラバ、御恩蒙テマシマス殿原、弓矢ノ冥加ハマシマシナンヤ。カク申尼ナドガ、深山ニ遁世シテ流サシ涙ヲバ、不便トハ思食スマジキカ殿原、尼ハ若ヨリ物ヲキブク申者ニテ候ゾ。京方ニ付テ鎌倉ヲ責ン共、鎌倉ニ付テ京方ヲ責ントモ、有ノマ、ニ被_レ仰ヨ。殿原トコソ宣玉ヒケレ。武田六郎信光進ミ出デ申ケルハ、昔ヨリ四十八人ノ大名、高家ハ、源氏七代マデ守ラント契申テ候ケレバ、今更誰カハ變改申候ベキ。四十八人ノ大名、高家ヲバ、二位殿ノ御方人ト思食セトゾ申タル。此信光ガ申詞ニ、殘ノ人々皆同ジニケリ。異儀ヲ申人一人モナカリケリ。二位殿悅テ重テ被_レ仰様、サラバ殿原、權大夫ガ侍ニテ、軍ノ僉議ヲ始メ給ヘトゾ被_レ仰ケル。此由承リ、皆大夫殿ヘゾ參リ玉

武田信光
以下關東
ニ味方ナ
誓フ

關東軍評
定

胤義ノ使
者義村ノ
許ニ到ル

義村胤義
ノ書狀ヲ
義時ニ示
シ且ツ院
宣ノ使ヘ
コトナヘ
ム

フ。去程ニ平判官ノ下人モ、同十九日酉ノ時計ニ、駿河守ノ許ヘゾ付ニケル。弟ノ使見付テ、何事ゾト問ハレケレバ、御文候トテ奉ル。開見テ云レケルハ、恐シノ平九郎ガ、今年二年都ニキテ云ヲコセタル事ヨ。一年和田左衛門ガ起シタリシ謀反ニハ、遙ニ勝サリタリ。加様ノ事ハ二目共見ジトテ文カキ卷、平九郎ガ使ニ己計カト問レケレバ使申ケルハ、院ノ御下部押松、權大夫殿打ンズル宣旨持テ下リ候ツルガ鎌倉ヘ入候トテ放_{ハナレ}テ候トゾ申ケル。駿河守重テ云ハレケルハ、關々ノキビシケレバ返事ハセヌゾ。平九郎ニハサ聞ツト許云ヘヨトテ、弟ノ使ヲ上_{ノボセ}ラル。駿河守ハ文卷持テ、大夫殿ヘ參リ申サレケルハ、平判官胤義ガ今年三年京住シテ下タル狀御覽ゼヨ。一年和田左衛門ガ謀反ノ時、和殿ニ義村ガ中_{ナカ}媒シタリトテ、余所ノ誹謗ハ有シカドモ、若ヨリ互ニ變改アラジト約束申テ候ヘバ、角モ申候ナリ。院下部押松、和殿討ンズル宣旨ヲ持テ下リケルガ、鎌倉人ニ放テ候ト申ツルゾ。此ヨリ奥ノ大名、高家ハ、披露有ツル者ナラバ、和殿ト義村トヲ敵ト思ハヌ者ハヨモアラジ。奥ノ人共ニ披露セヌ先ニ、鎌倉中ニテ押松尋テ御覽ゼヨ。大夫殿トゾ申サレケル。

義時押松
ヲ捕ヘテ
宣旨ヲ
奪取ル

可然トテ鬼王ノ如ナル使六人ヲ、六手ニ分テ尋ラル。壹岐ノ入道ノ宿所ヨリ押松
尋出シテ、天ニモ付ズ地ニモ付ズ、琰魔王ノ使ノ如シテ參リタリ。大夫殿ハ押松ガ
持タル宣名〔命〕奪取テ披見シ玉フ。此等ノ次第傳聞テ、馬ニ鞍ヲキ、キセナガ持セテ、
權大夫殿へ馳參ル人々ハ數ヲ不知、權大夫殿申サレケルハ、義時ガ頸ヲバ殿原ノ斯
ベキナラバ、只今打テ都へ上セテ、十善ノ君ノ御見參ニ入サセ玉へ。七條次郎兵衛
取アヘズ申ケルハ、大夫殿聞食セ。昔ヨリシテ四十八人ノ大名・高家ハ、源氏七代マ
デハ守ラント約束申シテ候へバ、大夫殿コソ大臣殿ヨ。大臣殿コソ大夫殿ヨ。〔サカ〕
レバ今日ヨリ後ハ四十八人ノ大名・高家、皆其儀ナラバ、宣旨ノ御請イカ、可有。
各、計給ヘト申サレケリ。面々並居テ計出シタル事ゾナキ。時ニ駿河國淡河中務
兼定申ケルハ、勅答コソ大概案出シテ候へ。如何ニト人々問ハルレバ、十善ノ君是
ヤ此數賦物、一年ニ二度三度獻上面目候覽。此上何ノ御不足アリテカ、加様ノ宣旨
ハ下サレ候覽。二位ノ尼遁世、深山ニテ流涙不便ニ候間、依武士召候山道・海道・北
陸道自三ノ路大勢差進上候也。被召合西國武士等、合戰ノ様自御簾ノ隙可有。

宣旨ノ勅

押松拘禁

義時三道
ノ要地ヲ
守ラシム

海道大將
井ニ其兵
數

叡覽トカ、ンハ、如何ニ殿原トゾ申タル。武田六郎申ケルハ、神妙也トヨ中務殿
誰モカフコソ案ジツレ。御返事ノ書ニ名ハ誰ゾ。進上判官代ト定メ、宣旨ノ勅答
委ク書テ、押松ニコソタビタリケレ。大夫殿申サレケルハ、押松ヲ暫上セズシテ、
勢ノ程ヲ見セテ上セバヤ。當時上セツル者ナラバ、宇津ノ山ヨリアナタノ勢ハ、都
ノ方人ニ成ナンズ。押松ヲニゲヌ程死ナヌ程ニシタ、メヨトゾ申サレケル。武田
六郎サルベキ事トテ、押松ヲバ右馬入道ニゾ預ラレケル。籠ニ籠テホダシヲ打ゾ
誠メ置ク。義時ハ軍ノ僉議ヲ始ラレケリ。海道清見ガ關ヲバ湯山小次郎ニ預ケ玉
フ。山道三坂關ヲバ三坂三郎ニ預ケ玉フ。北陸道鹽山・黒坂ヲバ山城太郎ニ預ケ玉
フ。アヤシハフタル者入テ属降カリナハ殿原、故大將殿ノ御時、軍ノ先陣ヲバ畠山
庄司次郎重忠コソ承シカドモ、其人共ハ今ハナシ。今度ノ先陣誰ニカ有ベキ。乍
去海道ノ先陣ハ相摸守時房、此手ニ可付人數ニハ、城入道・森入道・石戸入道・本間左
衛門・伊藤左衛門・加持井丹内・野路八郎・河原五郎・強田左近・大河殿・大見左衛門・宇佐
美左衛門・内田五郎・久下三郎・勾當時盛ヲ始トシテ、其勢二万騎ナルベシ。二陣武藏

山道ノ大將并ニ其兵數

北陸道ノ大將并ニ其兵數

守泰時、此手ニ可附人々ニハ、關左衛門・新井田殿森五郎・小山左衛門・新左衛門・善左衛門・宇津宮入道・中間五郎・藤内左衛門・安藤兵衛・高橋與一・印田右近・同刑部・阿夫刑部・大森彌二郎兄弟・保威左衛門・蜂川殿・讚岐右衛門・口五郎・駄手入道・同平次・金子平次・伊佐三郎・固共六郎・丹黨・小玉黨・井野田黨・金子黨・楮二郎・有田黨・彌二郎兵衛・駿河二郎康村・武藏太郎時氏ヲ始トシテ、其勢可爲ニ二万騎。三陣足利殿、四陣佐野左衛門政景・二田四郎。五陣紀内殿・千葉次郎ヲ始トシテ、海道七萬騎ニテ上ルベシ。山道大將軍武田・小笠原、此手ニ可付人々ニハ、南部太郎・秋山四郎三坂三郎・二宮殿・智戸六郎・武田六郎ヲ始トシテ、五萬騎ニテ上ルベシ。北陸道ノ大將軍ハ、式部丞朝時ヲ始トシテ、七萬騎ニテ上ルベシ。山道・海道・北陸道三ノ道ヨリ十九萬騎ニテ上スベシ。義時ハ此ニ居ナガラ、手際ノ軍場ハ兼テ知タリ。北陸道ハ礪浪山・宮崎・鹽山・黒坂也。山道ニハ大井戸・板橋・庭田・杭瀬川。海道ニハ大御子・一瀬・大豆戸・食渡・高桑・洲俣コソ、手ノ際ノ軍場ヨ。此等ニテ討勝ホドナラバ、馬ノ腹帶ヲ強クシメテ、敵ハハヤルトモ我ハハヤラズシテ、シラマンニハ手ヲコシテ、手ノ際ノ戰

海道ノ軍發ス

シ給ヘ殿原。海道ノ殿原ハ、美濃國不破關ヲ打過、北陸道ノ殿原ハ、越前ノツルガノ津・アラチノ山ヲ打過テ、三ノ手一ツニ成テ、宇治勢多攻落シテ都ニ上リ、五條ヨリ下ニ火ヲ懸テ、謀反ノ衆ヲ責出々々首ヲ切、十善ノ君ノ見參ニ入ヨ。武藏相摸等ノ勢スクナクバ、脚力ヲ以テ示シ玉ヘ。三郎冠者重時ニ一陣打セテ、義時モ十萬騎ニテ打テ上リ、手ノ際ノ戰シテ十善ノ君ノ見參ニ入ン。戰負ヌルモノナラバ打下リ、足柄・清見ガ關ヲ掘切テ、由比濱ヲ軍場ト誘テ手際戰セン。(ノ脱カ)ソレニ戰負ヌルモノナラバ、昔衆井太郎ガ七度マデ宣旨ヲ蒙リ、門司關ヲ打塞、筑紫九國、七年ガ間掠テ有ケン様ニ、義時モ谷七郷ニ火ヲカケテ、天下ヲ霞ト燒上、陸奥ニ落下リ、數ノ染物卷八丈・夷ガ隱羽一度モ都ヘ上セズシテ、一期ガ間知ランニ、サテモ有ナン和殿原。海道ノ先陣相摸守急玉ヘ。去トモ義時日取セン。五月廿一日甲辰開日ゾ。猶々急玉ヘ。廿一日ニモ成ニケレバ、海道ノ殿原ハ若宮大路ニ打立テ、上差拔テ若宮三所ニ奉リ、由比濱ヘ打出テ、腰越山ヲ打過テ、足柄山ヘゾ懸玉フ。大夫殿ノ勢ノ有様ハ聞ツラントテ、押松取出シ、大庭ニ引居テ申サル、ヤウハ、都ニ上リ十善ノ君ニ申上ン様

義時押松
ニ勅答ノ
旨ヲ傳ヘ
テ追放ス

ハヨナ。是ヤ此數ノ染物卷八丈銀金夷ガ隱羽^{〔貢カ〕}交馬上馬、一年ニ二三度マヒラセ候面目ニテ候ラン。此上ニ何ノ御不足有テカ、義時御勘氣ニ預リ候ラン。武士召レ候ヘバ、山道海道北陸道三ノ道ヨリ十九万騎、白冠者原ヲ上セ候。西國ノ武士ト召合合戰セサセテ、御簾ノ隙ヨリ御覽候ベシ。軍旅猶不足ニ思食サレ候ハ、己ガ様ニ足早カラン下部ヲ下給テ、義時モ十万騎ヲ引具馳上リ、手ノ際ノ戰仕テ、十善ノ君ノ御見參ニ罷入ント申ツト申セヨ。押松糧料クレヨトテ、干飯^{ホシイヒ}三升賜テ、門ヨリ外へ追出シテ、大波腰越懷島山ヲバ、死出ノ山路ト越下テ、相摸川ニヨリヒタリ、水アビ力附テ思様、此干飯^{ホシイヒ}カシコ此ニテ食センヨリハ、此ニテ一度ニ食テ、閑ニ上ラント思テ、三升ノ干飯一度ニ洗食テ思様、下リニコソ急トモ、上リニハ急ガズシテ、大名高家ノ手ヨリ引出物得テ上ランズラン面目サヨト思タ^{〔レニカ〕}レハ、サハナクテ籠ニコモリホダシ打レテ、人ノ聲スレバ、今ゾ押松ガ首ハ切レヌルト思ヒシ事ノオソロシサヨ。サレバ押松ハ、今年ハ中天ヨモ來ラジト、今度ハ急ガズトモ上ラント思ツ、鎌倉ヲ出デ五日ト云シ西ノ時ニハ都ニ上リ、高陽院殿ノ大庭ニゾ著ニケレ。

押松歸洛

承久記〔卷下〕

季康押松
ニ鎌倉ノ
狀ヲ問フ

十善ノ君ヲ始マイラセテ、大臣公卿納言宰相女房諸人集リ、押松ガ義時ガ首持テ參ラン御覽ゼヨトテ、御簾ヲ挑^{カ、ダ}テ門前市ヲ成。去程ニ、押松ハ大庭ニウツブシ様ニゾ伏ニケル。能登守ノ申サレケルハ、何ソノ押松ガ、是程ノ晴ニ南庭ニウツブシタル奇恠サヨ。鎌倉ノ様、起上リテ有ノ儘ニ申セ。押松トゾ仰ラレケル。如此二三度仰ノ後、起居ツ、涙ヲ流シテ申ケルハ、此世中ハ鬪諍堅固ノ世ト成テ、逆ニナル事程モナシナド、申ハ、權大夫ガ十善ノ君ニ申セト候ツルハ、是ヤ此數ノ染物卷八丈白銀金夷ガ隱羽貢馬上馬、一年ニ二度三度進上仕ル面目ニ候ラン。何ヲ不足ニ思食サレテ、加様ノ宣旨ハ下候哉^ヤラン。武士^{〔チカ〕}ノ召候ナレバ、山道海道北陸道三ノ道ヨリ、十九万騎ノ白冠者原ヲ上^{ノボセ}候ナリ。西國ノ武士ニ召合ラレテ、軍ヲサセテ御簾ノ隙ヨリ御覽ゼヨ。猶軍ニアカセ玉ハヌモノナラバ、己ガ様ナル足早カラン

押松ノ陳
述

京方海道ノ將士

脚力ヲ下シタベ。義時モ十万騎ニテ馳上リ、手ヲ際軍仕テ、見參ニ入ラント申セト
 コソ、申候ツレト申ケレバ、上下萬人是ヲ聞、皆伏目ニコソハ成ニケレ。十善ノ君
 宣旨ノ成様ハ、ウタテカリトヨ和人共、サテモ鷹ヲバ軍セヨトハ勸メケルカ。今ハ
 此事、如何ニ示ストモ叶フマジ。トクトク勢ヲ汰^ソヘテ手ヲ向ヨ。能登守秀康ハ、此
 宣旨ヲ蒙リ、手々ヲ汰テ分ラレケリ。海道ノ大將軍ハ、能登守秀康・河内判官秀澄・
 平判官胤義・山城守廣綱・六郎左衛門・刑部左衛門・帶刀左衛門・平内左衛門・平三左衛
 門・伊王左衛門・齋藤左衛門・薩摩左衛門・安達源左衛門・熊替左衛門^{クマガヘ}・阿房守長家・下總
 守・上野守・重原左衛門・翔左衛門ヲ始トシテ、七千騎ニテ下ベシ。山道大將軍ニハ、
 蜂屋入道父子三騎・垂見左衛門・高桑殿・關田・懸棧・上田殿・折見・御料・寺本殿・駿河大
 夫判官・關左衛門・佐野御曹司・筑後入道父子六騎・上野入道父子三騎ヲ始トシテ、五
 千騎ニテ下ルベシ。北陸道大將軍ニハ、伊勢前司・石見前司・蜂田殿若狹前司・隱岐
 守・隼井判官・江判官・主馬左衛門・宮崎左衛門・室會左衛門・白奇藏人・西屋藏人・保田左
 衛門・安原殿・成田太郎・石黒殿・大谷三郎・森二郎・徳田十郎・能木源太・羽差八郎・中村

同山道ノ將士

同北陸道ノ將士

京方三道ノ總兵數

太郎・内藏頭ヲ始トシテ、七千騎ニテ下ルベシ。山道・海道・北陸道三路ヨリ一万九千
 三百廿六騎トゾ註タル。殘ノ人々ハ、宇治・勢多ヲ固メ玉ヘ。瀬田ヲバ山ノ口ニモ
 仰付ラレケリ。美濃堅者・播磨堅者・周防堅者・智正・丹後ヲ始トシテ、七百人コソ下リ
 ケレ。五百人ハ三尾ガ崎、二百人ハ瀬田橋ニ立向フ。行桁三間引放、大綱九筋引ハ
 ヘテ、乱杭^{〔茂脱カ〕}逆木引^{〔印カ〕}テ待懸タリケリ。宇治ノ手ニハ、甲斐宰相中將範茂、右衛門佐・蒲
 入道ヲ始トシテ、奈良^{〔印カ〕}印地ニ仰附ラレケリ。眞木島ヲバ佐々木野中納言有雅、伏見
 ヲバ中御門中納言宗行、芋洗ヲバ坊門新中納言忠信、魚市ヲバ吉野執行、大渡ヲバ二
 位法眼尊長、下瀬ヲバ伊豫河野四郎入道ニ仰付ラレケリ。殘ル人々ハ、按察殿ヲ始
 トシテ一千騎、高陽院殿ニゾ籠ケル。去程ニ海道大將軍河内判官秀澄、美濃國垂見
 郷小ナル野^{〔ナル小カ〕}ニ著陣ノ手分セラレケリ。阿井渡蜂屋入道堅メ給ヘ。大井戸ヲバ駿
 河判官・關左衛門・佐野御曹司固メ給ヘ。賣間瀬^{ウラマ}ヲ神土殿^{カシチ}・板橋ヲバ荻野次郎左衛門・
 伊豆御曹司固メ給ヘ。火御子ヲバ打見・御料寺木殿固メ給ヘ。伊義渡ヲバ關田・懸
 棧・上田殿固メ給ヘ。大豆戸^{マメド}ヲバ能登守・平判官固メケリ。食坂^{シキノ〔渡カ〕}ヲバ安藝宗左衛門・

京方海道防備ノ部

時房橋本ノ宿著陣

下條殿・加藤判官三千騎ニテ固メ給ヘ。上瀬ヲバ滋原左衛門・翔左衛門固メ給ヘ。洲侯ヲバ山田殿固メ給ヘ。山道・海道一万二千騎ヲ、十二ノ木戸ヘ散ス事コソ哀レナレ。去程ニ、海道ノ先陣相摸守、遠江國橋本ノ宿ニゾ著ニケル。都ニオハシケル下野守ノ郎等玄蕃太郎ト云者ハ、阿房國ノ住人ナリ。鎌倉ヘ官物漕^{コイ}デ上リケルガ、弓矢取ノ哀サハ、妻子ニ暇モコハズシテ、相摸守ノ手ニカラレテ、遠江ノ橋下^{ハシモト}ノ宿マデ御供シテマイリケルガ、思様弓箭取身トナリヌレバ、都ニオハシマス我君ノ守殿ヲ、今一度見マイラセタラバコソ、世ニ在カヒアラメト思ヒ、十九騎ノ勢ニテ、橋下ノ宿ヲ夜立ニシテ、相摸守ノ前ヲ下馬モセズ、^{〔本ノマ、〕}ヘリモオカズシテ通りケル。相摸守是ヲ見テ、打田^{ウチダ}黨ヲ召寄申サル、様、何ナル者ゾ。時房ガ宿ノ前ヲ、下馬モセズシテ通條コソ奇怪ナレ。立出テ見ヨトアリケレバ、打田三郎出テ見、歸參テ申ケルハ、下野殿ノ郎等玄蕃太郎ニテ候ナリトゾ申ケル。相摸守重テ申サレケルハ、軍ノ尤ハ天ヨリ下、地ヨリ湧ケルモノカナ。坂東武者ハ馬足クルシキニ、遠江ノ侍カケヨトコソハ申サレケレ。打田黨、仰ヲ蒙リ百騎ノ勢ニテカケ出デ、三河國高瀬宮道本

玄蕃太郎ト打田三郎トノ合戦

山田次郎ノ關東ノ軍ニ對スル略

野原・音和原ヲ打過テ、石墓ニテコソ追付^{〔レ〕}タル。打田三郎申ケルハ、アレハ玄蕃太郎ト奉見ハ僻事カ。ソニテマシマサバ、相摸殿御使ニ、打出黨參テ候ナリ。歸給ヘ見參セントゾ申タル。玄蕃太郎是ヲ聞立歸ル。馬ノ鼻ヲ一ニ立並テ申ケルハ、殿原聞召セ。弓矢取身ト成ヌレバ、都ニオハシマス我君守殿ヲ、今一度見參セントテ上ルハ、何カ僻事ナルベキ。我モ人モ互ニ討死セントテ、十九騎ノ兵、十一騎ハ打物取、八騎ハ弓取矢合シテ、懸合入組ミ散々ニ戦ケリ。百余騎ノ討手モ、三十五騎ハ被^レ討ニケリ。手負モノ數多アリ。十九騎ノ兵モ、十一騎ハ討レニケリ。八騎ハ大道ヨリ南ノ^ホ頬ナル宿太郎ガ御前^{〔ノ脱カ〕}家ニ遁入、門ドモサシマハシ、火ヲ懸テ面々自害シテコソ失ニケレ。打田三郎ハ是ヲ見テ、十一騎ガ頸ヲ取、本野原ニ竿ヲ結テゾカケテ歸、相摸殿ノ被居ケル橋下ノ宿ニ歸參シテ、此由申ケレバ、守殿申サレケルハ、時房今度ノ軍ニハヤ打勝タリトテ、上差拔テ軍神ニゾ奉ラレケル。山道遠江井助ハ、尾張國府ニゾ著ニケル。其時、洲侯ニオハシケル山田殿、比由聞付テ、河内判官請ジテ宣給フ様、相摸守山道遠江井助ガ尾張ノ國府ニ著ナルハ。我等山道・海道一万

秀澄ノ臆病

二千騎ヲ、十二ノ木戸へ散シタルコソ詮ナケレ。此勢一ニマロゲテ、洲俣ヲ打渡テ、尾張國府ニ押寄テ、遠江井介〔助〕討取、三河國高瀬宮道本野原音和原ヲ打過テ、橋下ノ宿ニ押寄テ、武藏并相摸守ヲ討取テ、鎌倉へ押寄義時討取テ、谷七郷ニ火ヲ懸テ空ノ霞ト燒上、北陸道ニ打廻リ、式部承朝時討取、都ニ登テ院ノ御見參ニ入ラン。河内判官殿トゾ申サレケル。判官ハ天性臆病武者ナリ。此事ヲ聞、其事ニ候。尤サルベキ事ナレドモ、山道海道一ニ圓〔口〕ゲ、洲俣渡シテ尾張國府ニアナル遠江井介、武藏相摸守討取、鎌倉へ下モノナラバ、北陸道責テ上ナル式部承朝時、山道々々固メテ上ナル武田小笠原ガ中ニ取籠ラレテ、属降カキテ要事ナシ。京ヨリ此マデ下〔下〕ダニ、馬足ノクルシキニ、唯是ニテ何時〔ノ〕日マデモ待請テ、坂東武者ノ種振ハン山田殿トゾ申サレケル。山田次郎ハ、是ヲ聞テ思様憎ヒ河内ガ詞哉。其儀ナラバ、重定ガ勢バカリ渡見ント思ツ、井綱權八下藤五ト云〔二カ〕二人ノ主達召寄、云ハレケルハ、相摸守山道遠江井介ガ尾張ノ國府ニ著タンナルゾ。行テ事ノ體見テコヨトテ遣ケリ。遠江井介中源次中六ト云二人ノ主達召寄、都ノ武士ノ洲俣ニ著タンナル事ノ

山田斥候
ヲ尾張ニ
出ス

兩方ノ斥
候ノ衝突

善惡見テ來ヨトテ登。兩方ノ使ハ牛尾堤ニテ行合ヌ。中源次申ケルハ、アレハヤ給へ中六殿。此ナル男ドモハ都ノ武士ノ洲俣ニ著タンナル。カケコミ來ル男共ト覺ユルゾ。トラヘテ頸キレ中六殿トゾ申ケル。是ヲ聞テ、權八思申ケルハ、都ノ武士ノ先使ニテモ候ハズ、賀楊津ノ宿太郎ニテ候ナリトゾ申タル。中源次是ヲ聞、實ニ宿太郎ナラバ、我等コソ都ノ武士ノ洲俣ニ著タンナル。宣旨破リニ上鎌倉殿ノ先使ヨ。サラバ供シテ物見セヨカシト、淺々トゾ云ケル。權八是ヲ聞、サラバイザ給へ。下藤五殿モ、此殿原ノ御供シテ物見セントテツレテ行〔ユク〕。本鳩ノ墓打過テ、尾張ノ一宮過ケレバ、權八思様、奴原ガ供シテ無益ナリ。搦メバヤト思フヨリ、本フト莖短ニ取ナシテ、二人ノ主達、六月ノ固土ニ馬ヨリ下へハリ落シ、高手・小手ニシメオフセテ、敵ノ馬〔ウ〕ハイ取乗テ、馬ノ先ニオツタテ洲俣追渡、山田殿へゾ持テ參被仰ケルハ神妙ナリ主達ヨ。今度ノ軍ニ勝ヌルモノナラバ、所知ヲトラセ繁昌セサセントテ、酒ノマセ干飯三升タビタリケリ。山田次郎ハ道理有ケル武者ナレバ、中六男ヲバ日ノ大將軍河内判官ニゾ奉ラレケル。判官ハ心ノビタル武者ナレバ、

山田ノ使者關東方ノ使ヲ斬ル時房熱田參拜

御料、食間ニ中六ヲ早北^{ニガ}シテケリ。山田殿ハ中源次ヲ召寄せ、鎌倉ニハイカ^{ニガ}云。有ノ儘ニ申テケリ。其後ニ權八ニ預ラル。森堤ニテ遂ニ頸切テ懸タリケリ。去程ニ、海道ノ先陣相摸守ハ、橋下ノ宿ヲ立テ參河國^{ヤハギ}矢作^{ヤハギ}・八橋・垂見・江崎ヲ打過テ、尾張ノ熱田ノ宮ヘ^{ソト}參リ給フ。上差拔テ進セテ、其夜ハ赤池ノ宿ニ^{〔沙汰カ〕}著給フ。明日尾張ノ一ノ宮ヘ^{ソト}外ノ郷ニ打立テ、軍ノ^{〔沙汰カ〕}手駄セラレケリ。今度ノ道ノ固ハ上臈次第ゾ。大豆戸ヲバ武藏守、高桑ヲバ天野左衛門、大井戸・河合ヲバ武田、小笠原ハ美濃國東大寺ニコソ著ニケレ。此兩人ノ給フ事、娑婆世界ハ無常ノ所ナリ。如何有ベキ武田殿。武田返事セラレケルハ、ヤ給ヘ小笠原殿。本ノ儀ゾカシ。鎌倉勝^{カカ}バ鎌倉ニ付ナンズ。京方勝バ京方ニ付ナンズ。弓箭取身ノ習ゾカシ。小笠原殿トゾ申サレケル。去程ニ、相摸守ハ御文カキ、武田・小笠原殿、大井戸・河合渡賜ヒツルモノナラバ、美濃・尾張・甲斐・信濃・常陸・下野六箇國ヲ奉ラント書テ、飛脚ヲゾ付給フ。彼兩人是ヲ見テ、サラバ渡セトテ、武田ハ河合ヲ渡シ、小笠原ハ大井戸ヲ渡シケリ。小笠原一ノ郎等市川新五郎ハ、扇ヲ上テ向ノ旗ヲゾ招キタル。向ノ旗ニマシマスハ阿

尾張國合戰

法シキノ人ゾ。ヨキ人ナラバ渡シテ見參セン。次々ノ人ナラバ、馬クルシメニ渡サジトゾ招タル。薩摩左衛門立出テ申ケルハ、男共サコソ云トモ、己等ハ權大夫ガ郎等ナリ。調伏ノ宣旨蒙ヌル上ハ、ヤハスナホニ渡スベキ。渡スベクハ渡セトゾ招タル。新五郎是ヲ聞、腹ヲ立テ、マサキニ詞シ給フ殿原哉。誰カ昔ノ王孫ナラヌ。武田・小笠原殿モ、清和天皇ノ末孫ナリ。權大夫モ桓武天皇ノ後胤ナリ。誰カ昔ノ王孫ナラヌ。其儀ナラバ渡シテ見セ見サントテ、一千余騎コソ打出タレ。武田六郎是ヲ見テ、彼渡ス^{カシコ}ハイカナル武者ゾ。小笠原殿ノ一ノ郎等市河新五郎トゾ申タル。武田六郎被申ケルハ、何ゾ新五郎ガ唯今ノ河渡ゾ。高名セントテ、甲ノ鍔モ敵ニ見セズシテ流死ハシヨヘウナシ。爰ニ水練スル冠者ノ有ニ、瀬ブミセサセシ。歸レトコソ云ハレケレ。生年十九ニナル荒三郎ヲ召寄テ、瀬踏ヲセヨトゾ申サレケル。荒三郎^{〔ハカ〕}ガ物具脱置、胡籙ナル中差二筋、弓ニ取具シテト河ノ底ヘゾ入ニケル。水ノ底ヲ一時計這テ向ノ岸ノ端ニ浮出テ、高桑殿ヲ見附、アハレ敵ヤ討バヤト思ヒケルガ、討ハツシツルモノナラバ、此ニテ死ナンズト思ヒケレドモ、ヌレ

タル矢ヲハゲテ思フ矢束飽マデ引テ放チタレバ、高桑殿ノ弓手ノ腹ヲ、鞍ノ末マデ
コソ射附タレ。馬ヨリ逆ニ落テ、此世ハ早ク盡ニケル。宣旨ノ方ニハ是ヲ見テ、我
モ我モト懸ケレバ、荒三郎ハ又水ノ底ヘゾ入ニケル。一町四五段計下リテ、水ノ底
ヲ這出デ、小笠原ノオハスル岸ノ下ニゾツト浮出タル。小笠原申サレケルハ、是ハ向
ノ河バタニテ浮上リ、敵射落シタリツル男ナ。トクトク物具セヨトゾ申サレケル。
荒三郎ハ物具シテ、武田殿ノ前ニテ申ケルハ、馬ノ足ノ立ヌベキ所ハ、河中ニ二段
計ゾ候ラン。郎等ドモノ中ニ向テ申ケルハ、殿原ハ河渡ノ子細ハ知テオハスルカ。
河ヲ渡スニハ強キ馬ヲバ上手ニ立、弱キ馬ヲバ下手ニタテ、水ヲヨドマセテ甲ノ袖
アラハスガリニ引懸テ、弓ノウラハズ馬ノ首ニ引副テ、手綱鞍ノ輪口ニ引附テ渡サ
セ給ヘ殿原トゾ申タル。其後打ヒテ、渡ス人々ニハ、一陣智戸六郎、二陣平郡四
郎、三陣中島五郎、武田六郎ヲ始トシテ、五千騎マデコソ渡シタル。駿河大夫判官ト
智戸六郎ト戦ケリ。判官ノ手ニカ、リ河中ニテ廿五騎マデ射流タリ。寄合懸組判
官ハ數多ノ敵討取、子息帶刀左衛門討レニケレバ、後弱リヤ覺ケン落ニケリ。二宮

殿ト蜂屋入道ト戦ケリ。蜂屋入道ハ、二宮殿ノ勢廿四騎マデ射流タリ。渡付テ後、
蜂屋入道ト二宮殿ト組タリケリ。蜂屋入道ハ、多ノ敵討取テ我身ニ痛手負、自害シ
テコソ失ニケレ。小笠原ハ是ヲ見テ、三千騎マデ討ヒテタリ。一人モ漏サズシテ
渡シケル。市川新五郎ハ、先ノ詞ヲネタガリテ、薩摩ノ左衛門ヲ目ニカケテ、押寄テ
熊手ヲ以、兜ノテヘンニ打立テ懸テ引寄頸ヲ討。蜂屋藏人は是ヲ見テ、加様ノ所ハニ
グル甲ノ者落ナント思ツ、鞭ヲ揚テ高山ヘゾ入ニケル。同三郎、是ヲ見テ追付申
ケルハ、何ヘトテオハスルゾ。加程ニ成ナンニ落行タリトモ、蝶ヤ花ヤト榮ベキカ。
返シ給ヘ父ノ敵討ン藏人殿ト云ケレドモ、聞ヌ顔ニテ落ニケリ。蜂屋三郎力及バ
デ引返シ、武田六郎ト戦ケリ。蜂屋三郎申ケルハ、武田六郎ト見奉ルハ僻事カ。我
ヲバ誰トカ御覽ズル。六孫王ノ末葉蜂屋入道ガ子息蜂屋三郎トハ我事也。父ノ敵
討ントテ參テ候ナリ。手次ノホドヲモ御覽セヨトテ、上差拔出シ、滋籐ノ弓ニ打ク
ハセテ飽マデ引テ放タレバ、武田六郎ガ左ノ脇ニ立タル一ノ郎等ノ、胃ノ胸板上卷
マデ射通ケレバ、暫モタマラズ馬ヨリ落テケリ。二矢返シテ射タリケレバ、武田六

郎ガ小舎人童ノ頸骨ヲ、後ヘコソ射抜タレ。其後、六郎ト三郎ト引組テ、共ニ馬ヨリ落ニケリ。上ニナリ下ニナリスルホドニ、三郎腹巻通ヲ拔出シ、六郎ガ甲ノテヘン鎧ノワタガミマデコソカキ付タレ。六郎ハアブナク見ヘシ處ニ、武田八郎落合テ、六郎ヲ引ノケテ三郎ガ頸ヲ取。八郎ナカリセバ六郎ヨモイキジ。山道ノ人々ハ、皆悉落ニケリ。武田・小笠原ハ、大井戸・河合責落テ、河ヲ下リニカケ、レバ、鶴沼瀬ニオハシケル神土殿ハ、是ヲ見テ河ヲ下ニカクル武者ハ、敵カ味方カト問ハレケレバ、上田刑部申ケルハ、アレコソ武田・小笠原ガ大井戸・河合責落シテ、河ヲ下リニカクルヨト云ケレバ、神土殿、其儀ナラバ人ドモ皆々思切テ、軍セントゾ申サレケル。上田刑部申ケルハ、人ノ身ニハ命程ノ寶ハナシ。命アレバ海月ノ骨ニモ申譬ノ候ナリ。軍ヲセンヨリハ落テ、尼野左衛門ニ見參シテ、武藏殿ヘ參リ宣シテ世ニアラン支度ヲシ給ヘ。神土殿トゾ申タル。此儀サモ有ナント思ヒ、尼野左衛門ニ見參シテ、武藏殿ヘゾ參ケル。武藏守御前〔二脱カ〕召寄申サレケル様ハ、殿原聞給ヘ。弓矢トル身ト成テハ、京方ニ附ハ一府ニ京方ニナリ、鎌倉方ニ付ハ一府ニ鎌倉ニ付ベキ

官軍ノ將
神土賴經
泰時ニ降ル

京方敗北

ニ其儀ハナクシテ、是ヘオハシタルコソ心得子。何ノ殿原モ是ヲ見習、カクコソアラズラメ。傍輩ノ様ニ頸ウテ殿原ト云ハレケレバ、神土殿父子九騎ガ頸ヲ切テ、金竿ニコソ梟カケタリケレ。板橋ニオハシケル荻野次郎左衛門・伊豆ノ御曹司カケ出テ戰ケリ。數多敵討取、終ニハシラミテ落ニケリ。伊義イキノ渡ニオハシケル關田・懸棧・上田殿、坂東方ト矢合シテ戰ケルガ、敵數多討取、是モシラミテ落ニケリ。火ノ御子ニオハシケル打見ノ御料寺本殿、尾張熱田大宮司ニ懸ツメラレテ、モロコシ河ニテ討レニケリ。大豆戸ノ渡リ固メタル能登守秀康・平判官胤義カケ出テ戰フタリ。平判官申ケルハ、我ヲバ誰トカ御覽ズル。駿河守ガ舍弟胤義平判官トハ我ゾカシトテ向フ敵廿三騎ゾ射流シケル。待請々々多ノ敵討取テ、終ニハシラミテ落ニケリ。食渡ヲ固メタル安藝宗左衛門・下條殿待カケラル。向バタニハ關左衛門・大和入道押野入道押寄テ、河バタナル堂ヲ破リ、筏ニ組テゾ渡ケル。狩野入道云レケルハ、此ハ昔ヨリ千騎渡シテ一人モイカヌ〔キカ〕所ナリ。アゲテ渡セトアリケレバ、大和入道申サレケルハ、アハレヤ給ヘ入道殿、大夫殿御前ニテ軍ノ糺定蒙シ。唯アゲテ渡トヤ沙汰

胤義敗走

ハアリシ。殿原入道ハ七十有餘ニ成タレバ、死ナン命モ惜カラズト云テ、一百余騎ニテ渡ケリ。一人モカケズ渡テケリ。宗左衛門下條殿是ヲ見テ、北目ヲツカヒテ矢一ツモ射ズシテ落ニケリ。伊勢國ノ加藤判官コソ、昔平家ノマ子ヲバシタリケレ。平家東國責ニ下リケルガ、駿河國富士ノ沼ニテ、アヂ村ノ羽音ニ驚キ落タリケリ。其餘ニテ尾張國鳴海浦ノ浦人ノ山入スルトテ、山ニ火ヲ付テ燒ケレバ、數ノツバサ炎ニコラヘズシテ、伊勢國河沼ノ浦ニ渡ケル中ニ、白鷺百羽計渡ケルヲ見テ、加藤判官云レケルハ、アレ見給ヘ和殿原、沖ノ船武者コソ白旗サシテ搦手メグラシ押寄タレ。コソハ叶ハシトテ、千年マデアラント造並ベタル長江館。マガリノ館ニ火ヲカケテ、天下ヲ霞ト燒上テ、三千騎ノ勢ヲタナビキナガラ、矢一モ射ズシテ落ニケリ。上瀬ニオハスル重原翔左衛門戰ケリ。翔左衛門申サレケルハ、坂東方ノ殿原、我ヲバ誰トカ御覽ズル。我コソハ王城ヨリハ西、攝津國十四郡、其中ニ渡邊黨身ハ千騎ト聞アル其中ニ、愛王左衛門翔トハ我事ナリトゾ名ノリケル。地體ガ勢兵ノ達者ニテハアリ、向フ敵十五騎マノアタリニゾ射流タル。懸組入違夥戰テ、我

翔左衛門奮戰

胤義敗走

後鳥羽上皇敗軍ノ報ヲ聽キ給ヒテ東坂本ニ御幸

ハ翔々ト馳廻テ、數ノ敵ヲ討取テ、明ル卯時マデコソコラヘタレ。振舞勝テ見ヘケルガ、是モ終ニハ落ニケリ。洲俣固メタル河内判官ハ、夜ベノ戌時ニ落ニケリ。承久三年六月八日ノ曉、員矣四郎左衛門久季筑後太郎左衛門有仲、各身ニ疵蒙ナガラ院ニ參テ申ケルハ、坂東武者數ヲシラズ責上ル間、六日洲俣河原ニシテ、纔ニ戰フトイヘドモ、皆落ヌル由ヲ奏シ申ゾ憑モシゲナキ。院イトハ騷セ給ヒテ、院々宮々モ引具シ奉テ、二位法印尊長ノ押小路河原ノ泉ニ入セ給フ。公卿殿上人若キ老タル皆物具シテ御供ニ候。ゲニゲニ矢一射ン事知ガタシ。去程ニ酉時計東坂本ヘ御幸ナル。御勢纔ニシテ、千騎トダニ見ヘヌゾ口惜キ。カ、ルニ付テハ、唯都ノ騷ナリ。何ナル御計ニカ。アレハ又都ヘ歸リ入セマシマセバ、人ノ氣色何トナク、ヨシト云ントスレバ、宇治勢多兩所ノ橋ヲ取破テ、軍場ト定メラル。公卿殿上人モ、其道ニ叶ヒヌベキヲ皆差向サセ給フ。去ドモ山田殿ハ、火出ス計ノ戰シテ、多ノ敵ヲ討取ト見給ヘバ、上ニモ下ニモ人モナシ。心細ゾ思ハレケル。重定ハ是ニテ討死セントハ思ドモ、我身一人ニ成テ討死シテイカマセン。杭瀬河コソ山道海道ノ